

平成 28 年 5 月 19 日
区政改革担当部 区政改革担当課

練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～
に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

意見件数 486 件

内訳は以下のとおり。

寄せられた意見の概要と区の考え方については、別紙のとおり。

区民意見反映制度による意見(平成 27 年 12 月 21 日～平成 28 年 2 月 8 日)

受付方法	延人数・団体数	意見件数
郵送	6 名	357 件
F A X	10 名	
メール	27 名・1 団体	
持参	31 名・1 団体	
合計	74 名・2 団体	357 件

区長とともに練馬の未来を語る会にて寄せられた意見

開催日および会場	参加者数	発言者数	意見件数
1 月 17 日 光が丘区民ホール	88 名	12 名	111 件
1 月 21 日 ココネリホール	76 名	12 名	
1 月 24 日 勤労福祉会館	91 名	13 名	
1 月 26 日 石神井公園区民交流センター	103 名	15 名	
1 月 28 日 北町第二地区区民館	59 名	6 名	
1 月 31 日 関区民ホール	59 名	15 名	
合計	476 名	73 名	111 件

各種団体への説明会等にて寄せられた意見

団体等の名称	参加人数	意見件数
都市計画審議会（12月24日）	22名	0件
私立保育所連絡会幹事会（1月15日）	5名	5件
認証保育所（1月15日郵送）	27所	5件
地域型保育事業（1月15日郵送）	70所	2件
保育室（1月15日郵送）	3所	0件
子ども・子育て会議（1月18日）	13名	3件
社会福祉事業団（1月19日）	2名	0件
シルバー人材センター（1月21日）	2名	0件
緑化委員会（1月22日）	18名	2件
男女共同参画センター運営委員会（1月25日）	11名	1件
老人クラブ連合会（1月27日）	1名	0件
合計		18件

2 寄せられた意見の内訳

項目	合計	区民意見 反映制度	区長と ともに 練馬の 未来を 語る会	各種団体 への 説明会等
「これから」を考えるために	8	7	1	0
1 区政改革のめざすもの	4	3	1	
2 将来どうなる？ 人口・経済状況	1	1		
3 改革の視点	3	3		
直面する区政の重要課題	299	229	53	17
1 子ども・子育て支援	111	81	16	14
2 超高齢社会への対応	61	50	11	
3 都市基盤の整備と維持	80	57	20	3
4 区立の建物施設の維持・更新	47	41	6	
改革を支える基盤づくり	38	32	6	0
1 財政基盤の強化	6	6		
2 職員の育成	19	15	4	
3 情報通信技術（ICT）の活用	6	4	2	
4 外郭団体の見直し	7	7		
区政改革の検討の進め方	14	13	1	0
その他	127	76	50	1
合計	486	357	111	18

3 寄せられた意見の概要と区の考え方（別紙のとおり）

- (1) 区民意見反映制度 357件
1ページ～41ページ
- (2) 区長とともに練馬の未来を語る会 111件
42ページ～53ページ
- (3) 各種団体への説明会等 18件
54ページ～55ページ

合計 486件

4 意見に対する対応状況について

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映するもの	115件
事業等において既に実施しているもの	104件
事業実施等の際に検討するもの	115件
趣旨を反映できないもの	79件
その他、上記以外のもの	73件
合計	486件

1 区民意見反映制度

	意見の概要	区の方考え方	対応区分
「これから」を考えるために			
1 区政改革のめざすもの			
1	「改革ねりま」に優先順位があれば教えてほしい。	『ビジョン』の18の戦略計画は、重点課題に対応するリーディングプロジェクトです。 『資料』では、その中でも、人口構造の変化や区特有の課題を踏まえ、特に重要な政策課題として、子ども・子育て支援、超高齢社会への対応、都市基盤の整備と維持、区立の建物施設の維持・更新の5つを取り上げ、データに基づいて現状と将来の見通しを明らかにし、現時点での区の方考えを示しています。	
2	区政の合理化のためには、課題に優先順位をつけて取り組んでいくことになると思うが、優先順位が低い課題にも常に光をあててほしい。	『資料』では、人口構造の変化や区特有の課題を踏まえると、今後の練馬区にとって、福祉・医療とまちづくりが特に重要な政策課題と考え、取り上げました。そのほかの課題についても、区は基礎的自治体として必要な施策に取り組んでいます。	
3	財政基盤を強化するためには、まずは、区民へのサービスからもう1度無駄な業務をカットし、その後、職員数の再設定、ICT、外郭団体の活用を検討すべきである。	質の高い区民サービスを安定的に提供していくために、時代の状況と地域の実情に即して、区民サービスのあり方を不断に見直していきます。並行して、職員数の適正化やICTの活用、外郭団体の見直しについても検討していきます。	
2 将来どうなる？ 人口・経済状況			
4	『資料』P5図表1「練馬区の人口推計」は、国立社会保障・人口問題研究所の手法を用いたデータとなっている。しかし、研究所は、このシミュレーションは国と自治体の施策の結果論であり、施策によって変化することも同時に指摘している。一定の条件付きで示しているものを一般論として資料の基調に示すのはおかし。	区政改革資料の人口推計は、住民基本台帳人口および直近の人口動向に基づき区が行ったものです。国立社会保障・人口問題研究所の手法を用いたものではありません。	
3 改革の視点			
5	超高齢化社会・少子化社会に向けて、人口減少と区民の負担は避けられない課題であることを、区民に公表したことによいことだ。また、その中で、地域との関係について、地域の特性を生かす「地域主権」の考え方が示されて、地域はそれぞれがもつ特徴を生かして、行政と協働して「まちを創造」し、全体として「練馬区」を構成するということだ。 特に評価したいのは、改革の視点として、区の方責任で行う事項 区民・地域と協働で行う事項 情報発信と職員の意識改革を取り上げたことだ。	サービスのあり方を根本から見直し、区民に最も身近な基礎的自治体として、時代の状況と地域の実態に即した質の高いサービスを提供できる、持続可能な仕組みに変革していかなければなりません。 基礎的自治体に求められる責務を果たしつつ、区民参加と協働を深化させ、区民サービスの向上と持続可能性の確保を両立させていきます。	
6	民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な分野では、区は、公共サービスの仕組みづくりとコーディネート、チェック機能を担うことに賛成だ。しかし、現在、委託業務に対するマネジメントがうまく機能していないと感じることが多い。区の方管理体制を整理する必要がある。	新たな委託・民営化方針を策定する際に、区の方管理体制のあり方についても検討します。	
7	区政改革の実現のために区民の力を借りると言いつつ、結局は区民に「自助」を求めている。まちづくりには積極的に取り組むが、福祉的支援は区民に、という見た目重視の改革には区民の理解は得られない。区の方第一にすべき改革は市民自治の実現だ。	行政でなければ責任をもって実行できない児童虐待の対応や生活困窮者・重度障害者への支援、まちのインフラ整備といった課題については、区の方その責任を徹底して果たします。一方、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な分野は、民間と力を合わせることを原則と考えています。 参加と協働による練馬区ならではの自治の創造は、区民と区の方力を合わせることで、はじめて実現できるものであり、区の方だけで改革するものではないと考えます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
直面する区政の重要課題			
1 子ども・子育て支援			
< ニーズ調査 >			
8	『資料』(P12)では、「3歳以降は『預かり保育のある幼稚園』の希望が高い」とあるが、「子ども・子育て支援事業計画」策定の際のニーズ調査では、0～3歳の親の希望が高いのは、「延長保育のある認可保育所」という結果だった。2番目の要望のみを記載するのは区民の意見を誘導するものだ。ニーズ調査の結果を広く区民に示すべきだ。	『資料』(P13)で、現在練馬区において3歳から5歳の保育所待機児童はほぼいなくなったという状況を記載しており、このニーズ調査結果は、そのことを踏まえつつ多様な区民ニーズに応えていく必要があるという趣旨で掲載しているものです。 ニーズ調査において、「預かり保育のある幼稚園」と「延長保育のある認可保育所」の希望は、3歳については同率、4歳・5歳については前者が高くなっています。区のホームページには、このことも含め、他の年齢の結果もすべて掲載しています。区政改革推進会議にも同様の資料を提出しています。	
< 練馬こども園 >			
9	幼保一元化施設はよいと思う。もっと早くから進めてほしかった。預かりの時間も増え、働く親にとっては助かる。今後、さらに充実した内容になると、新しく保育園を作る時間も費用も削減されると期待している。ねりっこクラブもより一層の推進を期待する。安全な放課後の居場所づくりは、とても大切である。	「練馬こども園」の推進により、保護者が多様な教育・保育サービスの中から選択できる環境の整備を進めるとともに、「ねりっこクラブ」の推進により、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境の整備に引き続き取り組んでいきます。	
< 待機児童 >			
10	待機児童対策として、都や区の都市公園等の樹林地、広場等を利用して園舎を建設することが可能だ。児童は、屋外活動により、健康と協調性育成につながり、アレルギーの減少につながる。	保育所の整備にあたっては、都や区の所有する未利用の土地を活用するほか、民間の土地を活用して、待機児童の解消を図っています。練馬区では、こうした土地の利用により、保育所の整備は可能であるため、現時点で都や区の公園内に保育所を整備する予定はありません。	
11	保育園の待機児童数の出し方は、認可保育所を希望しながら入れない数を公表すべきだ。認可保育所に希望する保護者は年々増えている。小規模保育施設ではなく、認可保育所の方が質が高く、安心して預けられる。	当区の待機児童の算定は国の基準に基づいており、標準的かつ妥当なものです。保育の必要な人が必要なサービスを利用できるように利用調整に努めています。	
12	保育園に預ける必要のない世帯まで、安い保育料で保育園に預けている世帯が見受けられる。待機児童問題を解消する方法として、保育園を増やす以外に、保育料を上げることにより入園希望者を減らすことは考えないのか。	保育料のあり方については、大きな課題があると認識しています。保護者の負担額について、選択するサービスに応じてバランスを取るよう見直したいと考えています。	
13	保育の待機児童対策は、「保育供給を増やす」ことに偏っているように感じる。「保育需要を減らす」ことでも効果を得られるのではないか。保育園に掛かる経費を財源として、例えば、育児世帯への直接的な経済支援、育児後の再雇用の支援・企業への働きかけ、産休・育休を推進するための企業への働きかけや助成などに振り向けることにより、保育需要を減らすことが可能となる。自分で育児したくても、退職後の再雇用への不安や待機児童になってしまうかもしれない不安から保育園に預けている人もいる。「働きたい人が働ける施策」も重要かもしれないが、「育児をしたい人が育児を出来る施策」の観点も大事にしてほしい。	認可保育園の保育料の見直しで得られた財源は、幼稚園や他の保育事業などの教育・保育サービスや、在宅子育て家庭への支援に充て、個々のご家庭が、それぞれの状況に合った子育て支援サービスを選択できるよう取り組んでいきます。	
14	上の子と下の子で認可保育園、認証保育園と分かれて通園している知人がいる。かなり大変そうだ。なんとかならないのか。	きょうだいのいるご家庭に対しては利用調整において一定の配慮を行っていますが、待機児童がいる現状では、きょうだいで必ずしも同じ園にならないことがあります。 区では、緊急対策を含め、様々な手法を通じて、保育所待機児童の解消を目指します。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
<サービスの充実>			
15	保育園での長時間保育は、保護者にとっては便利な制度であるが、子どもの側からの検証が必要だ。	保育園での保育時間は、平成27年度から、国の制度において11時間が標準となっています。保護者には、その範囲で必要な時間のみ預けていただくようにしています。	
16	男女ともに多様な働き方ができる人が増え、短時間保育や一時保育へのニーズが高まっているが、短時間・一時保育は、散歩や園庭遊びの時間があるわけではない。親の多様な働き方に合わせた保育形態の多様性と、外遊びができるなど、短時間・一時保育を充実してほしい。	区は、多様な働き方にあった保育サービスの充実を図るため、延長保育や休日保育および一時預かり施設の拡大などに取り組んでいます。 一時預かりを実施している保育園では、一時預かりのお子様も、園生活に合わせて園児と同様に散歩や外遊びを行っています。	
17	今後、室内の子育て支援施設に外遊び場を隣接させたり、既存の外遊び場と室内子育て支援施設が連携を深めることが必要だ。	児童館等では、園庭や屋上など屋外スペースも活用しています。 「おひさまびよびよ」や「プレーパーク」など外遊びの事業は、地域の子育て支援施設と連携し活動を進めていますが、より連携が深まるよう、活動団体と協議し、子どもの遊びを充実していきます。	
<区立保育園の委託・民営化>			
18	保育園の運営について、社会福祉法人に任せの場合、法人税や固定資産税は非課税になる。税収を増やすなら株式会社に運営を任せの方が税収の増につながるのではないかと。	区では、社会福祉法人、株式会社等の事業者の運営形態に関わらず、優良な保育の提供を基本に、効率的な運営も考慮にいれて委託事業者を選定しています。 特別区の場合、法人税や固定資産税は都税になりますので、直接区の税収増に結びつくものではありません。	
19	子ども・子育て支援、特に保育サービスについては、持続可能なサービス提供体制を維持するために、保護者の負担増、民間委託等を確実に実施し、不可避な通増をできるだけ抑えることが必要だ。	子ども・子育て支援を充実するうえで、保育園の委託・民営化と学童クラブの委託はサービスの向上と運営の効率化を図るために、不可欠と考えています。 また、認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮をしながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直していきたいと考えています。	
20	区立保育園、学童クラブの民間移管を積極的に進め、国・都の補助金の活用を逃すべきではない。まして、サービスに問題がないのであればなおさらである。	サービスの向上と運営の効率化を図るため、区立保育園の委託・民営化、学童クラブの委託を進めていきます。	
21	区立保育園の民間委託について、預けている保護者が満足している結果となっているので、更に進めるべきだ。	保護者のニーズに応えながらサービス向上と運営の効率化を図るため、委託・民営化を進めていきます。	
22	区立保育園のさらなる委託、私立保育園への移管には反対だ。すでに民間委託ができる法人数も限界に達しているという研究者の研究結果もある。	保護者のニーズに応えながらサービス向上と運営の効率化を図るため、委託・民営化を進めていきます。 受託事業者数が限界に達しているとは、考えていません。	
23	経費削減を目的とした区立保育園の運営業務委託や私立保育園への移管は拙速に進めることに反対だ。本来区が負うべき子育て支援の責任を放棄し、事業者に任せては、保護者の声や子どもの様子など直接受け止めることができない。 『資料』(P15)の「委託保育園の満足度」(保護者へのアンケート結果)では、「不満」「どちらかといえば不満」という答えは少ないが、少数意見こそ丁寧な聞き取りと対応で今後の改善に努めるべきだ。	行政サービスの中で、民間が担えるものは民間と協力して進めることが基本的なあり方と考えており、区の責任放棄との指摘は当たらないものと考えます。 『資料』(P15)の「委託保育園の満足度」(保護者へのアンケート結果)でいただいた意見については、より良い保育運営のため、活用しています。	
24	区立保育園は経験豊富なベテラン職員がいて安心して預けられるが、私立保育園は経験の浅い若手職員が多く安心して預けられないという世帯もいる。現に私立保育園の対応に対するクレームも区立に比べ多い。それでも経費を削減するために、民間委託や移管を進めるのか。	私立保育園に対するクレームが区立より多いとは考えていません。 ベテランと若手の保育士がそれぞれの良さを発揮しながら安定した保育を提供することが大事だと考えます。 サービスの向上と運営の効率化を図るため、委託・民営化を進めていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
25	『資料』(P10)の「区立保育園のさらなる民間活力の導入」には、「サービスをさらに充実させるためには、民間のほうがか力を発揮できるサービスは民間に担ってもらうようにする必要があります」とあるが、なぜ、民間の方が高いサービスを提供できると言えるのか。『資料』(P15)には、「民間に委託すると」「保育時間の延長」ができる」とあるが、区立でも延長保育の時間を延ばせばよいし、民間のように特色ある保育であれば区立でも取り組みばよい。	委託・民営化により、サービスの向上と運営の効率化を図ることができます。民間ならではの特色ある保育を実施することにより、保護者のニーズに合わせて、サービスを選択できる状況をつくっていきます。 区立においてもサービスの向上に取り組んでいますが、民間の効率性や柔軟性のある運営を十分に活かした保育を進めていく考えです。	
26	保育士のなり手が不足していると聞くと、民間委託や移管した場合、区立保育園の保育士はどこで働くのか。保育士の免許を持ちながら、他の職場で働かせるのであれば、保育士不足の問題と逆行している。また、都の調査によると保育士の離職率は高いと出ているが、経験の浅さは質の低下に直結する。より安全性を高めるのなら、身分の安定した公務員保育士を増やした方がよい。	区立保育園の民間委託は、保育職員数の推移も見込んで計画的に実施します。民間委託や移管が即ち「保育士の免許を持ちながら、他の職場で働かせる」ことにはつながりません。	
27	民間委託園の一つでは、保護者の意見に対して、保護者の責任として処理されて、改善されない事例がある。	事業者の運営する委託園においても、保護者のご相談やご意見を充分にお聞きし、お子様にとって現実的に最良の方法を保護者と協議して対応するようにしています。 内容によっては、区が積極的に関与し、対応しています。改善されない事例については、速やかに状況を把握し、適切に対応していきます。	
28	「保育の質」が安定するように、区直営の40園は絶対に直営のまま残してほしい。民間委託園の事業者からも区直営は残すべきだとの声がある。	区立委託保育園では、区の巡回、指導を通じて、安定的に保育を行っており、委託化が保育の質の低下を招くとは考えていません。 また、サービスの拡充によって、保護者から高い評価もいただいています。これらを踏まえ、サービスの向上と運営の効率化を図るため保育園の委託・民営化を進めていきます。	
29	認可保育園で、区直営園に入園を希望する児童は、すべて入園できるようにすべきだ。	待機児童の解消を図るため、私立保育所や地域型保育事業の整備を進めます。新たな区立保育園の整備は予定していません。	
30	『資料』(P15)の「委託保育園の満足度(保護者へのアンケート結果)」は、委託による「満足」が高いとしている。しかし、この評価は延長保育など、量的サービスを示している。このほかに、職員の身分の不安定、退職、子どもの精神的不安、職員人件費削減による質に対する心配といった声があったはず。「評価が高い」とするデータだけ記載するのは誘導的データの載せ方だ。	『資料』(P15)の「委託保育園の満足度(保護者へのアンケート)」の数値は、東京都福祉サービス第三者評価での「総合的な満足度」に対する調査結果です。各園の保護者によって保育サービスの質、量ともに総合的に評価されたものと考えています。	
31	『資料』(P15)の「委託保育園の満足度(保護者へのアンケート結果)」では、委託法人の職員の解雇を心配して「評価する」と答えた親も少なくない。保護者の生の声を記載することが大切だ。誘導的なデータの載せ方では、公平かつ客観的な資料とはいえない。	『資料』(P15)の「委託保育園の満足度(保護者へのアンケート結果)」は、東京都福祉サービス第三者評価での保護者による無記名のアンケート結果です。運営状況の確認やその後の園の改善のために実施しているものであり、その結果により、事業者が職員を解雇した事実は、これまでありません。	
32	『資料』(P15)の「委託保育園の満足度(保護者へのアンケート結果)」によると、約9割の保護者が満足しているとの結果である。では、残り10%の保護者はどのような不満を持っているのか。	『資料』(P15)の「委託保育園の満足度(保護者へのアンケート結果)」の数値は、東京都福祉サービス第三者評価での「総合的な満足度」に対する調査結果です。 このアンケートは無記名のものであり、不満を選択した保護者のご意見を限定して尋ねる様式にはなっていないので、具体的な不満の内容までは、わかりません。ただし、別途、個別意見を書いて頂いていますので、それを踏まえて適宜改善に努めています。	
33	保育園では、区直営園でも、民間委託園でも、保護者の意見を区が把握する仕組み(相談窓口)をつくるべきだ。	直営、委託に関わらず、保育園に寄せられた保護者の意見や要望は、区が把握し共有しています。 また、福祉サービス第三者評価なども活用して、意見を把握し、サービス向上に努めています。 利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、利用者の相談や意見・要望に応じる仕組みをつくりまします。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
<ねりっこクラブ>			
34	「ねりっこクラブ」について、放課後総合プラン運営委員会で、保護者だけでなく、学校長、学校応援団関係者からも疑問を提示されている。疑問が出されているのに、施策を急ぐのはなぜか。区民と意見交換すべきだ。	ねりっこクラブについては、26年度の『ビジョン』や「練馬区子ども・子育て支援事業計画」策定時、さらに条例制定時などに、区民意見反映制度により、区民からの意見をお聞きしてきました。また実施に向けて、放課後子ども総合プラン運営委員会においても様々な立場から意見を頂きながら進めているところで、引き続き関係者の意見をお聞きしながら、学童クラブの待機児童解消はもとより、すべての小学生の放課後の充実に向け、ねりっこクラブを推進していきます。	
35	「ねりっこクラブ」について、放課後総合プラン運営委員会で、60人を超える場合には、45人単位のユニットを2つ設け、90人の学童クラブを設ける。職員は1人は正規職員で、もう一人は有資格者で正規・非正規を問わないと説明があった。現在は、40人定員で正規職員2人、60人定員で正規職員3人が配置されている。90人定員で2人の職員では、おのずと保育の質は落ちる。このことについて区は説明責任を果たすべきだ。	ねりっこ学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業であり、現在の学童クラブ同様、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。条例を遵守することにより放課後児童健全育成事業としての質が確保されるものと考えます。	
36	厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」では、学童クラブを「生活の場」としての役割があると言っている。「ねりっこクラブ」では、子どもたちが「ほっとできる自分たちの専用室」がなくなる。学童保育は、生活の場としての役割があり、一般的な居場所事業と役割が違うことを区は再認識すべきだ。	ねりっこ学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業であり、現在の学童クラブ同様、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、専用区画において運営をしています。	
37	厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」では、学童クラブを「生活の場」としての役割があるが、「資料」にはそのことが記載されていない。厚生労働省は、広く居場所事業をやっているが、学童保育の需要をそこで解消してはだめだといっている。区で進めようとしていることは、法的に違反するのではないか。	ねりっこ学童クラブは、現在の学童クラブ同様、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として運営しています。	
38	「ねりっこクラブ」について、保護者は十分に理解していない。周知の期間が短すぎる。ある学校のPTA総会でも、「区全体の問題なので、実施校に関わらず保護者全員に説明責任を果たすべきだ」という意見があった。	ねりっこクラブの検討・実施に当たっては、区議会はもとより、区民意見反映制度により、区民の意見をお聞きし、さらに様々な機会において、学校、学校応援団、保護者など、関係者と議論を重ね進めてきました。今後も、放課後子ども総合プラン運営委員会などを通じて様々な立場からの意見をお聞きしながら進めていきます。	
39	学童クラブの民間委託には反対だ。厚生労働省も「放課後児童クラブ運営指針」を出し、練馬区にも基準ができた。委託する根拠があるならば、それを示すべきだ。根拠もなく、委託を進めることは学童クラブの質を落とすこととなる。	委託施設も直営施設と同様に国や区の基準を遵守し、一定の水準を確保しながら運営を行っています。委託は、区民意見や区議会の議論を踏まえて定めた区立施設委託化・民営化実施計画に基づき進めてきました。引き続き、限られた財源の中で、サービス向上と運営の効率化を図るため、学童クラブの委託を順次行っていく必要があると考えています。	
40	利用料金の見直しで、所得による受益者負担が増えてもよいので、ねりっこクラブをすべて民間委託、ひるば事業まかせにする考えは慎重に進めてほしい。 学童クラブ等について、すべてを委託・民営化せず、区の直営としての福祉・保育資格者(若い方)の採用、教育を行ってほしい。	ねりっこクラブの事業運営は民間に委託していますが、「学校応援団ひるば事業」と「学童クラブ」それぞれの機能・特色を維持しながら、一体的に事業の運営を行っています。区立学童クラブについては、委託・直営を問わず、指導者に放課後児童支援員になるための研修を受講させ、一定の水準を確保しているものと考えています。今後も、保育サービスの拡大を図るため、施設や児童の状況を鑑みながら、学童クラブの委託を順次行っていく予定です。	
41	学童保育の中で、読書という課外学習を行ってほしい。そのための指導員は、「学校図書館ボランティア(支援員)育成プログラム」を受講するとよい。	学童クラブでは、読書の時間を設けたり、読み聞かせを行ったり、図書館から団体貸出を受けるなど各施設が工夫して、読書の機会を作っています。さらに時候に応じて様々なイベントも行っていきますので、その中ででの取組の一つとして検討します。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
42	ねりっこクラブが始まり、今まで以上に放課後を学校内で過ごす子どもが増えることが予想されるので、校庭遊びの質の充実してほしい。	ねりっこクラブでは、放課後児童支援員の資格を持つ運営責任者を配置し、学童クラブ・ひろばそれぞれの児童がともに参加できる遊びのプログラムを企画するなど、校庭での遊びも含めこれまで以上に児童の放課後の充実を図ります。	
< 保護者負担 >			
43	社会全体で子どもを育てる考えには賛同するが、認可保育園では保育にかかる経費に比べ、保育料が安すぎる。保育所に入所できた人だけが得をしている。低所得者層を除き、全体的に近隣区、近隣市並みに上げるべきだ。保育料を上げて得られる収入を待機児童問題の解消に費やすべきだ。	認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮しながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額となるよう見直し、利用する人もしない人も納得できる仕組みにしていきたいと考えています。 見直しで得られた財源については、幼稚園や他の保育事業などの教育・保育サービスや、在宅子育て家庭への支援に充てていきたいと考えています。	
44	0歳児保育にはお金をかけ過ぎだ。子どもを預けて0歳児保育に係る経費である600万円を稼げる保護者はいない。それであれば、0歳～2歳まで家庭で保育してもらって、その家庭には200万円お金を非課税で渡した方がよい。	小学校入学前の子どもについて、保育園、幼稚園などを利用する場合もあれば、在宅で保育を行う場合もあり、状況は様々です。区では、保育料を見直し、個々の家庭がそれぞれの状況に合ったサービスを選択できる環境づくりと、保護者負担のバランスを図ることが必要だと考えています。	
45	認可保育園の保育料について、一定額以上の所得の世帯の保育料は同じ額になっているが、所得に応じた設定にすべきではないか。	認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮しながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直ししていきたいと考えています。	
46	『資料』(P17)によると認可保育園の保育料収入額は、保育園の運営経費全体の9.5%にとどまっている。これは23区の中で最低であり、国基準の半分以下である。財政状況無視の甘さを是正すべきだ。保育園・認証保育所・私立幼稚園の間の格差を緩和することにもつながる。保護者の負担増は、区が具体案を策定し、提示すべきだ。	認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮しながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直ししていきたいと考えています。 今後、具体的な保育料の見直し案を検討し、提示します。	
47	保育園のサービスの向上を求めるのであれば、保育園の保育料の値上げにも言及すべきだ。保育園の職員が辞めるのは、利用者が支払う保育料が安く、保育士が仕事に見合った給料をもらっていないことが原因ではないのか。区民からの要望が多いのであれば、保育料の値上げを高所得者に対してだけでなく、全体として値上げしてもよいのではないか。	保育料と保育士の給料額は保育園運営経費の仕組み上、直接連動はしていませんが、保育士の処遇改善の取組を一層進めるため、国や都の補助金を活用した事業を拡充しています。 認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮しながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直ししていきたいと考えています。	
48	厚生労働省の調査では、子育て世帯の65%が「生活が苦しい」と答えている。「子育て世帯臨時給付金」は昨年減額され、4月に廃止となる。来年4月には消費税が10%となる。就学援助を受けている世帯が25%を超えている実態もある。『資料』では、保育にお金がかかっているというデータはあっても、子育て世代の生活実態のデータを載せないのは、誘導的なデータの示し方だ。	『資料』では、保育に要する経費について、客観的データを示しています。	
49	厚生労働省の「少子化に関する意識調査」では、経済的支援措置として「保育料または幼稚園費の軽減」が1位である。就学援助支援受給率4分の1という実態からも、子育て世帯の生活は窮地に追い込まれるので、保育料の値上げはやめてほしい。	練馬区の保育料は23区で最も低い水準であり、一定額以上の所得の世帯の保育料は階層区分が異なっても同じ額で、所得に応じた設定とはなっていません。また、保育園、幼稚園、認証保育所など利用する施設によって、保護者の負担額に差があります。 教育・保育サービスにかかる保護者負担額のバランスを取った上で、利用する人もしない人も納得できる仕組みにする必要があり、認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮しながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直ししていきたいと考えています。	
50	『資料』(P19)の「モデル世帯における保育園保育料の他自治体との比較」では、大田区が練馬区より低いとが示されているが、その他に荒川区と北区が練馬区よりも安いはずだ。23区すべてのデータを載せないのは恣意的なデータの作り方だ。	『資料』(P19)の「モデル世帯における保育園保育料の他自治体との比較」には、練馬区と人口規模が同程度の区の保育料を示しています。モデル世帯で計算すると、荒川区は2万3,600円、北区は2万7,500円となり、練馬区の1万9,100円より高くなります。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
51	『資料』(P17)の「保育園児一人あたりの保育に要する経費(平成26年度)」では、区立保育園の0歳児は月額51万円掛かっているとあるが、その積算根拠を示すべきだ。0歳児保育の保育園には看護師や栄養士が配置されている。看護師は、0歳児に限らず年長組まで健康管理しているし、周辺の保育施設の健康相談にも応じている。0歳児の保育に要する経費に看護師の人件費まで入れると、実態とかけ離れた経費の算出となる。	区立保育園における保育園児一人あたりの保育に要する経費は、人件費と運営費から算出しています。園児一人あたりの保育士の配置は0歳児が最も多くなっています。看護師、栄養士、調理員の人件費は業務量に応じて0歳から5歳までの各年齢に振り分けて算出しています。	
52	『資料』(P17)では、保育園の費用について、0歳児は月に51万円、4・5歳児は月に12.4万円とある。このような記載では、0歳児で預けている方は、肩身が狭くなり、家庭で面倒を見ざるという一方的な形に押されてしまう状況が生まれると思う。また、保育園に預けている方と、預けられていない方との分断になるような提起はやめてほしい。 財源を受益者負担や削減のみでのスタンスで解決されることは、本当の解決にならないと思う。	『資料』は、財源なども含めて持続可能性を確保しながら、区民の視点に立ってサービス向上を図るために、重要な課題について、データに基づき現状と将来見通しをまとめたものです。 保育園、幼稚園、認証保育所などについて、個々のご家庭がそれぞれの状況に合ったサービスを選択できる環境づくりが必要です。現状では、それぞれのサービスにかかる保護者の経済的負担のバランスが取れていません。選択しやすい環境を整えるためには、低所得の世帯に配慮しながら、認可保育園の保育料の見直しが必要と考えています。保育料の見直しで得られた財源で、在宅子育て家庭への支援も拡充します。	
53	『資料』(P18)の「練馬区保育料基準表(認可保育園)」で示されている、世帯の推定年収898万円以上の世帯は保育園利用者の何%なのか示してほしい。	『資料』(P18)の「練馬区保育料基準表(認可保育園)」の世帯年収はモデル世帯の推定年収です。平成27年4月1日現在の在園児では、3歳児の約22%が相当します。	
54	保育料の実態がわかった。	『資料』は、財源なども含めて持続可能性を確保しながら、区民の視点に立ってサービス向上を図るために、重要な課題について、データに基づき現状と将来見通しをまとめたものです。	

< 子ども医療費助成制度 >

55	子ども医療費助成制度について、高校生まで範囲を広げるべきではない、むしろ、定額(100円など)でよいので小学生、中学生であっても少額の費用を負担すべきである。医療費を無料にすることにより、通院する必要のない子まで通院し、持続可能な行政運営ができなくなってしまう。無論、低所得者への配慮は検討すべきだ。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。 また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	
56	子ども医療費助成制度は、所得制限を設けた方がよい。対象世帯の所得および生活実感の調査を行い、すべてに助成制度が必要なのか検討が必要。また、高額療養費制度もある。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。 また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	
57	子ども医療費助成制度について、受診回数の増加や必要以上に医薬品を出される状況につながることから、医療費全体を無料とすることは望ましくない。1回50円であってもコスト負担を求め、医薬品にも1割負担を求めることが必要だ。一方、公平性の観点から、所得制限を設けることには反対だ。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。 また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	
58	中学生までの医療費無償化も同様に、子を持つ親からしても、ありがたみを忘れてしまっている。普通に徴収してもいいのではないかと思う。利用しないと損という仕組みでなく、予防や健康促進の政策資金として原点に戻ってほしいと思う。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。 また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	
59	子どもの医療費助成制度について、財政状況上、現状以上の助成拡大(18歳引き上げ)は避けるべきだ。現在の対象者への一部負担導入については、子どもの貧困がいわれていることを考慮し、世帯の所得(課税)状況を勘案した方がよい。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。 また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
60	子ども医療費助成制度の対象を高校生にまで拡大することには反対だ。また、周辺自治体よりサービスが低いと、子育て世代に練馬区が選ばれなくなるので、所得制限は行わず、周辺自治体に合わせた方がよい。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	
61	子どもの医療費助成制度について、今後予想される区の財政状況を考えると、所得制限を設けるべきである。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	
62	財政状況が厳しくなるならば、子ども医療費助成制度は廃止すべきである。私達が子育てした頃は、そのような制度は無かったが、子どもを育て上げた。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、幅広い観点から、あり方を検討していきます。また、必要な人が安心して医療を受けられるようにするため、引き続き、適正な受診について周知徹底に努めていきます。	

< 支援が必要な子どもや家庭 >

63	子どもの貧困や虐待など命に関わる課題に関して、従来型の「支援を必要とする方を、区が待つ支援」に加え「地域に積極的に関わり、拾い上げたリアルなニーズに対し、区が支援を届ける（またはそれをサポートする）」というスタイルを加えることで、これまで支援を知らない、または届かなかった層に適切な支援を届けることができる。そのためには「組織の壁を積極的に超えた協力的体制」と「地域の資源の発掘と活用」の2点が必要だ。 また、行政と、それら地域の資源である団体、企業、大学、地域住民とが、積極的に情報交換をし、連携するようなコーディネートが必要だ。	支援を必要とする子どもや家庭に対し、福祉や教育、保健などの関係する部門の連携を強化するとともに、区民や団体との協働を進め、子どもへの支援を充実します。	
64	時折報道される悲惨な虐待事故のようなことを見逃さず、声をあげない人も救うセーフティネットの網を地域社会に広げるべきだ。「公助」では対策に限られるため、「地域や民間の活力を活用した支援」の網を広げるべきだ。	子どもを取り巻く社会の課題やニーズがより多様化・複雑化している中で、区民の様々な活動との協働により、きめ細かく支援のできる体制を整えます。	
65	子どもの貧困、ひとり親家庭、虐待が増えていることについて、要保護児童対策地域協議会からも問題提起してほしい。	要保護児童対策協議会は児童福祉法に定められた組織で、虐待を受けている、または受ける恐れのある児童の適切な保護を図るため関係機関等で構成され、情報共有や支援内容の協議を行うものです。 子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、貧困などいろいろな課題が複雑に絡まっている状況があり、個々の事例の中から、子どもを取り巻く課題を抽出し、解決に向け努力していきます。	
66	「子ども食堂」などを運営する団体が、賞味期限や消費期限の切れた食品を受け入れできるように条例で定めてはどうか。	「子ども食堂」の運営に関する相談や要望について、引き続き意見交換を行い、運営団体の意向を尊重しつつ、廃棄される食品を福祉施設等へ無料で提供するフードバンクの情報などを提供するなど、支援を行っていきます。	
67	貧しい世帯に食事を提供する団体の活動を条例で規制し、援助会員のような会員制とし、区立施設で廃棄食品の受け渡しをできるようにしてはどうか。	「子ども食堂」は民間の自主的な取組であり、条例での規制は馴染まないと考えます。運営団体の意向を尊重しつつ、支援を行っていきます。	
68	いじめや虐待による事件が増えている現状で、未然に防ぐ対策を地域単位で考えるような仕組みを区民とともに作る事が緊急課題だ。保護者支援はもちろん、様々な機関との連携でもう一步踏み込める相談体制を求め。	支援を必要とする子どもや家庭に対し、福祉や教育、保健などの関係する部門の連携を強化するとともに、区民や団体との協働を進め、相談体制の整備を含め、支援を充実します。	
69	ひとり親に代わって、区は養育費を負担すべき片親からの取り立てを促進させるような支援策を講じる必要がある。	養育費の請求にかかる当事者間の調停・審判については、司法の場がその役割を果たしており、専門的な相談支援は、国が設置する「養育費相談支援センター」が対応しています。 区は、離婚時に、子の養育費の取り決めが円滑に進むよう、適切な情報提供および相談などの支援を行います。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
70	支援が必要な子どもや家庭への学習支援や食事の提供ができる場所の確保については、すでにNPO法人が活動しているので、区は、支援が必要な親に情報を提供するほか、NPOが国や区の趣旨に沿った活動を行っているか立入検査などにより監視すればよい。	「子ども食堂」や学習支援など区民による自主的な活動については、運営団体の意向を尊重しつつ、周知や情報提供等の支援を行います。	
71	低所得の子育て世帯や高齢者世帯等については、住宅費が安価な区外への移住を勧めるとよい。それらの世帯は、区に還元がなく、負担となっている。 貧困世帯向けサービスの充実を、他自治体と競う必要はない。比較優位の考えを用いるべきだ。 消滅可能性都市に指定された市町村をピックアップし、移住先としての協定を締結すべきだ。 北西部の道路整備と鉄道整備促進の観点からも、区外移住を斡旋することが重要な施策となる。	子どもから高齢者まで、必要なサービスを受けて、地域の中で安心して暮らせるようにすることが、基礎的自治体に求められる役割であり、区民に移住を勧める考えはありません。	
72	子どもの貧困問題は、関係機関と地域で子どもを育てることが望ましい。相対的貧困率を指標として食費を削る状況に陥らないよう、「スマートフォン・携帯電話の無料化」を提案する。	子どもの貧困問題に対応するためには、子ども自身に対する支援とともに、親の自立に向けた支援などの生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要であると考えます。関係部署が連携しながら、子どもの能力や可能性を高めていくための学習支援や、親の自立に向けた就業支援策の充実などに取り組んでいきます。	
73	母子家庭等で資力に乏しく満足に教育を受けられない子どもに、学生ボランティア(またはアルバイト)による教育の場を作れたらよい。学生にとっても、教育の生きた訓練の場となる。	区では、生活保護世帯に加え、就学援助を受けている準要保護世帯の子どもに対しても学習支援を行っており、事業を委託しているNPO等では、多くの学生ボランティアの方々に参加しています。 引き続き、本学習支援事業の拡充を図っていきます。	
74	現在区が進めている取組に加え、家庭環境などにより、様々な問題を抱えている子どもたちに対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりに合った生活支援や学習支援を行ってほしい。また、障害のある子どもや虐待などの対応が必要な子どもと家庭に対しても、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が相互に協力して支援に取り組むとともに、地域や民間の力を活かした見守りネットワークなどを広げてほしい。	支援を必要とする子どもや家庭に対し、福祉や教育、保健などの関係する部門の連携を強化するとともに、区民や団体との協働を進め、子どもへの支援を充実します。	
75	どこに問題のある子ども、世帯があるのか見えにくい。近隣でも、子どもの監禁事件があった。近所の人などが事件の当事者の存在を見ているが、事件性に気がつかない。人との関係が薄れているのではと感じる。	支援を必要とする子どもや家庭をきめ細かくサポートし、地域の中でのつながりや居場所をつくります。そのため、福祉や教育、保健など関係する部門が連携し、区民の様々な活動と協働します。	

< その他 >

76	妊娠期のちょっとした不安、子育てするにあたっての疑問を区役所などに聞きに行くのはハードルが高いが、区民と行政の間、例えば子育てのひろばなどに専門員による相談会などが与えられれば、区民の不安は解決でき、区政にまで反映できると思う。そうすれば行政と区民との隔たりはなくなると思う。	より身近なところで、相談ができるように、平成28年4月から、地域の子ども家庭支援センターにすくすくアドバイザーを順次配置していきます。保健相談所には、妊娠・子育て相談員を配置しています。	
77	「妊娠届」「出生届」「こんにちは赤ちゃん事業」等「全ての妊婦・母親が必ず通るポイント」で積極的に区が関わりを持つ仕組み(情報提供型スマホアプリの提供、SNS等)を用意し、それを通じて得られた課題を保健師や別の部署と共有、横断的なプロジェクトとして解決に取り組むなど、従来の直接担当する「目的ごと」の課題解決体制から、「同じ地域に存在する課題を部署を超えて共有し、解決策を考え、実行する」という「地域を軸とした課題解決」を強く意識した体制への変換が必要である。そうすれば「組織の壁を積極的に超えた協力体制」ができあがる。	平成28年度から妊娠届を出された方全員に妊娠・子育て相談員(保健師)が面談し、その方の状況に応じて、関係部署と連携した支援につなげる体制を整えました。 また、「ねりま子育てサポートナビ」では「予防接種サポートシステム」の機能に加え、妊娠期からお子さんの成長段階に応じた、子育て情報をメールでお知らせする「妊娠・子育て応援メール」を拡充しました。こうした支援サービスについても、妊娠・子育て相談員が面談の際にご案内しています。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
78	今後増加する元気な老人に、町会に加入し、奉仕型の社会参加をしてもらい、ひとり親世代の子育てとの連携を図ってみたい。	区では、町会・自治会の主体性を尊重しながら、引き続き町会・自治会の活動や加入促進を側面的に支援します。	
79	「子ども子育て会議」に文京区や荒川区では保護者の代表が参加し、意見が反映できる仕組みがある。『資料』には区民のみなさんと考えるとある。練馬区も保護者の代表の意見が反映できる仕組みにしてほしい。	子ども・子育て会議には、保護者の代表として、公募の区民5名が委員として参加しています。過日開催した子ども・子育て会議においても『資料』について、意見を伺っています。	
80	保育園や学童保育の保護者代表が所管課長に懇談を申し入れても、十分に時間をとってもらえない。「区民とともに考える」というのであれば、職員は保護者の意見を聞くべきだ。	これからも、広く保護者の方のご意見をお聞きしていきます。	
81	子ども・子育て支援について、中高生についても重点施策として取り組んでほしい。	平成28年度から、区内の全ての児童館で「中高生の居場所づくり事業」を実施します。中高生のニーズを積極的に取り入れ、様々なイベントを行っています。	
82	在宅で子育てしている母親は孤立しがちだ。地域みんなので子育てする環境づくりが必要だ。	身近なところで、親子で交流や気軽に相談できる子育てのひろばや預かり事業を拡充します。また、保健相談所と子ども家庭支援センターが連携し、妊娠・出産から子育て期まで、家庭の状況に合わせた相談・支援を切れ目なく行います。	
83	中学生や高校生の居場所づくりが求められている。10代後半の子どもによる10代前半の子どもに対する「ベビーシッター制度」の導入を提案する。 また、中学校卒業後、高校進学に向かない生徒に対して、人権保障のもと、「でっち制度」を提案する。	平成28年度から、区内の全ての児童館で「中高生の居場所づくり事業」を実施するなど、児童館が中高生の居場所、相談先となるよう努めています。 また、進学や就労に困難を抱える若者たちを対象に、ねりま若者サポートステーションでは、高卒資格認定などに向けた学び直し事業や、就労支援のための各種事業を行っています。	
84	教育委員会の委託講座(ねりま遊遊スクール)は、小中学生を対象としている講座が多いが、18歳までを対象にしてほしい。	18歳までを対象とした委託講座は、小中学生に比べて実施数は少ないですが、子供安全学習講座やすまいるねりま遊遊スクールなどを実施しています。青少年館、生涯学習センター、スポーツ施設などでも青年自主企画講座などの講座を実施しています。 今後も、高校生などを対象とした事業を検討していきます。	
85	行政と民間企業とタイアップした、「こころ、あたま、からだ」のすべてを刺激できる安全な遊び場を作ってほしい。そしてその中に併設して「びよびよ」をつくり、発達支援のサポーターの常駐を目指したい。	民間の事業者や団体とのパートナーシップにより、それぞれの良さが活かすことができるような子育て支援活動を進めていきます。	
86	子ども家庭支援センターは監督官庁となるべきだ。相談・給付などの事務は指定管理者制度を導入し、受益者負担の考え方により相談は有料制とする。	現在、区では生活困窮や家庭生活等の様々な相談や支援を行っていますが、これらは基礎的自治体に求められる役割であり、有料にすることによって、相談を躊躇し、問題が深刻化することが懸念されるため、有料化は考えていません。	
87	児童相談所事務を都から区へ移管し、区内にも設置してほしい。	児童相談所は児童福祉法に規定され、現行法令では都道府県と政令指定都市に必設の施設です。 児童相談所の役割は、虐待対応だけでなく、里親委託や一時保護、専門的調査、診断など幅広く、これらを含めた総合的かつ効果的な児童福祉行政について、設置している東京都と協議を行う必要があると考えています。	
88	子ども支援をおこなう団体がクラウドファンディングを呼びかけたら、10日で2500万円集まったと聞く。できる事を協力したいと思っている区民がいるのだと思う。区は区民の心にあるそうした思いを引き出していくべきでは。	様々な子育て支援を主体的に行っている団体や区民と協働し、子育て支援の充実に取り組みます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
2 超高齢社会への対応			
<介護保険サービス>			
89	85歳以上の人を「超後期高齢者」とし、高齢者を三段階に分けて支援することが必要だ。	高齢者の支援に当たっては、年齢のみならず、一人ひとりの心身やその他の状況に合った支援を行う必要があると考えます。	
90	介護保険制度の介護報酬により、介護従事者の賃金は低い水準にあるため、従事者の成り手は減少傾向にある。介護従事者を増やすために、区内の事業所に勤務する区民の区民税を一部減免したり、家族の保育所入所枠を一定程度設けたりすることを検討してほしい。	介護事業の運営上の課題は、人材の確保と育成です。練馬区社会福祉事業団の介護人材育成・研修センターを活用し、離職している介護士や看護師を就業につなげるセミナーや就職面接会を開催するほか、介護従事者のスキルアップに向けた研修を充実します。また、介護職員の初任者研修について、受講費用の助成を行うとともに、介護事業者に対し採用活動の助言を行うアドバイザー派遣事業を実施します。 介護従事者の住民税の減税や、保育園への優先的な入園については制度上困難ですが、引き続き、介護人材確保対策として有効な事業の実施に向けて、積極的に検討していきます。	
91	介護保険法改定により報酬が下がったため要支援の通所を断るデイサービスがあり、希望のデイに通えない人は不安を感じている。区は介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとしているが、実態の把握に努め、実情に見合ったサービスが提供できるよう求める。それには丁寧な聞き取りでそれぞれの高齢者にあったプランの作成をおこない、ニーズにあった介護予防の場を用意して、選択できるようにすべきだ。	平成27年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。要支援相当の方が利用する通所型サービス事業を行っていますが、介護予防通所介護の事業者の大半が指定通所型サービス事業者となっており、通所型サービスの提供体制は大きく変化することなく総合事業に移行して実施しています。また、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないことを規定しており、今後とも適切にサービスが提供されるよう事業者指導を含め対応していきます。	
92	介護事業者のうち小規模事業者が今回の介護保険改定の影響を受け、特にデイサービスでの報酬が下がったことで、廃業する事業者が増えている。 小規模事業者は少人数のため個人の特性を尊重し、きめ細やかなサービスを提供することができ、結果として重度化を防ぐのに効果をあげてきた。 地域包括ケアシステムを進めるには、地域の中に必要なサービスや人材を確保しなければならない。今後の高齢化の実態を把握し、対策を講じるようにしてほしい。	廃止された小規模通所介護事業所(定員19人未満)もありますが、新規指定を受けた事業所もあります。 平成27年度の改定で基本報酬は減額となりましたが、一方で介護事業者の様々な取組を評価し、介護報酬に加算して算定できる仕組みとなっています。 今後は、平成28年度に実施する高齢者基礎調査を通じて、地域の高齢化の実態や介護ニーズを把握し、平成30年度からの第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映していきます。介護人材の確保についても、さらに積極的に取り組んでいきます。	
93	介護保険について、家族や個人の努力により、介護保険を80歳まで利用しなかった場合に景品を渡すなどの仕組みがあった方がよいと思う。	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として導入された社会保険制度であるため、利用しなかった場合の褒賞はありません。介護予防活動に取り組んでいただくためのきっかけづくりを進めます。	
94	介護認定を受けている制度の中に、「移動支援や同行支援」を組み入れるように考えているようだが、どういう意図なのか知りたい。	移動支援や同行援護は、障害福祉サービスであり、介護保険制度の対象外です。移動支援や同行援護を介護保険制度に組み入れる改正は、現在、示されていません。	
<介護予防>			
95	大泉学園町3丁目5にできる公園に、高齢者でも使える健康遊具「ちょいトレ」(ぐるぐる、ねじねじ、ぐりぐりの3機種)を設置してほしい。	(仮称)練馬区立大泉学園町三丁目公園に設置する健康器具については、安全性や使いやすさ等を考慮しながら、検討していきます。	
96	「要支援」の場合には、見守り訪問事業が利用できない。「要支援」にも見守りサービスは必要だ。	見守り訪問事業は、他の福祉サービス等による見守りが得られない人を対象にしています。平成27年6月から開始した在宅生活支援事業では、要支援・要介護認定を受けた住民税非課税世帯の方も、見守り訪問が利用できます。	
97	高齢者には介護予防が重度化を防ぐ大切な制度であるという認識がないのは、区の働きかけが不十分なためだ。高齢者に介護予防の必要性に対する理解と利用促進を進めていくべきだ。	区内団体との協働等により、自主的に介護予防活動に取り組んでいただくためのきっかけづくりを進めます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
98	高齢者に対する特定健診、生活習慣病予防検診に取り組む兵庫県尼崎市の「ヘルスアップ戦略事業」を知った。、練馬区の定期健診に同市の事業の長所を採用してはどうか。高齢者保健を個人の管理だけにまかせず、プロアクティブな保健を行政が指導する仕組みはどうか。	尼崎市の「ヘルスアップ尼崎戦略事業」では、関係団体による保険者協議会を設置し、出前型の健診など、独自性の高い取り組みを実施しています。今後、区健康診査や保健指導事業を充実・強化する上で参考としていきます。 また、東京都後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者を対象とした新たな保健事業について、連携・協力していきます。	
99	元気な高齢者を増やすためには、生きがいづくりが大切だ。そこで、行政職員のOB・OGの人材を活用し、高齢者に身近なミニ支所として機能できる外向型組織を提案する。そこで、区内農家の商品の出店や、区内団地や過疎地域への定期市の開催、高齢・妊婦・障害者の方の見守り・配達、保健師OB・OGによるミニ健康相談、区内事業等のお知らせなど行ってはどうか。	高齢者が地域で活躍することは、高齢者自身のいきがいにつながり介護予防にも有効なものと考えます。区は平成28年4月に、高齢者が気軽に集い、お茶を飲みながら、介護予防について学べる「街かどケアカフェ」を開設しました。今後、「街かどケアカフェ」を身近な区立施設などに増設します。	
100	経験豊富な高齢者のノウハウや知識・意欲などを若者に伝え、励ますような「社会貢献」を果たす機会をつくる必要がある。貢献度に応じて高齢者を褒賞する制度を設けるとよい。	高齢者が培ってきたノウハウや知識は貴重なものと考えます。社会貢献に対する褒賞制度はありませんが、練馬En(エン)カレッジのカリキュラムの充実など高齢者が活躍できる体制づくりを進めます。	
101	NPOや企業などが介護認定度を下げることができた場合に褒賞する制度が必要だ。	介護事業者等への褒賞制度はありませんが、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援状態からの改善があった場合、その状態に応じて報酬の加算を行う、軽度化加算と自立化加算を設けています。	
102	介護予防事業への参加促進に向けて魅力ある事業の工夫も必要だが、申請主義ではなく、高齢者検診(受診率はどれくらいなのか)の受診の際、かかりつけ医のチェックにより、早期発見や予防事業への参加を促したり、訪問して参加を促したりするシステム作りが必要となる。	平成28年度から「はつらつシニアクラブ」事業を開始します。地域で体力測定会を開催し、専門的な見地から健康へのアドバイスを行うとともに、体操や水泳など健康づくりに取り組む地域団体の参加を得て、高齢者と団体のマッチングを行います。 また、平成28年4月に、高齢者が気軽に集い、お茶を飲みながら、介護予防について学べる「街かどケアカフェ」を開設しました。閉じこもりがちな高齢者の自宅を看護師等が訪問し、「街かどケアカフェ」への来所を促していきます。	
103	介護サービスにかかる費用の増加に対して、抜本的な対策を図る必要があるということは、介護予防により健康寿命を伸ばす以外は事実上困難だ。「超」超高齢化のコストとして受け入れていくべきである。	高齢化の更なる進展や要介護者の増加に伴い、今後、介護サービスに係る費用は年々増加していくことが予想されます。介護保険制度を持続可能な仕組みとしていくには、介護予防の推進は非常に重要です。そのためにも、介護予防を社会全体への取組に繋げていけるよう、きっかけづくりを進めます。	
104	シニア世代が元気でいられるために、草野球大会などシニアによるスポーツ大会を開催してはどうか。	区では、区民大会など様々な競技でスポーツ大会を開催しており、50歳以上の方にも大変多く参加いただいていますので、シニア部門のみの大会開催は現在考えていません。	
105	定年後も生きがいを与え、健康寿命を延ばすためにも、シニアバンクを新設してはどうか。	区では、地域活動に取り組む人材育成や、ボランティア活動に関する講座を行う練馬En(エン)カレッジを開講しています。高齢者については、区の外郭団体である練馬区シルバー人材センターにおいて、生きがいづくり、社会参加に取り組んでいます。区では引き続き、高齢者の就労等を支援していきます。	
106	ウォーキングなどの健康づくりに励んだ高齢者にポイントを与え、モチベーションを上げさせる方法はいかがか。	これまで実施してきた高齢者いきいき健康事業を、介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。	
107	ボランティア活動による地域貢献や、ウォーキングによる健康増進に対してポイント制度の導入するとよい。これにより、区民の力を活用でき、介護予防にもつながる。	これまで実施してきた高齢者いきいき健康事業を、介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。	
108	見守りボランティアは、ポイント制にすればよい。例えば、頑張ってボランティアした人には、高齢者施設に優先順位をあげればよい。	これまで実施してきた高齢者いきいき健康事業を、介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
109	要介護への取組について、自分のことは自分でできるように仕向けることへの取組が重要だ。自分の足で歩ける、自分の手で食事をとれるなど自立型への取組が本人のためにも必要である。	介護の重度化予防のためには、援助の必要な行為に対してサービスを提供する一方、できる行為は可能な限り自分で行うよう配慮し、できることが増えるよう支援していくことが重要です。要支援相当の方には、共に介護を基本として支援を行っています。	
110	高齢者は、自分の力で生きること、そのための意欲を持ち続けることが、尊厳を保つうえで重要だ。そのような意欲を、区が喚起・啓発することを期待する。	高齢者を地域団体の活動につなげるなど、高齢者が地域で活躍できる体制をつくります。	
< 区独自の高齢者向けサービス >			
111	『資料』(P28)には、「いきいき健康券」で公衆浴場や映画鑑賞などに利用できると記載がある。これは全く健康事業と関係なく、あくまで趣味であるため、廃止すべきである。	高齢者いきいき健康事業は、高齢期を迎えた方の外出の機会を増やし、社会参加を支援するため、実施している事業です。介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。	
112	高齢者いきいき健康事業は不要だ。スポーツクラブに年2回いっても意味がない。	高齢者いきいき健康事業は、高齢期を迎えた方の外出の機会を増やし、社会参加を支援するため、実施している事業です。介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。	
113	ばらまき福祉ともいえる「いきいき健康券」は廃止が妥当だ。他にもばらまき福祉的給付があれば整理すべきだ。	高齢者いきいき健康事業は、高齢期を迎えた方の外出の機会を増やし、社会参加を支援するため、実施している事業です。介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。他の給付事業等のサービスについても、介護予防の効果や受益者負担の観点から点検し、必要に応じて見直しを検討します。	
114	「いきいき健康券」を始めとした高齢者向けの一律的な給付事業やサービスは高齢者にとってうれしいものだが、健康な高齢者より経済的に、健康的に困っている高齢者に対するサービスを充実した方がよい。	高齢者いきいき健康事業は、高齢期を迎えた方の外出の機会を増やし、社会参加を支援するため、実施している事業です。介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。他の給付事業等のサービスについても、介護予防の効果や受益者負担の観点から点検し、必要に応じて見直しを検討します。	
115	一律希望者に杖などの用品の配付することはやめた方がよい。生活実感の調査を行い、真に必要としている人を対象とするように見直した方がよい。	高齢者自立支援用具給付事業の対象者は、介護保険の要支援・要介護認定を受けている方(ただし、介護保険で給付、貸与を行っている種目は除きます)、生活機能の低下の有無を確認する調査票で低下が認められる方、を対象としています。また、生活保護受給者等の方を除き、自己負担があります。	
116	「いきいき健康券」は受益者負担の観点から反対だ。また、敬老の祝い品も、今後、団塊世代が高齢化していき、着実に負担が増えていくことから、廃止または100歳からにしてもよい。	高齢者いきいき健康事業は、高齢期を迎えた方の外出の機会を増やし、社会参加を支援するため、実施している事業です。介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。他の給付事業等のサービスについても、介護予防の効果や受益者負担の観点から点検し、必要に応じて見直しを検討します。	
117	介護保険サービスの隙間を埋めるきめ細かいサービスは区の役割である。例えば、リフト付きタクシー助成は重症重度者通院に有効である。さらには、区の配食サービスは週1～3回だが、食事は毎日欠かせず、毎日の配食が望まれる。	営利を目的としない団体やグループが、配食サービスや家事援助サービス、(移動困難者に対する)移送サービスなど、介護保険外のサービスを提供しています。区では、こうした活動を行う団体に対して、補助金を交付し、支援しています。また、練馬区社会福祉協議会では、家事援助サービス(居室の清掃、洗濯、調理など)を実施しています。 練馬区高齢者食事サービス事業(配食)はひとり暮らしや高齢者のみの世帯等、食の確保が困難な方や見守りが必要とする方を対象に実施しています。食事の手渡しと合わせ、安否確認を実施する趣旨で週1～3回ご利用いただいています。毎日の食事の提供については、民間の食事サービスをご活用いただくようお願いします。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
118	高齢者が「いきいき健康券」を利用したり、「施設の減額・免除制度」を活用することは、結果的には医療費の負担軽減につながるので、存続してほしい。	高齢者いきいき健康事業は、高齢期を迎えた方の外出の機会を増やし、社会参加を支援するため、実施している事業です。介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。他の給付事業等のサービスについても、介護予防の効果や受益者負担の観点から点検し、必要に応じて見直しを検討します。	
119	高齢者に対して、「自分の楽しみに費やすものへの支援策」から「社会貢献に費やすものへの支援策」との格差を設けるようにしてほしい。	現在約15万人の高齢者人口は今後さらに増加するとともに、要介護認定率が高い後期高齢者の増加が見込まれています。そのため、区では高齢者いきいき健康事業を介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。また、他の給付事業等のサービスについても、介護予防の効果や受益者負担の観点から点検し、必要に応じて見直しを検討します。	

< 病床数 >

120	病床数を増やすことは、経費負担を考えると同意できない。一つの案として、医師の診療所と分離して、病床だけを独立した施設を設けて、医師は近隣の診療所からの往診するようなことはできないか。	病床は機能の分化と連携の取組が進められています。診療所で行えることは診療所で、入院医療が必要な場合は病院でといった、病診連携も行っています。 また、病院は高度な医療を提供する「高度急性期」や「急性期」から、リハビリを行う「回復期」、長期療養を行う「慢性期」など、その内容によって機能が分化されています。地域包括ケアシステムの構築を進めるためにも、これらの機能や地域バランス、費用対効果等を考慮したうえで、地域の診療所や介護サービス提供事業者等と連携したサービスの提供に努めていきます。	
121	医療体制確立は区民意識意向調査で上位の施策で、区も増床を喫緊の課題としている。しかし、多くの区民は区外の信頼する病院を選択している実態がある。また、近隣自治体にある病院への交通の便があり、区内の病院と近隣自治体のを合わせると在宅療養ネットワークは可能だ。財政難の中、支援制度を設けてまで誘致する必要があるのか疑問だ。	実効性のある在宅療養ネットワークを構築するためには、医療と介護の関係者が患者の生活圏域で顔の見える関係を築くことが必要です。その基盤となる病院の整備は区の喫緊の課題です。支援制度を活用し、引き続き病床の確保に取り組む必要があると考えます。	

< 地域包括ケアシステム >

122	地域包括ケアシステムなどについては、医療専門のコンサルタントに検討してもらおうテーマだ。	地域包括ケアシステムの確立に向けては、医療関係者や医療専門のコンサルタントの意見等を踏まえ、検討を進めています。	
123	地域包括ケアシステムは是非必要である。とりわけ、一人暮らし高齢者は増加する一方で、ハード面でのシステム作りとともに、ソフト面での地域支援体制が必要だと思う。個人情報の面からもきちんとしたシステム作りを望む。 また、超高齢社会をむかえるにあたり、契約保養所利用時の補助金等のサービスの抑制もある程度は仕方がないと思う。 ひとり暮らし高齢者が、気軽に参加できる集まり、イベント、旅行等があれば孤立を防止する1つの策であると思う。	普段1人で過ごすことが多い人で、地域での交流を希望する人を対象に、区内の区立施設や民家などで会食を行う「食」のほっとサロン事業を実施しています。いきがいデイサービス事業では区立施設34か所で週1回会食を中心とした趣味活動等のサービスを実施しています。これらのサービスに加え、平成28年度からは、高齢者を地域の活動につなげる「はつらつシニアクラブ」や気軽に集える「街かどケアカフェ」などを地域の団体との協働により実施します。 給付事業等のサービスについては、介護予防の効果や受益者負担の観点から点検し、必要に応じて見直しを検討します。	

< ひとり暮らし高齢者 >

124	出張所等を段階的に地域の見守りの拠点とし、社会福祉協議会と連携して、地域団体や事業者等のネットワークづくりを進めるモデル事業は、モデル事業の検証を平成29年度まで続けるのではなく、前倒して実施して区内に広げる姿勢が望まれる。また、出張所を拠点とするのであれば、職員にはコーディネーターの役割が望まれる。	見守りあえる地域づくりは、地域の主体性を尊重した取組が必要です。地域ごとに実情が異なっていることから、モデル事業を実施している拠点の取組は様々ではありません。取組の状況を踏まえて、効果や課題などを検証しながら、段階的に拡大を図っていきます。 コーディネーターの役割については、社会福祉協議会と連携しながら、出張所等に配置した地域支援推進員が、実情に応じた支援を行っています。	
-----	---	--	--

	意見の概要	区の考え方	対応区分
125	平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくりには、共助が必要であり、共助を広げるうえで、町会、自治会の協力が欠かせない。広報等で町会への加入率の向上機運を高めること、民生委員等との情報共有、高齢者地域包括ケアシステムなどとの一定の協力関係も必要だ。	町会・自治会はその地域に暮らす人であれば、誰もが加入できる地域の団体であり、共助の基盤となっています。区では、町会・自治会の加入率の増加に向け、町会・自治会のPRに努めるとともに、町会連合会と協力して、加入促進に関する冊子を作成・配布するなど、より一層の側面支援をしていきます。 また、見守りあえる地域づくりにあたっては、町会・自治会をはじめ、民生委員やボランティアグループ、事業者など、地域の実情に応じて、情報共有やネットワークづくりに取り組んでいきます。	
126	高齢者が身に着けた発信機の電波を街中にある自動販売機や店舗に備え付けられている公衆無線LANが受信し、居場所などを家族の携帯電話へ自動的にメールする方法ができれば便利である。	現在、衛星測位システム(GPS)を活用した高齢者位置情報提供サービスの利用料助成事業を実施しています。この他にも、情報通信技術を活用した位置情報サービスは様々あることから、それぞれのメリット・デメリットを研究していきます。	
127	ひとり暮らし高齢者の増加は避けられない。区は、区民・NPOなどと協働して、可能な限り社会参加を誘導するように図ってほしい。	高齢者を地域の活動につなげる「はつらつシニアクラブ」や気軽に集える「街かどケアカフェ」などを地域の団体との協働により実施します。	
128	高齢者を見守る方法として、片面が白、裏面が赤の小さなボードを玄関の外の見えるところにつるして、地域の有償ボランティアが訪問した時に白に変え、翌日朝起きたら赤に変える事で安否の確認をしてみてもどうか。	平成26年9月、電力会社、ガス会社、新聞販売店などと「高齢者等見守りネットワーク事業協定」を締結し、地域における見守りネットワークを強化しました。今後、ボードの使用を含め、地域における見守りのさらなる強化を検討します。	
129	要介護ひとり暮らし等、困難な状況での居宅生活を支えるきめ細かい独自サービス提供は自治体の役割だ。本人の意向尊重の上で居宅生活を支える援助は必要だ。施設入所は居宅生活支援より格段に多い費用負担になる。	地域包括ケアシステムを確立し、医療と介護の連携、介護予防の推進、地域生活を支援するサービスの拡充など、高齢者一人ひとりに合わせて様々なサービスを提供していきます。	
130	高齢者で1人で食事をしている人はうつ症状が出やすかったり、孤独であれば認知症のリスクが高まることは研究で分かっている。これらを防ぐよう行政で手立てを考えてほしい。	普段1人で過ごすことが多い人で、地域での交流を希望する人を対象に、区内の区立施設や民家などで会食を行う「食のほっとサロン」事業を実施しています。また、いきがいデイサービス事業では区立施設34か所で週1回会食を中心とした趣味活動等のサービスを実施しています。今後とも高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加活動を行えるよう、活力ある地域づくりに取り組んでいきます。	
131	高齢者のひとり暮らしの孤独死が社会問題となっている。問題解決には、高齢者福祉施設への転居が最も効果的だが、プライバシーの問題や職員による虐待事件の多発から不安がある。	特別養護老人ホームや有料老人ホーム、高齢者グループホームなどの介護保険サービスの施設は、東京都や区の条例において、「利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めること」等の基準が定められています。この基準に則って、区では事業者に対し必要に応じて指導等を行うとともに、適切な介護サービスの確保を図っていきます。また、見守りあえる地域づくりや在宅生活を支えるサービスの充実に取り組めます。	
132	ひとり暮らしの高齢者だが、自身が死亡した時が心配だ。中野区は、「あんしんサポート」という制度があり、基本サービス利用料を年間15,000円支払い、登録しておけば、死亡時などサポートが必要な際に追加の料金を支払えば制度を利用できる。練馬区は、任意後見制度を利用するしかなく、何年先に死亡するか分からないのに、毎月10,000円～20,000円を負担し続けることは困難である。練馬区でも中野区同様のサービスを開始してほしい。	練馬区では、高齢者の方から相談を受けた場合には、公益財団法人「東京都防災・建築まちづくりセンター」が実施する「あんしん居住制度」の紹介を行っています。この制度は、安否の確認や緊急時の対応を行う「見守りサービス」、お亡くなりになった場合の「葬儀の実施」、残存家財の片づけのサービスを提供するものです。中野区社会福祉協議会が実施する「あんしんサポート」とほぼ同様のサービス内容となっています。なお、契約にあたっては、相応の費用負担が必要であり、また、判断能力が低下した場合には、成年後見制度の利用が必要となります。	
<その他>			
133	高齢者が超高齢者になった時に、元気に充実した生活を送れる予防や地域で助け合うきっかけづくりとして「還暦式」を開催し、勤労者が退職前後に地域での活動を始めたり、情報を得やすくなるような仕組みがあるとよい。	区では、高齢者のいきがいづくり、社会参加につながる情報を区報をはじめ、各種媒体で発信しています。「還暦式」を開催する予定はありませんが、地域で開催する体力測定会に参加した高齢者に対して、地域で活動しているスポーツ団体や文化団体をつなぐ「はつらつシニアクラブ」事業を平成28年度から実施しています。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
134	特別養護老人ホームは入所待機者が多数あり、民営の有料老人ホームは高額な経費がかかり、低年金者の無届施設への入所が続出している。スプリンクラー等必要な設備が整っている無届施設については、緊急避難的に経営を行わせるべきだ。	都のホームページによると、平成28年1月1日現在、練馬区内に未届の有料老人ホームはありません。 練馬区の特別養護老人ホームの施設数は、都内で最も多くなっていますが、今後も高齢者人口は増えることから、引き続き整備を進めます。	
135	出張所はいらない。中野区にはない。高齢者が集まれる場所にすればよい。	出張所は平成28年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、地域の皆さんの意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じて、高齢者相談センター支所の移転や図書館資料受取窓口の開設、街かどケアカフェとしての利用などの活用を進めます。	
136	企業の総合職を退職した人は、その経験を十分に活かす機会に恵まれない場合が多い。そのような人材の活用として、半日程度のカリキュラムを受講すれば容易にできるケアプランの作成を提案する。また、その経験により、痴呆気味の人の話し相手になることもできる。	地域で活躍する高齢者を増やすため、「練馬En(エン)カレッジ」のカリキュラムを充実するなど、高齢者のこれまでの経験を活かすことができるような取組を進めます。	
137	光が丘団地も遠からず新宿区の団地のような少子高齢化の世帯状況になることへの備えも必要である。	高齢化が進んでいる光が丘地域では、住民自身による見守りや交流の場づくりが行われており、区としても支援していきます。	
138	資料を見ながら説明を受けてわかりやすかった。高齢化の影響がわかった。	『資料』は、財源なども含めて持続可能性を確保しながら、区民の視点に立ってサービス向上を図るために、重要な課題について、データに基づき現状と将来見通しをまとめたものです。	

3 都市基盤の整備と維持

<みどり>

139	開発に伴う樹木を伐採するには、目通し何mという基準を設け、届出制にしたらい。 また、道路の落ち葉の処理・清掃は高齢者には無理な部分もある。	樹木の伐採については、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、樹木は、地上高1.2mにおける幹の周囲が100センチ以上の場合、樹林では、面積が100㎡以上の場合、届出が必要です。なお、届出の際には、当該樹木の保存や移植、代替えの植栽に努める等、緑化への協力を求めています。 また、地域のみどりを守り育てるためには、自ら落ち葉を処理することが困難な高齢者等を支援することが必要です。高齢者等とボランティアをマッチングするなど、新しい仕組みを作ります。	
140	私有地のみどりを区が確保することは無理がある気がするが、私有地のみどりを活かし、生産人口を呼び込む産業を誘致・企画できればよいと思う。	区では保護樹木・保護樹林制度や憩いの森・街かどの森制度等、私有地のみどりを保全していくための支援を実施しています。特に貴重なみどりについては、財源を確保しながら公有地化を図っていきます。 また、私有地のみどりの中でも重要である農地を保全するため、法制度や税制度の改正について国に働きかけています。その他、屋敷林保全のための樹林地調査、地権者の意向調査の実施、農の風景育成地区制度の活用など屋敷林、農地等の保全対策に取り組んでいます。 私有地のみどりを活用した企業誘致は現在のところ予定していませんが、意欲ある事業者から相談があった際は、情報提供など必要な支援を行っていきます。 なお、農地は、農地法等の定めにより、農業以外での活用は困難です。	
141	地域ごとに統一的に、公園や緑地、建物の窓際などに草花を咲かせたり、四季に応じて「花とみどり」表彰を行うと、区の環境向上につながる。また、「みどりと花の監視ボランティア」をつくり、区民への啓もうを行うとよい。	区はこれまで沿道での生け垣づくり、花壇づくりやみどりのカーテンの育成などの緑化を進める区民に対し、経費等の支援を実施してきました。今後はさらに、地域団体や区民のもとへみどりのアドバイザーを派遣し、緑化の相談、情報提供や提案を行い、個々の緑化への取組が沿道や街区に広がるよう支援します。 また、区民から募集した緑化協力員がみどりの啓発活動を行っています。	

『ビジョン』 ... みどりの風吹くまちビジョン

『資料』 ... 練馬区の「これから」を考える

～ 区政の改革に向けた資料～

	意見の概要	区の考え方	対応区分
142	農地に関わる法律や税制度はわかりにくい。区はどのような見直しを求めているのか、それによって自治体、農家、区民にどのような利益があるのかを示すとよい。	区では、都市農業の発展と農地の保全に向け、農地制度や税制度の改正などを国に働きかけています。その内容は区のホームページなどで周知しています。今後も機会をとらえて周知に努めていきます。	
143	都市農業の収益を上げるため、農地の上空に風力や太陽光の発電装置を設け、土地には半日日陰でも生育する農産物を生産してはどうか。	生産緑地では、農業に直接関係あるもの以外の工作物を設置することはできません。加えて、相続時には、工作物があるとその部分については、納税猶予制度を受けることができません。現時点の農地制度では提案の工作物を設置することは困難と考えます。	
144	河川改修や道路整備事業の計画段階から区民が参画することで、「緑化」の認識や整備後の維持管理方針を共有することができる。生け垣や花壇づくりだけを区民に強要することは「協働」とはいえない。	区では、これまでも都市計画道路などの道路整備については、計画段階から意見等を聞きながら検討を進めています。都が行う河川改修についても河川整備計画を策定する際のパブリックコメントや工事における事業説明会などで地域の声をお聞きしながら事業を進めています。	

< 鉄道交通 >

145	大江戸線の延伸時期はいつか。	平成27年7月、東京都都市整備局は「広域交通ネットワーク計画」を公表し、大江戸線の延伸を都内にある数多くの計画路線の中から整備について優先的に検討すべき5路線に選定しています。国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。この中で、大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトのひとつに選ばれています。 国と都から整備に向けた明確な位置づけを得たことになり、大江戸線の延伸に向け大きく前進しました。 引き続き、早期着手を目指し、事業予定者である都とより緊密に協議を進めます。	
146	大江戸線の延伸はいつになるのか。大泉付近の鉄道空白地域を早期に解消してほしい。	平成27年7月、東京都都市整備局は「広域交通ネットワーク計画」を公表し、大江戸線の延伸を都内にある数多くの計画路線の中から整備について優先的に検討すべき5路線に選定しています。国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。この中で、大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトのひとつに選ばれています。 国と都から整備に向けた明確な位置づけを得たことになり、大江戸線の延伸に向け大きく前進しました。 引き続き、早期着手を目指し、事業予定者である都とより緊密に協議を進めます。	
147	都営地下鉄大江戸線の早期延伸を期待する。	平成27年7月、東京都都市整備局は「広域交通ネットワーク計画」を公表し、大江戸線の延伸を都内にある数多くの計画路線の中から整備について優先的に検討すべき5路線に選定しています。国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。この中で、大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトのひとつに選ばれています。 国と都から整備に向けた明確な位置づけを得たことになり、大江戸線の延伸に向け大きく前進しました。 引き続き、早期着手を目指し、事業予定者である都とより緊密に協議を進めます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
148	都営地下鉄大江戸線の延伸について、新座市では光が丘から新座までを一体として計画すべきとしている。これは、大泉学園までの早期延伸の足を引っ張るものである。また、新座市は、大泉学園から新座へ違うルートを考えているようだ。	大江戸線については光が丘駅から大泉学園町を通り、東所沢に延伸する構想があります。国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。この中で、光が丘から大泉学園町までについては、「道路整備が進んでおり、費用負担のあり方等について合意形成を進めるべき」、大泉学園町から東所沢までについては、「事業性に課題があり、沿線開発の取組等を進めた上で、事業計画について十分な検討が行われることを期待」とされています。 このように両区間の事業化に向けた位置づけは明確な違いがあり、区はこうした国の位置づけの違いを踏まえ、まずは大泉学園町までの延伸について、国や都に早期事業化を要望しています。	
149	都営地下鉄大江戸線の延伸計画で、土支田駅の位置は、土支田通りとの交差部分にすべきだ。	区は、駅間距離を考慮して3駅を想定し、(仮称)土支田駅予定地にすでに交通広場を確保しています。駅の設置場所については、こうした地域の状況を踏まえて、決定されます。	
150	現在、光が丘駅に乗降客が集中し駐輪公害を招いている。大江戸線延伸後のダイヤは、半数を光が丘駅で折り返しとするとよい。	延伸後の運行計画については、様々な状況を鑑みて鉄道事業者が定めるものですが、区民の皆さんの意見については鉄道事業者に伝えていきます。	
151	鉄道交通はCO ₂ の排出を抑制した交通手段であるため、交通空白地域の解消のためにも進めていくべきだ。しかし、沿線のまちづくりは合意形成を図りながら、住民主体で進めてほしい。	大江戸線延伸地域のまちづくりについては、地域住民が参加する協議会での話し合いや、まちづくりニュースの配布、まちづくり計画に係る説明会の開催など、地域の方々とともに取り組んでいます。今後も地域の皆さんと話し合いながらまちづくりを進めていきます。	
152	大江戸線延伸にともない整備する各施設には、他区、他沿線の事例を参考に、バリアフリーや自転車駐輪場など不満がないものにしてほしい。また、延伸方向の地域・自治体の意見をくみ取り、練馬区の地域エゴにとらわれない観点でも進めてほしい。	大江戸線延伸地域は、みどり豊かで良好な環境が広がる地域です。新駅予定地周辺では、現在のみどりを活かしつつ、日常生活を支えるサービス施設等の立地を促進するとともに、周辺公共施設を集約化し、新たな拠点づくりを進めていきます。整備する各施設は、様々な事例や延伸地域からの意見等を踏まえたうえで、利用しやすい施設となるよう、関係者と十分調整していきます。 大江戸線延伸は、東京圏全体の安全で良質な都市基盤の形成に資するものです。国や都をはじめ、延伸に関連する自治体とも連携して進めます。	
153	都営大江戸線の延伸は、練馬区の発展のために必要であると思うが、都営であるが故に、無料で乗車できる生活保護者を流入させることにもつながることを危惧する。この点についてどのように考えているのか。	都無料乗車券は、生活保護者については所管区内に3か月以上居住している方が対象です。大江戸線の利用によって生活保護受給者が大きく流動することは生じていません。	
154	今後の人口動態を考えた場合、大江戸線の延伸は妥当性に疑問がある。また、地上部分の道路整備を進めるならばコミュニティバスの充実によって代替できないか再検討の余地がある。	「超」超高齢社会の到来を見据え、高齢者を含めた区民の円滑な移動手段を確保することが重要であると考えています。鉄道は定時性があり、一度に大勢の乗降客を運ぶことが可能であることから最も重視すべき交通手段です。区北西部は23区内に残された数少ない鉄道空白地域であり、円滑な交通手段となる地下鉄を整備することで区のさらなる発展につながるものと考えています。 国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。この中で、大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトのひとつに選ばれています。 国と都から整備に向けた明確な位置づけを得たことになり、大江戸線の延伸に向け大きく前進しました。 引き続き、早期着手を目指し、事業予定者である都とより緊密に協議を進めます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
155	鉄道空白地域を改善することに反対だ。鉄道が通れば地価が上がり、住宅や商店が立ち並び、畑は縮小し、区内どこもが同じような風景になり、地域の多様性が失われる。また、地価が上がれば、家賃が上がることから転居しなければならない人も出てくる。	区北西部は23区内に残された数少ない鉄道空白地域であり、円滑な交通手段となる地下鉄を整備することで区のさらなる発展につながるものと考えています。 大江戸線延伸地域は、みどり豊かで良好な環境が広がる地域です。新駅予定地周辺では、現在のみどりを活かしつつ、日常生活を支えるサービス施設等の立地を促進するとともに、周辺公共施設を集約化し、新たな拠点づくりを進めていきます。取り組むにあたっては、地域の皆さんと協議しながら、地域の資源や歴史など地域特性を最大限活かしたまちづくりを進めていきます。	
156	大江戸線の延伸は人口動向からみてどうなのか疑問を感じる。建設費用、練馬区負担額が書いてないのでなんとも言えないが、地下鉄工事は金がかかる。1m掘るのに5,000万円以上と聞いている。新座市も延伸を求めているようだが地上の建設はできないのか。新交通システムでは駄目なのか。	「超」超高齢社会の到来を見据え、高齢者を含めた区民の円滑な移動手段を確保することが重要であると考えています。鉄道は定時性があり、一度に大勢の乗降客を運ぶことが可能であることから最も重視すべき交通手段です。区北西部は23区内に残された数少ない鉄道空白地域であり、円滑な交通手段となる地下鉄を整備することで区のさらなる発展につながるものと考えています。 用地取得や環境への影響などを総合的に検討したうえで補助230号線の地下を導入空間とした地下鉄での鉄道整備が最も有効であると考えています。 国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。この中で、大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトのひとつに選ばれています。 国と都から整備に向けた明確な位置づけを得たことになり、大江戸線の延伸に向け大きく前進しました。 引き続き、早期着手を目指し、事業予定者である都とより緊密に協議を進めます。	
157	規制緩和により地下40m以下までは土地所有者との交渉は不要となっているので、大江戸線の延伸に補助230号線はなくてもよいのではないのか。	現在の終端駅である光が丘駅の深さが既に決まっていることから、地下深くへの駅施設の整備は利用者の利便性を低下させることから、延伸区間4km全てを地下40m以深に建設することは困難です。 また、補助230号線は、単に大江戸線の導入空間としてだけでなく、区北西部地域の交通の円滑化や地域の安全性、防災性の向上に寄与する都市計画道路であり、必要な都市インフラと考えています。	
158	大江戸線延伸について、『資料』(P35)では区は「応分の負担」するとしているが、負担額の上限は示されていない。地下鉄整備には多額の建設コストがかかるはずだ。厳しい財政状況の中で、財政への影響や費用対効果が見えない状況で、延伸について意見をいうことができない。区民に対して、可能な範囲で負担額の上限額、財政への影響等を示したうえで、区民に意見を求めるべきだ。	大江戸線の延伸は、東京圏全体の安全で良質な都市基盤の形成に資する鉄道路線であり、区北西部の交通利便性を大きく改善する鉄道路線でもあります。実現にあたっては、単に要望するだけでなく、応分の負担を含め区の役割をしっかりと果たしていく必要があります。現在、都との実務的な協議において、実現に向けた都区の役割分担等について話し合っています。区の負担方法や額等については、こうした協議を踏まえて示していきたいと考えています。	
159	西武新宿線の開かずの踏切を解消してほしい。	踏切は、交通渋滞を招くとともに事故の危険をはらんでいることから、鉄道立体化により解消していく必要があると考えています。平成28年3月に東京都は、西武新宿線の井荻駅から東伏見駅間を新規に着工を準備する区間に位置づけ、今後、構造形式や施工方法の検討を進めるとともに、鉄道事業者等と連携し、事業化に向けて取り組むとしています。 区は、引き続き、駅周辺のまちづくりに着実に取り組むことにより、西武新宿線の立体化の早期実現を目指していきます。	
160	西武新宿線西武新宿駅からJR新宿駅への延伸はできないか。 西武新宿線と東京メトロ東西線の相互乗り入れはできないか。	国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。西武新宿線の西武新宿駅からJR新宿駅までの延伸や東西線との相互乗り入れについては、示されていませんが、西武新宿線の利便性の向上に資するものであり、今後とも、国や東京都などの施策の動向を注視していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
161	エイトライナーの整備の見込みはいつか。	国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。エイトライナーは、環状7号線を導入空間とするメトロセブンとともに、環状7・8号線沿線地域間相互の環状方向のアクセス利便性の向上を期待する路線に位置づけられています。 具体的な整備の時期は定まっていませんが、今後とも、都や関係区等と連携し、検討を進めていきます。	
162	光が丘駅南口にエレベーターと下りエスカレーターを設置してほしい。	光が丘駅のバリアフリー施設の充実は、重要な課題の一つと認識しています。区としては、更なる利便性向上について、鉄道事業者への要請を引き続き行うなど、バリアフリー化された経路の確保に努めていきます。	

< 都市計画道路 >

163	区民の要望は「道路や公共交通の整備」について、さほど重要視されておらず、苦情等も生活に直面する福祉等に比べて少ない。しかし、中長期視野の都市整備は行わなければならない重要なことだ。都市計画道路の整備率を、現状の50.3%から5年後は60%、10年後は80%となることを期待する。	区内の都市計画道路の整備率は、23区平均を大きく下回っています。これら整備の遅れは、東京全体のネットワークから区が取り残されるばかりか、区の発展を阻害することにもつながります。また、阪神淡路大震災のような未曾有の大災害から、区民の生命や財産を守るためにも、道路等の都市インフラの整備は必要です。 平成27年度区民意識意向調査では、「道路・鉄道など都市インフラの整備」が区に要望する施策の第一位となっています。平成28年度から10年間の都市計画道路の新たな整備方針に基づき整備を着実に進め、完成後の整備率8割を目指します。	
164	練馬区を発展させるためには、道路の整備が必要である。「資料」(P36)に書かれているように、道路を整備した後も、街路樹等を多く植林し、みどりのイメージを守ってほしい。	道路整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていきます。また、道路整備をしていくことで、公園や緑地等の点在するみどりをネットワーク化するなど、みどりを楽しめる空間を創出するように努めていきます。	
165	都市計画道路の整備は、利便性が向上し、防災上からも良好な住環境が確保でき、固定資産の向上、税収の上昇に期待でき、区としては長期投資の対象となる。このような観点から事業の進め方を議論すべきだ。	都市計画道路を整備することにより、自動車交通が円滑化し、物流の定時性の向上や地域の発展などによる経済波及効果が期待できます。また、災害時の消防・救急活動を支え、延焼遮断帯の形成による防災性の向上など、様々な効果があります。区は、平成28年度から10年間の新たな都市計画道路の整備方針に基づき、整備を着実に進めていきます。	
166	高齢者、子どもたちを守る安全な車道、自転車道、歩行者道の整備について、西部地域の都市計画道路の整備率が30%で23区中最も低いと聞いている。安全安心の視点に立って、今後の自転車レーンの整備の動向を教えてほしい。	道路に自転車レーンを設置するためには、一定の幅員を有する道路の整備が必要です。都市計画道路の整備に合わせて、街路樹等による緑化や無電柱化とともに、自転車レーンの設置を促進していきます。補助230号線や放射7号線、石神井公園駅周辺の補助132号線、平和台駅周辺の放射36号線などの都市計画道路の整備では、自転車レーン等の整備を進めています。	
167	都市計画道路の整備について、区の考え方は上からの目線であり、住民が住みやすいという観点も抜けているように思う。	都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える都市インフラです。平成27年度区民意識意向調査では、「道路・鉄道など都市インフラの整備」が区に要望する施策の第一位となっています。区は、平成28年度から10年間の都市計画道路の新たな整備方針に基づき、区民の日常生活を支える良好な都市環境を創出し、災害時の備えともなる都市計画道路の整備を着実に進めていきます。また、整備に際しては、地域の方々の意見を伺いながら進めていきます。	
168	道路は必要と判断できる数字を示してほしい。例えば、交通量の実態調査(現在および将来予測)、近い将来起きる人口減少や車の台数の減少との関連、当該地域の賛成と反対者の人数割合等を示してほしい。また、小中学校、住宅街を分断してまで道路が必要である理由は何か。	区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、23区の平均を大きく下回っています。特に、区西部地域の整備率は3割と整備が遅れています。これら整備の遅れは、東京全体の道路ネットワークから区が取り残されるばかりか、区の発展を阻害することにもつながると考えています。また、阪神淡路大震災のような未曾有の大災害から、区民の生命や財産を守るためにも、道路等の都市インフラの整備を着実に進めていく必要があります。平成28年度から10年間の都市計画道路の新たな整備方針では、15の指標に照らして都市計画道路の必要性の検証等を実施しており、この整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進めていきます。	

『ビジョン』… みどりの風吹くまちビジョン

『資料』… 練馬区の「これから」を考える

～ 区政の改革に向けた資料～

	意見の概要	区の方考え方	対応区分
169	パンフレット「未来へ向かって～ねりまの道路～」の中で、「交通渋滞が慢性的に発生」との記載があるがそのようなことはない。また、「道路が狭くて往来が危険」との記載があるが、道路を拡幅すればよい。「地震や火災発生時の危険度が高い」とあるが、補助135号線、補助232号線ができて状況は変わらないのではないか。	道路状況などの数値については、国が実施した道路交通センサスのデータにより算出しています。都市計画道路以外で新たに道路を拡幅するには、既に堅牢な建物が建っていることなど、多くの課題があることから困難と考えています。阪神淡路大震災では、道路が狭いために消防・救急活動に支障が出たことや、火災による延焼などから、多くの尊い命が奪われました。都市計画道路を整備することで、日常生活における利便性の向上に加え、無電柱化の推進や、避難路の確保、延焼遮断帯の形成など、地域の防災性向上に努めていきます。	
170	補助232号線は、かつて石神井商店街振興会会長と区とで、石神井公園南口広場から西へ延長しないという合意があったはずだが、今になって推進するのはなぜか。石神井公園駅前再開発も含めてやめてほしい。	石神井公園駅周辺地区は、平成15年度にまちづくり全体構想を策定し、地域の皆さんと協力しながら段階的に整備を進めてきています。この構想でも補助232号線の整備は必要としており、南口駅前広場から西へ延伸しないという合意はしていません。 補助232号線の整備により、駅へのアクセス向上や地域拠点にふさわしい駅前空間の創出を図っていきます。また、駅前の高度利用や防災性の向上を図るうえで、再開発事業は有効な手法と考えています。 今後まちづくり懇談会などで地域住民と話し合いを行っていきます。	
171	半世紀前に計画された都市計画道路が、いまだに5割の整備率にとどまっているのは、必要性がないともいえるのではないかと。計画当初とは大きく状況が変化しているのだから、都市計画道路のあり方や交通事故や消防活動への支障など、個別の地域課題の解決策を住民と協働で検討すべきだ。 また、電線や水道管などのライフラインの設置も新たな道路整備だけではない手法の研究・検討もすべきだ。	道路等の都市インフラは、本来、都市の発展に先立って整備すべきものですが、練馬区では、都市計画道路等の整備が不十分なまま、急激な市街化が進んできたという側面があります。 都市計画道路は、これまでも計画的、効率的に整備していくため、東京都や関係区市町が連携し、過去3度にわたり、整備の必要性を検証のうえ、事業化計画を定めて、事業の推進に努めてきました。 平成27年度区民意識意向調査では、「道路・鉄道など都市インフラの整備」が区に要望する施策の第一位となっています。区としては、平成28年度から10年間の都市計画道路の新たな整備方針に基づき、区民の日常生活を支える良好な都市環境を創出し、災害時の備えともなる都市計画道路を着実に整備していきます。また、整備に際しては、地域の方々に丁寧な説明を行い、意見を伺いながら進めていきます。なお、ライフラインの設置については、維持管理や各戸への供給等を考慮すると、道路区域内に設置すべきと考えます。	
172	「東京全体の交通ネットワークから取り残される」といいたが、「外環の2」は練馬区部分だけ分けて進められようとしていることは矛盾している。そのような状況を記載しないと、区民に正確な状況が伝わらない。	外環の2は、東京全体の道路ネットワークに資するだけでなく、練馬区内においても東西方向の都市計画道路とつながる道路ネットワークとして機能し、南北方向の交通を担うとともに、交通混雑の緩和や延焼遮断帯の形成などに寄与します。これまで、区内の外環の2については、東京都により計30回にも及ぶ地域での話し合いの会や説明会、オープンハウスなどにより情報提供とともに、地域の意見を伺いながら検討が進められてきました。こうした取組を経て、東京都は平成26年に外環の2の都市計画を変更しました。今後とも、事業者である東京都により、適切に地域への説明がなされ整備が進められていくと考えています。	
173	外環や外環その2、放射35号(早宮以南～環七間)の大型道路建設は、多額の建設費を必要とするばかりでなく、環境問題も生じ、住民の反対も多いことから、区長は推進の立場を改めるべき。予算を今後増大が見込まれる道路や橋梁等のインフラの維持管理に振り当てるべきだ。	外環は、都心部の交通渋滞の軽減や首都直下地震等の発生時に日本の東西交通の分断を防ぎ、救援活動を担うなど期待がされています。外環の2は、東京全体の道路ネットワークに資するだけでなく、練馬区内においても南北方向の道路交通や延焼遮断帯の形成などの役割を担い、放射35号線は、都県境をまたぐ広域的な都市の骨格を形成し、区内東部地域の南北交通も担う重要な道路であると考えています。外環の整備を促進していくとともに、その他の都市計画道路については、平成28年度から10年間の新たな整備方針に基づき、着実に整備を進めていきます。道路施設等の維持管理については、道路占用料などを財源として活用し、計画的かつ予防保全的な管理に努め、施設の長寿命化や維持管理費の圧縮を図っていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
174	都市計画道路補助135号線、232号線について、区の方針が変わるたびに地域住民の多くが振り回されてきた。また、区の西部地域の整備が遅れていることから、5年後区全体の整備率を23区の平均までもっていかうとしている。この先人口が減少し、高齢者が増える一方の状況の中で道路だけがなぜ優先されなければならないのか。道路整備は、未来の子どもたちに大きな負担を残す。	平成28年度予算では、福祉や医療、教育に関する経費は全体の約65%となっており、道路整備は約1.5%です。 練馬区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、23区の平均を大きく下回っています。特に区西部地域の整備率は約3割であるなど、整備が大きく遅れており、南北方向等の都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき交通が生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。都市計画道路の整備の遅れは、東京全体の道路ネットワークから練馬区が取り残され、区の実発展を阻害する要因ともなることや、災害時に区民の生命や財産を守っていくためにも、その整備が必要であると考えています。 補助135号線、補助232号線は、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、交通処理機能の確保等で必要性を確認し、地域の安全性向上等の観点から優先的整備路線に選定しました。今後は、新たな整備方針に基づいて着実に整備を進めていきます。	
175	道路を張りめぐらすことと緑地を増やすことは矛盾するのではないか。	都市の安全性と利便性を向上させる都市計画道路や再開発等は、豊かなみどり空間の実現と矛盾するものではありません。 街路樹や緑地を設けるなど、より豊かで質の高いみどりを積極的に増やす機会としていきます。	
176	土支田道路で大泉一丁目(セブンイレブン)付近から比丘尼交差点までの道路拡張整備はいつ頃の予定か。大型車両(バス含む)の交通量が多く、電柱が道路歩道上にあり、危険を感じる。	土支田通りについては、都道であり、東京都が整備を行っています。 東京都に確認をしたところ、セブンイレブンのある土支田通り交差点付近から土支田3-29付近については現在、15mの幅員に道路を拡張し、車道の両側に2.5mの歩道を整備しているとのことです。一方、その先から比丘尼交差点までの拡張計画は現在のところ未定とのことでした。 当該道路については、区も現状を把握しており、早急な拡張を東京都に要望しています。	
177	生活道路の整備はある程度必要かもしれないが、長年その土地に住み慣れた住民の立ち退き問題が生じる。強引な計画ではなく、丁寧な住民参加のまちづくり政策を実行してほしい。	道路の整備に際しては、沿道のまちづくりや適切な補償による生活再建など、地域の方々へ丁寧な説明を行い、ご意見を伺いながら進めていきます。	
178	昭和41年に計画され、板橋区徳丸から北町2丁目をとおり川越街道までの都市計画道路(補助248号線)は、高額な建設費を投じ建設しても効果が見込めない。必要性から見直すべきだと思う。	平成28年3月に策定した、平成28年度から10年間を計画期間とする都市計画道路の新たな整備方針では、未整備の都市計画道路について、必要性の検証を行っています。 補助248号線については、「交通処理機能の確保」により、都市計画道路としての必要性が確認されていることから、引き続き、整備に向けた検討が必要であると考えています。	

<インフラの維持・管理>

179	インフラ施設の維持管理には、長期的な計画をしっかりと立てる必要がある。新たな街づくりには、練馬の独自性が需要で、具体的には文化都市、観光都市、アカデミックな住宅都市などがイメージされる。	インフラ施設の維持管理については、区民が安全で安心に利用できるよう、計画的かつ予防保全的な管理をしていきます。また、公園等の地域管理など、区民との協働による点検・維持管理の工夫をしていきます。 充実した都市インフラを土台に、農地や自然、伝統文化など、特色ある資源を活かすまちづくりを区民とともに進めます。	
180	区民との協働による点検・維持管理の工夫はぜひ推進してほしい。千葉市の「ちばレポ」などの先行事例を参考に、官民で仕組み作りから協働してはどうか。	区では、公園等の地域住民管理など、区民との協働による取組を進めており、今後も、地域住民管理の拡大を図っていきます。また、平成28年度から、スマートフォンで現場の状況を区に知らせる「ねりまちレポーター」を開始します。	
181	公共施設について、維持管理費を抑制するために、予防保全的な管理を進めることに賛成だ。ただし、費用面のみを検討するのではなく、収益を生み出せる構造に転換していくことも重要だ。例えば、公園について、イベント開催の活性化、魅力的なカフェの開設等である。	公共施設の維持管理については、損傷や劣化が進行する前に必要な対策を行う予防保全型管理へ転換し、施設の長寿命化を進め、維持管理費の圧縮につなげます。 また、基礎的自治体の責務は、区民の皆さんに納めていただいた税金などを最適に活用して区民サービスの向上を図ることです。区自らが主体となって収益をあげることは考えていませんが、区有財産の有効活用等による財源の確保に努めます。	

『ビジョン』 ... みどりの風吹くまちビジョン

『資料』 ... 練馬区の「これから」を考える

～ 区政の改革に向けた資料～

	意見の概要	区の考え方	対応区分
182	区道や区立の公園など、区民との協働による点検・維持管理が、どのように維持管理費の圧縮につながるのか、分かるような説明が必要だ。	公園等の地域住民管理の拡大や、区民が道路や公園遊具の破損などを区に知らせる「ねりまちレポーター」の活用など区民との協働による効率的な維持管理を進めていきます。 損傷や劣化が進行する前に必要な対策を行う予防保全型管理へ転換し、施設の長寿命化を進め、維持管理費の圧縮につなげます。	
<その他>			
183	現在の超低金利な金融時代にこそ、土地区画整理事業や都市再開発事業など、長期計画に基づく資産への投資が必要だ。その際、地域との関係づくりは丁寧に行うべきだ。	社会経済状況の動向を踏まえて、長期的な視点から地域の特性やめざすべきまちの目標にふさわしい手法を工夫してまちづくりを進めていきます。区民・事業者など様々な主体との協働の下、地域のまちづくりに取り組みます。	
184	石神井公園南口交通広場のウッドデッキは、水はけが悪く、冬期は凍結し危険なので、歩行者への注意喚起や閉鎖などの対策を講じてほしい。	当箇所は、滑りにくい舗装にて整備しました。	
185	公園について、計画に基づき大小色々を整備・開設されており、区民としてはありがたいが、雑草が生えていることがある。それでは立派な公園の活用機能が低下してしまう。現在手入れは業者へ委託しているようだが、大きさや場所により専用の工具を使用しない範囲でできる規模のものは、シルバー人材センターへ委託してはどうか。	平成28年3月現在、公園の清掃については、15か所をシルバー人材センターに委託しています。また、地域住民管理の公園が24か所あります。今後も公園の規模や施設状況により、シルバー人材センターや地域住民管理の拡大を検討していきます。	
186	清水山公園「基本設計案」を白紙に戻し、区民ならびに自然保護に関する有識者等を交えて、新たな公園整備計画を策定し直してほしい。	(仮称)練馬区立清水山公園の整備計画は、カタクリが自生する23区唯一の貴重な斜面林を将来にわたって保全することを最優先するために、建築物は設置しないこととしました。	
187	地域にある小さい公園の利用が少ないように感じる。町会などとの連携により、もっと子どもたちの元気な声が聞こえてくる地域の交流公園であってほしい。	より多くの皆さんに公園を利用してもらえるように、町会・自治会などと連携し公園の魅力や特色を地域へ発信するとともに、地域の要望を公園管理に取り入れていきます。地域の公園が子どもたちの遊び場、様々な世代の交流の場となるよう努めていきます。	
188	石神井公園ふるさと文化館や同分館、総合体育館等々駅から離れている施設について、利便性の向上、利用者の増を図るため、みどりバスのルートを見直し、多少所要時間を要しても文化施設を結ぶルートを新設してほしい。	区は、平成21年3月に策定した「公共交通空白地域改善計画」において、区内の鉄道やバスなど公共交通の利用がしづらい地域を「公共交通空白地域」として定義し、それらの地域の改善のため、既存路線バスを補完するものとしてみどりバスを運行しています。 みどりバスの運行ルートについては、公共交通空白地域改善計画の中で、公共公益施設等へのアクセスなどに配慮することとしており、引き続き、ルートの見直し等も含めて改善を検討していきます。	
189	向山4丁目は高齢化が進んでいる。若い世代を転入させ、街を活気づかせるため、スーパー系コンビニエンスストアが入った、3～5階程度のファミリー向けマンションを建設できないか。	向山4丁目は、用途地域を第一種低層住居専用地域、高さの限度を10mに指定している地域です。第一種低層住居専用地域は区全体の約60%を占めており、3階建て程度のマンションの建設は可能ですが、基本的には、閑静な住宅街として良好な住環境を守っていく地域です。 練馬区では、中高層の建物の建設が可能となる用途地域内において、特別な誘致施策がなくても、マンション開発が行われています。	
190	購買層が減っている地域で買い物難民をなくすために、共同売店のようなものを設けてはどうか。住民が組合を結成して自己責任にて運営していくのは、練馬区では不可能だが、地方公共体の何らかの橋渡しや援助があれば十分に可能である。実際にこのスタンスに共鳴して事業化している地方公共体もある。具体的には軽トラによる固定行商でも十分である。	練馬区では過去に、商店街とNPO法人等の連携による移動販売サービスやコミュニティショップの開設などの買い物支援事業を支援しました。しかし、収益の面から事業として成り立たせていくことは困難でした。 今後も買い物弱者の実態や区民のニーズ等の現状把握に努め、買い物弱者への対応を検討していきます。	
191	バスの最低料金で、バス同士の乗り換えができるようにしてほしい。	路線バスの料金は、23区均一の料金(基本)となっています。異なる系統の路線バスの乗り換えに関する割引は、一部のバス会社で実施されています。今回いただいたご意見については、区内の路線バス事業者に伝えます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
192	交通政策で最優先に取り組むべきは、自転車の安全対策だ。自転車は法令のとおり軽車両扱いであることを徹底すべきだ。また、繁華街や催事場への乗り入れは、手押しを含めて禁止する必要がある。自転車専用通行帯と自転車信号の普及を一刻も早く進めてほしい。	区では、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」「車道は左側を通行」「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」など自転車安全利用のためのルールについて、警察等と連携して周知啓発を行っています。今後も、自転車利用の安全対策について、関係機関と連携しながら進めていきます。なお、繁華街等への自転車の乗り入れを規制することは、商店街や事業者、警察との調整など、多くの難しい課題があります。	
193	自転車駐車場の中には、歩行者の動線に面して設置されているものが多く、安全対策から間隔をあけるように改善すべきだ。また、駐輪対策は、鉄道会社・店舗・区が連携して取り組むべきだ。	自転車駐車場は駅周辺の用地確保の難しさもあり、収容台数と安全確保とのバランスを勘案し整備を行っています。施設改修を行う際には歩行者の動線をより配慮した施設を検討していきます。また、駐輪対策としては、鉄道事業者との連携により、高架下などに施設の整備を行っています。一部の駅では、地元商店会と連携した駐輪対策を進めています。	
194	地震・火災対策に比べて、水害対策が進んでいない。都は排水能力を75mm/hに引き上げる方針を出したが、100mm/hの雨では一時貯水が必要となる。特に、低地や地下施設では、水害対策が必要で、状況によっては助成金も必要だ。	練馬区では、東京都が行う河川・下水道等の整備に合わせて、流域対策として、開発事業を行う事業者にも雨水流出を抑制する対策を実施するよう、雨水流出抑制施設の設置を指導しています。このほか一般家庭には限度額40万円の雨水浸透施設の助成を行っています。 また、浸水被害が予想される地域には雨水貯留浸透施設を設置することで都市型水害対策を強化していきます。	
195	木の剪定は、信号機のまわりなど必要なところだけやればよい。	街路樹などの樹木の剪定は、樹木の健全な育成や枝折れ、倒木を未然に防ぎ安全を確保するために行っています。自然を生かしみどりを増やす見地から、きめ細かく剪定を行っています。	
196	公園緑地等の維持作業は、多年度の契約業務形態で、地元専門企業に発注することがコストの低減と品質の向上につながる。また、建設業許可ガイドライン改正で造園工事の中の「緑地育成工事」で発注すべきだ。	区では、区内業者への優先発注を原則とし、可能な業務は分離発注するなど、区内業者の育成と受注機会拡大に努めているところです。 一方で、地方公共団体の契約には、競争性、公平・公正性が求められており、複数年契約を導入した場合、競争性が十分に確保できず、また事業者の受注機会も減少するといった問題が生じます。複数年契約がもたらすメリットや課題等について引き続き検討していきます。 公園緑地等の維持作業については、主要な業務が樹木の剪定・刈込になるため、委託業務として発注しています。	

4 区立の建物施設の維持・更新

< 区立施設の維持管理 >

197	公共施設の維持管理費を見直すことで経費を節減できるのではないかと。実際にどのくらいかかっているのか教えてほしい。	平成26年度の区立施設のランニングコストは年間約489億円でした。(『資料』P42参照)	
198	『資料』(P43)で、区立施設の維持・更新について、今後30年間で6,450億円という数字は莫大すぎる。これは、施設全てを改修・改築した場合の数字か。	原則として15年を周期として改修、築60年(鉄骨造は築45年)で改築を実施することを前提とし、今後30年間に改修、改築時期を迎える施設全てを現状のまま維持するとした場合の試算です。	
199	建物を計画するとき、維持費と何年間使用するのか、その後も建て替えるのであれば更新の積み立てを考えるべきである。区立の建物施設でこのようなプロセスがなかったために、今回テーマとして取り上げたのか。	区では、人口の急増に対応するため、昭和30年代から40年代にかけて多くの小中学校や区立施設を建設してきました。当時のご意見のような考え方は取られていませんでした。しかし、これらの施設の老朽化が課題となる中、平成16年に施設白書を作成し、区立施設を現状のまま維持し続けることは困難であることを明らかにするとともに、計画的な改修改築や施設整備基金等の積立に取り組んできました。 少子高齢化が進む中、区立施設の維持・更新は区政にとって重要な課題であるため、区政改革のテーマとして取り上げています。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
200	今後、少子高齢化による人口減少が急速に進むが、施設の大きさを含めた統廃合、または他への転用などの計画はどのようになっているのか。また、維持管理記録等の履歴がしっかりと残っていれば、長寿命化計画等で補助金を受けて実施計画として進められると思うが、それらの計画はどのようになっているのか。	公共施設の機能転換、統合・再編、長寿命化や維持管理の効率化を視野に入れた検討を行い、区の現状・特性に合致した「公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定予定です。 なお、区営住宅や橋梁、公園については長寿命化計画を策定し、国の補助金を活用しています。	
201	集会所等、更新に多大な費用を要する施設は、高架下の利用も考えてみてはどうか。	練馬高野台駅近くの谷原出張所をはじめ、西武池袋線の高架下を活用して施設を整備してきました。 施設整備のための用地確保にあたっては、区の財政負担の低減のため、様々な可能性を検討していきます。	

< 小学校・中学校 >

202	旭町1丁目近辺の小中学校は1学年1クラスしかない。小中一貫校として、空地に病院など必要な施設を誘致すればよい。豊島区役所のように土地を売って必要な施設を立てる発想が必要だ。	旭町1丁目では、小学校は適正規模を維持していますが、中学校で過小規模状態が継続しています。今後の児童生徒数の推計や中学校選択制度の影響なども含めて多面的な検討を進める必要があると考えています。今後、保護者や地域の意見をお聞きしながら、対応策を検討していきます。 施設を廃止した場合の跡施設・跡地については、新たな区民ニーズに応える活用への転換、財源確保のための売却や貸付を検討します。	
203	少子化が進んでいるが、学校の統廃合が行われていないのは、児童・生徒が減った分を授業についていくことが困難な児童・生徒に充てているものと思われる。教育が重要であることは十分に理解できるが、財政状況が厳しい中、悠長なことをやられてはならないのか。	過小規模状態が継続している小学校や中学校については、財政的な理由だけでなく、子どもたちの教育環境を向上させるためにも、統廃合や通学区域の変更によって児童生徒数を維持していく必要があると考えています。一方で、学校は地域コミュニティの拠点としての役割もあることから、統廃合には地域の理解と協力を得ながら進めていく必要があります。保護者や地域の意見をお聞きしながら、学校の適正配置の検討を進めていきます。	
204	小学校、中学校は、児童数の人数に合わせて統廃合を進めるべきだ。	過小規模状態が継続している小学校や中学校については、財政的な理由だけでなく、子どもたちの教育環境を向上させるためにも、統廃合や通学区域の変更によって児童生徒数を維持していく必要があると考えています。一方で、学校は地域コミュニティの拠点としての役割もあることから、統廃合には地域の理解と協力を得ながら進めていく必要があります。保護者や地域の意見をお聞きしながら、学校の適正配置の検討を進めていきます。	
205	学校の統合・再編については、検討の段階から、対象の学区のPTAや住民とともに取り組むことを要望する。	過小規模状態が継続している小学校や中学校については、財政的な理由だけでなく、子どもたちの教育環境を向上させるためにも、統廃合や通学区域の変更によって児童生徒数を維持していく必要があると考えています。一方で、学校は地域コミュニティの拠点としての役割もあることから、統廃合には地域の理解と協力を得ながら進めていく必要があります。保護者や地域の意見をお聞きしながら、学校の適正配置の検討を進めていきます。	

< その他 >

206	区立施設にスポーツジムが設置されているが、これは本当に必要であるのか。民業圧迫とはならないのか。また、介護予防など経費に見合う効果が得られていると考えるのか。	区立体育館のトレーニング室は、区民の健康・体力の維持増進等のために設置しています。専属のトレーナーのアドバイスを受けることができ、多くの区民が利用しています。 高齢者センター等では、高齢者の健康増進、機能回復訓練のために筋トレ器具を設置し、利用していただいています。トレーナーによる講習を受けた上で利用することで、継続的、効果的な介護予防につなげています。	
207	耐震化されている施設は、改築ではなく改修して、他区で実施しているような子育て施設(保育園等)、高齢者向け通所介護施設や介護予防事業施設、障害者の通所施設等に転用してほしい。できれば敷地内に需要の高い特別養護老人ホームを建設してほしい。	「公共施設等総合管理計画」の検討にあたっては、耐用年数を迎える施設をすべて改築するのではなく、長寿命化改修を行うことにより耐用年数を延長することも検討していきます。また、将来的な区民ニーズを踏まえた施設の転用や複合化の可能性についても積極的に検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
208	施設の廃止や施設使用料の改定など、具体的な案を早期に作成し、示すべきだ。	平成28年度に策定予定の公共施設等総合管理計画の中で区立施設の方向性を明らかにします。	
209	光が丘地区区民館は稼働率が高いので、学童クラブの空き室を地区区民館の補完施設として、利用できる(地区区民館の分室的に)ようにしてほしい。	光が丘地域には、地区区民館や区民ホールの他にも、学校跡施設に開設した文化交流ひろばやこども発達支援センター、学校教育支援センターなど、ご利用いただける施設があります。これらの施設についても周知に努めていきます。 休室中の学童クラブについては、今後の需要動向を踏まえて廃止するかどうか検討し、廃止する施設は有効活用を検討していきます。	
210	関越道路の高架下に計画されているスポーツ施設は、近くに大泉学園町体育館があり、維持費用を考えるともったいない。また、勤労福祉会館は使命が終わったのではないか。	関越高架下に整備するスポーツ施設はフットサル等ができる屋外施設であり、屋内施設である大泉学園町体育館の施設とは機能が異なります。 勤労福祉会館は、交通の利便性も良く、多くの区民の皆さんにご利用いただいています。現在のところ、施設の廃止の予定はありません。	
211	地域集会所や敬老館などの稼働率は極めて低いように感じる。集客する工夫を今一度見直してほしい。	平成28年度に策定を予定している「公共施設等総合管理計画」の中で、施設の利用状況なども踏まえ、機能転換や統合・再編など有効活用の考え方を明らかにしていきます。	
212	区立施設の稼働率を上げるために、地域サークルや企業に広くPRしてはいいかがか。	施設の稼働率を上げるために、施設の利用方法などの周知に努めます。	
213	「区民農園」は貴重な体験学習資源である。しかし、他人名義等を乱用して、複数の区画を利用する利用者が目に余る。悪質な者は10区画を占有している不心得者もいる。違反者に対し即時違約し、公平をはかるようにしてほしい。	区では、現場を巡回し利用者に対し、利用者証の提示を求めています。不正利用の指摘がある農園については、巡回を強化し、対応しています。	
214	北町地区区民館の1階は出張所だが、お茶でも飲めるようにして、人が集いやすくして欲しい、現状は立ち寄りにくい。	出張所は平成28年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、地域の皆さんの意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じて活用を進めます。	
215	北町地区区民館の調理室がなくなり、以前のように料理会等で集まれず寂しい。	平成21年度に大規模改修工事を行いました。改修前も調理室はなく、給湯室にあるコンロを利用していました。現在も、IHコンロを設置しています。	
216	北町地区区民館は以前は1階に図書室があり、子どもが出入りして賑やかだった。今は子供の姿は見え、閑散としている印象。区はどうしたら人が集まるのかのノウハウは持っているはず、改善を求む。	平成21年度の大規模改修で施設レイアウトを変更しました。3階にレクルームと児童図書コーナーを設置し、児童が遊びやすいようにしています。 1階の出張所は平成28年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、地域の皆さんの意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じて活用を進めます。	
217	北町地区区民館1階部分は第八出張所がある。区は以前に出張所を地域コミュニティの拠点機能をもつとしたが、今後はどう考えていくのか。	出張所は平成28年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、地域の皆さんの意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じて活用を進めます。	
218	コンビニでコーヒーを買っておしゃべりしている。近所に気軽に立ち寄り交流する場所があればよい。	区は平成28年4月に、高齢者をはじめとした地域住民の相談と交流の場「街かどケアカフェ」を開設しました。今後、こうした区民が気軽に集い、交流できる拠点を整備します。整備にあたっては、出張所の跡施設の活用を検討します。	
219	施設を建て替えると、きれいな状態で保つことが優先されて、人が集うという目的が二の次になるのでは。温かみのある「これが練馬」といえる交流スペースがあるとよい。	区は平成28年4月に、高齢者をはじめとした地域住民の相談と交流の場「街かどケアカフェ」を開設しました。今後、こうした区民が気軽に集い、交流できる拠点を整備します。整備にあたっては、出張所の跡施設の活用を検討します。	

	意見の概要	区の考え方	対応 区分
< 施設使用料 >			
220	現在のレンタサイクルの駐輪場の利用料金の設定は、平成元年から平成28年1月現在変わっていない。修理代、定期点検を全て区が負担しているため、見直すべきである。また、区外の人も区民と同額というのも問題だ。	「ねりまタウンサイクル」については、導入当時と社会状況が大きく変化していることから、自転車駐車場の利用料金を含め、受益と負担のあり方などを検討していきます。	
221	区立施設の使用料のあり方について、他自治体の実績などを参考にし、適正な使用料であるべきと考える。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
222	施設の使用料が極端に低く、民業を圧迫している。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
223	施設の使用料について、見直してあげていくべきだ。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
224	区立施設の使用料の算定について、原価の積み上げではなく、利用者のニーズを踏まえて決定されるべきものだ。使用料単価を上げた結果、使用料収入が落ちることも考えられる。まず、稼働率を上げるために何ができるか検討すべきだ。	区立施設には、様々な施設があり、建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の皆さんの意識や利用の仕方も変化しています。施設そのものや施設で提供するサービスが区民ニーズに合わなくなっている場合は見直し、役割を転換していくことが必要と考えています。	
225	光が丘地区区民館は稼働率が高いので、文化交流ひろばの会議室の使用料を安くし、気軽に利用できるようにしてほしい。	文化交流ひろばの使用料については、平成14年に定めた区立施設全体の施設使用料の考え方に基づいて設定しています。使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
226	75歳以上の免除の見直しはやむを得ないと思うが、施設での活動は高齢者の介護予防にもなっているため、地域集会所等の使用料の見直しには反対である。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
227	区民が「住みよい」と思う要因に、施設が身近にあり、使用料も安いことがある。一方、財政的に、施設の老朽化や維持管理に要するコストの課題もある。区民から費用負担について理解を得るには、施設の稼働率、民間類似施設の有無、職員数など、客観的な指標を設定する必要がある。	28年度に策定する公共施設等総合管理計画の検討の中で、様々なデータを踏まえて検討します。	
228	区立体育施設で行われているスポーツ教室は、安い使用料で施設を借りて、参加者からは高い参加費をとっている。徴収金額のバランスの悪さによって、実施団体だけが恩恵を受けるのではないか。	区立体育館等の指定管理者による自主事業の収益は、指定管理者管理業務費の縮減に役立つと考えています。	
< 使用料の減額・免除制度 >			
229	施設使用料について、将来的には定年が延長し、再雇用等の時代の流れがくる中で、65歳以上を減額・免除する基準でよいのか。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
230	公共施設の使用料の減額・免除制度について、障害者は減額となっているが、免除とすべきではないか。また、高齢者は、高齢化の状況を踏まえ、年齢基準を引き上げることも検討すべきだ。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
231	障害者の団体が施設を利用する場合には、使用料を免除した方がよい。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
232	区立施設の利用料金について、民間に比べ極めて安価な施設については、利用者負担の考えから値上げすべきである。その代り、現在の減額・免除制度はその主旨を生かし維持してもらいたい。	施設の使用料金については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
233	施設使用料の減額・免除制度は現状のまま存続することを望む。	施設の使用料金については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
234	社会教育関係団体として登録することにより減額、免除がある自治体も多いが、見直しの必要はないのか。	施設の使用料金については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
235	構成員の半数以上が75歳以上の団体は、現在、区内のどの施設でも施設の使用料は免除されている。施設の老朽化問題やますます増え続ける高齢者を考えると、特定の施設のみを免除とし、その他の施設は免除としないようにした方がよい。	施設の使用料金については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
236	施設に団体登録すれば、施設使用料が減額されるが、お稽古のための教室などの場合には減額の対象から外してもよい。一方、施設の設定目的に沿った活動をしている団体については免除した方がよい。	施設の使用料金については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
237	区などが施設を利用する場合には使用料は免除となるが、使用料相当分を指定管理者の維持管理費に充当するような方法にした方がよい。	現在の指定管理者との協定においても、維持管理費等支出予定金額から使用料収入予定金額を差し引いて、指定管理者管理業務費を算定していますので、使用料の減額・免除制度による減収分は補てんされています。	

改革を支える基盤づくり

1 財政基盤の強化

238	社会保障は区が最優先すべき課題で、高齢化が進むなかで増えていくことを前提に考えるべきだ。悪いことのように伝え、削ろうとするのはやめるべきだ。	『超』超高齢社会の到来に伴い「福祉・医療」の充実を図ることは区政の最も重要な課題であり、今後、増大する社会保障費にも対応を図っていく必要があることは十分認識しています。そのためには、これまで前提としてきたサービスのあり方を見直し、持続可能な仕組みに変革する必要があると考えています。	
239	都は、来年度都区財政調整について「交付金の総額は、9,756億円となり、前年度と比べ、13億円、0.1%の増」と公表している。国税化で大幅な減収との記述(『資料』P58)は修正すべきだ。	都区財政調整の原資である法人住民税の国税化により大幅な減収が生じますが、平成28年度は、企業収益の堅調な推移などによる都税の伸びがあったため、前年度比で微増となっています。都区財政調整交付金は景気の動向に左右されやすいことに加え、平成28年度税制改正により、法人住民税の国税化の拡大が図られることから、区財政は今後さらに厳しくなると予測しています。	
240	健全な財政運営を続けるために、構造的に厳しい見通しの財政状況を議会、区民に知らせ、理解と協力を求めることが必要だ。	これまでも3回にわたり財政白書を発行するなど、財政状況を区民に知っていただく取組を重ねてきました。今後も、区民の皆さんに区財政の現状を知っていただき、未来に向けてともに考えていただくための資料を作成、公表します。	
241	子どもや高齢者、まちづくりの課題は、区民の税金だけでは解決できない問題だ。そこで、区が主体となって、水耕栽培の企業体を設立し、そこで得た有益を子どもや高齢者、まちづくりにあてるとよい。また、設立した企業体は高齢者等の雇用の場にも活用できる。	基礎的自治体の責務は、区民の皆さんに納めていただいた税金などを最適に活用して区民サービスの向上を図ることです。区自らが経営主体となって収益をあげることは考えていませんが、区有財産の有効活用等による財源の確保に努めます。	
242	財源について、税収だけでなく、スポンサーシップや広告料、宝くじなどにより、その都度集められる仕組みを作ってはどうか。	区は、これまでも国や都の補助金等の積極的な活用のほか、学校跡施設のインターナショナルスクールへの貸付や自動販売機設置場所の貸付による収入、HPや区報などへの有料広告の拡充などに取り組んできました。今後とも、工夫を凝らして財源の確保に努めていきます。 なお、宝くじは、発行元が都道府県または政令市と定められており、区にはその収益の一部が配分される仕組みとなっています。	

『ビジョン』… みどりの風吹くまちビジョン

『資料』… 練馬区の「これから」を考える

～ 区政の改革に向けた資料～

	意見の概要	区の考え方	対応区分
243	財政基盤の強化について、収入を増やす工夫が十分検討されていない。そのためには、若者をどう呼び込むか、勤労者の所得をどう高めていくか、産業・商業をどう活性化するか、という視点が不可欠だ。みどり豊かな街という以外に、高い独創性とグローバル社会に適合した教育環境、ヒトとヒトがつながり共に学び生み出すことのできる場と機能が存在するアートと音楽といった魅力的な文化が息づいている、といった環境があり、変化の方向性を社会が感じられるようにしていく必要がある。	みどり豊かな住宅都市を基本に、産業や文化などの特色ある資源を活かすまちづくりを区民とともに進めます。	
2 職員の育成			
244	職員の昇任選考受験率の低下傾向とあまりに低い現状はなぜなのか。旧来の地方公務員の風土があるとすれば、払拭しなければ人材も集まらない。	職員一人ひとりが積極的に職務に取り組み、昇任に対する意欲を醸成していけるような職場風土の構築に向けた取組を進めていきます。	
245	区の職員は、異常なほど中高齢期の職員の割合が多い。これは、公務員が大企業に見られる傾向であると思うが、これを問題としてとらえているのか、また抜本的な解決策はあるのか。	現在の職員の年齢構成を踏まえ、今後の職員採用のあり方等について検討していきます。	
246	行政側に区民のことを本当に考える職員はいない。	現場に出向き、皆さんの声をお聞きしながら地域の実情を把握し、区民とともに考え、行動できる職員を育成しています。	
247	区職員は、少しでも現場へ行ったり行動することに重点を置いてほしい。	職員が問題意識を持ち、自ら課題を発見できることが最重要であると考えています。地域に足を運び、区民とともに考え、行動することができる突破力のある職員を育成します。	
248	区は、行政改革により長年にわたって職員の意識改革に取り組んできたはずだが、一層の意識改革等を強調しなければならないのはなぜか。若手職員の意識改革は当然として、管理職の意識改革も必要ではないか。	適正な事業執行と年々変化する行政需要に的確に対応していくために、管理職も含め、職員全員の意識改革に向けた取組を行っていきます。	
249	公務員の給与体系はほぼ一律平等であり、モチベーションの維持は難しい。米国のように、部署に応じ給与に差を付けたり、手当を付けてみてはいかがか。	平成28年度から導入した新たな人事評価制度を人事管理の基礎とし、仕事の成果を昇任や昇給などに反映させ、頑張った職員を正当に評価します。	
250	公務員は、費用対効果等を気にせずに仕事をしているように感じるが、民間への派遣研修は行わないのか。また行うとすれば、どのような目的で、どの業界に派遣する予定なのか。	平成28年度から、民間企業への派遣研修を実施します。28年度はIT関連企業に派遣しています。目的は、民間企業の思考プロセス、プランニングやファシリテーション能力などのスキルを学ぶことおよび職員の意識改革です。	
251	民間人材の積極的登用や、他の先進自治体への出向といった人材交流の取組は、積極的に進めてほしい。区の職員が幅広いネットワークをもち、民間の視点をもち、理解していることは大変重要だ。	外部組織との交流を推進し、様々な経験を通じて新たな視点や発想が得られるような職員派遣等の取組を行っていきます。	
252	やっても、やらなくても、評価に差は生じない区の人事評価制度では、鉄道空白地域の解消などの事業の遅延につながるのではないかと危惧する。	平成28年度から導入した新たな人事評価制度を人事管理の基礎とし、仕事の成果を昇任や昇給などに反映させ、頑張った職員を正当に評価します。	
253	問題の先送りは組織をあげていましめてほしい。解決の目途が見えない場合は、PDCAサイクルを繰り返すことにより、改善に近づけることを組織全体に浸透させるべきだ。	ビジョン・アクションプラン、区政改革計画の進捗状況を点検・評価し、継続的に改善しながら目標の達成を目指します。	
254	区の委託業者で服装がだらしない職員がいる。区は指導すべきだし、区職員と区別できるようにしたほうがよい。	委託業者の職員とはいえ、職員の執務中の服装によってご不快な思いをお掛けして、申し訳ありませんでした。正規職員が委託職員かに関わらず、区民の信頼を得るに足る身だしなみに整えることは、接遇の基本です。そのため、両者に明確な識別を設ける考えはありませんが、委託先には、執務にふさわしい服装の指導、周知徹底を図っていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
255	区の職員の採用は、従来の採用試験ではなく、研修アルバイトとして、一定期間採用し、区政を担える人材であれば正式採用する方式を取り入れるべきだ。	採用試験については、現在、筆記試験および面接等を中心に行っていますが、引き続き有為な人材が確保できるような取組を検討していきます。	
256	区職員の異動については、一律に異動するのではなく、スペシャリストが同じ職場で専門力を活かしながら継続して業務を続けられるような人事管理を行う必要がある。	職場独自の専門性を各職場で学ぶ機会を充実するなど、各職場の実務研修を強化します。人材育成部門が行う研修と職場独自のOJTを活用し、職員の実務能力を向上させます。	
257	区職員のコーディネーターとしての資質に問題を感じる。特に官と民の協働を強調するのであれば、区職員の調整力の育成は欠かせない。	職員が現場に出向き、問題意識をもって課題に取り組めるように育成します。	
258	区のサービス向上には、人が大切だと思うが、職員は2～3年で移動してしまう。	若年期からのジョブローテーションを見直し、能力を発揮した職員は、適材適所の配置を行います。 職場独自の専門性を各職場で学ぶ機会を充実するなど、各職場の実務研修を強化します。	
3 情報通信技術 (ICT) の活用			
259	区は、民間企業のように議会や普段の会議でタブレット等を使用し、紙の使用量を減らすように努めるべきだ。	タブレットを使用した会議運営については、情報システムを含む費用対効果等を総合的に検討する必要があると考えています。先進事例も踏まえながら検討していきます。	
260	他の自治体にならって、議会にタブレット端末を導入し、印刷費の削減を行えば、年間何百万も節約できると思う。	議会へのタブレット端末の導入については、情報システムを含む費用対効果等を総合的に検討する必要があると考えています。先進事例も踏まえながら検討していきます。	
261	区は、ICTを活用して、業務のペーパーレス化に努めてほしい。また、在宅勤務ができ、残業なしで成果があがる仕事のやり方を創出した方がよい。そのためには、情報のデジタル化を先行させる必要がある。	これまで、台帳の電子化等により、ペーパーレス化に取り組んできましたが、経費削減・省スペース化・業務効率化にもつながるものと認識し、さらなる情報のデジタル化に努めていきます。 在宅勤務については、情報セキュリティの確保をはじめとする課題の整理が必要ですが、ICTを活用した事務執行の効率化は、不断に取り組むべき課題です。先進事例も参考にしながら検討していきます。	
262	区民へのきめ細かなICT研修の実施により、充実した社会が実現できると思う。また、タブレット端末を安価で区民に配布したり、スマートフォンで送受信可能なソフトの開発を進めてほしい。	区では、パソコン教室や相談会などの事業を実施していますが、ICTの急速な進歩にあわせ、事業内容は常に見直していきます。 また、スマートフォンで送受信可能なソフトとしては、予防接種のスケジュール等をスマートフォン等に配信するシステムを導入していますが、今後も引き続き、区民サービスの向上に向けたICTの活用について検討していきます。	
4 外郭団体の見直し			
263	『資料』(P79)には、外郭団体は「採算性等の観点から、民間事業者等による実施が困難またはなじまない事業」を行うとある。しかし、社会福祉事業団が行っている特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの経営は現に社会福祉法人が多く行っていて、民間がなじまないということはない。もし、社会福祉事業団が行っている沿革等の理由があるのであれば、その理由の説明がある方がよい。	社会福祉事業団の特別養護老人ホーム、デイサービスセンターでは、要介護度の高い方を率先して受け入れており、入所者の平均要介護度は、区内事業所の平均より高くなっています。 また、地域内の整備が進まない都市型軽費老人ホームの施設整備に率先して取り組んでいる他、介護人材育成・研修センターを運営し区内事業者に対する支援を行うなど、地域貢献に努めています。 これらについて、よりわかりやすく説明を行っていきます。	
264	外郭団体へは、必要な関与と指導は行うべきだ。そのために、区職員には専門知識も必要となる。また、区職員に求められている意識改革などの資質向上は、外郭団体職員にも求められる。	外郭団体の関与や指導・監督を行うためには、公益法人会計や社会福祉法人会計などの専門知識が必要であると考えています。区職員の専門知識の習得のほか、外部専門家の活用等についても、方策を検討します。 また、外郭団体職員の意識改革も、区と外郭団体との人材交流などを通じて、進めていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
265	外郭団体については、設立趣意の検証に立ち返り、これから、必要か必要でないかの議論をすべきだ。税金を投入しているのだから厳しいチェックが求められる。	外郭団体がサービスを担う必要性、区や事業者等との役割分担などを改めて検証します。そのうえで事業や団体のあり方を見直します。また、外郭団体がその役割を的確に果たせるよう、団体に対する指導・監督など区の関与のあり方を見直します。	
266	外郭団体について、内容が関連または重複する事業については、団体間で話し合っただけで相乗効果が生まれるようなやり方もあるはずだ。設立趣意の検証により調整が必要だ。団体の整理統合には当事者間のオープンな話し合いが前提で、いつのまにかどこかで決まっていたら団体メンバーや関係者の不信感が高まる。	内容が関連または重複する事業や外郭団体の整理・再編の検討にあたっては、当該外郭団体のほか、関係する団体や区民の皆さんのご意見を伺いながら進めます。	
267	外郭団体のマネジメント等に携わる職員は、団体の設立趣意を達成するためにやる気のある職員を公募すべきだ。いわゆる天下りの役職者や、区の退職職員には、団体設立趣意への情熱やスキルがない場合が多いと感じる。経費縮減で非常勤や臨時職員が多いと事業の安定性、正確性を欠くことにつながりやすい。時間をかけて各団体で、やる気のある職員を育てる気概と余裕が必要だ。区はそれを支援すべき。	団体のマネジメント等に携わる職員を確保・育成するという観点から、人事・給与制度の整備・見直しを支援します。 また、区と外郭団体との人材交流などを通じて、団体職員の意識改革を進めます。	
268	観光協会、みどりの機構、障害者就労促進協会が統合されようとしている。各団体の設立趣意を再度検証し、統合理由を明らかにして、団体メンバーやボランティアの意見を良く聞いて丁寧に対応すべきだ。	外郭団体の整理・再編の検討にあたっては、当該団体のほか、関係する団体や区民の皆さんのご意見を伺いながら進めます。	
269	外郭団体を委託先として、パートナーとして位置づけるのであれば、ともに発展し、共存するためのルールづくり、外郭団体の成長を助成していく覚悟が必要だ。区職員のマネジメント力が問われることになるので、マネジメント研修の重要性をあらためて認識してほしい。	外郭団体と区の役割分担に関するルールづくりや、自律的な運営に向けた財政支援や人的支援の見直しを行います。 外郭団体を指導・監督する区の職員に必要な、専門知識の習得やマネジメント力向上の方策も検討します。	

区政改革の検討の進め方

< 区政改革推進会議 >

270	障害者福祉政策は地方主体となってきていることと、国際的な視野が必要なことから、練馬区区政改革推進会議に障害者団体の代表者を入れてほしい。	区政改革推進会議は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を見直す区政改革の内容等を検討するために設置した会議体で、学識経験者や実務経験者、一般公募の区民により構成されています。個別の政策を検討するものではないため、区内各種団体の代表者は入っていませんが、区政改革計画の策定過程では様々な区民、団体の意見を伺います。	
-----	--	---	--

< 区政の改革に向けた資料 >

271	『資料』は、行革を推進する立場からの誘導的な統計の示し方で、科学的、客観的なものになっていない。 少子化対策、子育て支援では、「1人あたりの保育料がかかっている」というデータは示されているが、国際比較(oecdデータ)で、日本の子育てや教育の公費が先進国で最低であることは示されていない。 子どもの貧困率の年々悪化している現実が示されていない。練馬区の就学援助率が4分の1を超えていて、子どもの貧困対策が練馬区でも緊急に求められている事実を示すデータは示されていない。 認可保育所を求めている子育て世帯の実態と練馬区が進めている幼稚園を利用した「待機児解消策」とのギャップを示すデータも示されていない。 決められた方向に、区政をもっていこうとする意図を強く感じる『資料』だ。区民参加による、客観的な「資料集作り」と計画の素案作りが求められている。	『資料』は、持続可能性を確保しながら、区民の視点に立ってサービス向上を図るために、重要な課題について、データに基づき現状と将来見通しをまとめたものです。 資料を作成する過程では、公募区民や有識者からなる区政改革推進会議や区政モニターに意見を伺い、区民にデータに基づき根拠を明らかにし、分かりやすく課題を示すものとなるよう努めました。	
272	『資料』のデータについて、他22区のトップの指標との比較もあればよりよい資料になると思う。	今後、区民により分かりやすい資料をお示しできるよう工夫していきます。	

『ビジョン』 ... みどりの風吹くまちビジョン
『資料』 ... 練馬区の「これから」を考える
～ 区政の改革に向けた資料～

	意見の概要	区の考え方	対応区分
273	『資料』を、中高生、小学生などにも分かる、簡単な絵本のような形で作成するとよい。少しでも意見をいってみたいと思える環境にすれば、行政と区民との隔たりはなくなる。	今後、区民により分かりやすい資料をお示しできるよう工夫していきます。	
274	『資料』全体を通して、どのように区の活力を高めていくのか、そのためにどのような課題に重点的に取り組んでいく必要があるのかという視点が欠けている。例えば、少子高齢化について、若者世代を呼び込む、婚姻率を高める、より多くの子どもをもつ、若者が住み続ける状況に大きく変化させていくことなどが重要だ。	『資料』は、今後の区政にとって特に重要と考えられる課題について、データに基づいて現状と将来見通しを明らかにし、改革に向けた現時点での区の考えを示したものです。具体的な取組内容については、今後、計画を策定していく中で、区民意見反映制度による区民の意見や議会からの意見を踏まえて、検討していきます。	
275	『資料』について、各課題に番号を付けた方が意見を書きやすい。	今後、区民により分かりやすい資料をお示しできるよう工夫していきます。	
276	区の実情について理解するには、資料に図や表があってわかりやすい。	『資料』は、持続可能性を確保しながら、区民の視点に立ってサービス向上を図るために、重要な課題について、データに基づき現状と将来見通しをまとめたものです。今後も、区民により分かりやすい資料をお示しできるよう工夫していきます。	

< 区長とともに練馬の未来を語る会 >

277	『語る会』の開催場所に、鉄道空白地域である大泉学園町がないのはなぜか。	鉄道空白地域の解消は重要な課題であり、地域で直接皆さんとお話しすることは大変有意義です。今後も、開催場所を工夫して、『練馬の未来を語る会』を充実していきます。	
278	今後の区政について、多くの人たちで話すことは必要だが、話が具体的ににならないケースがある。定期的に区政について話し合う機会を設けて、その都度テーマを決めて話し合うと問題点などが深められるのではないか。	区長とともに練馬の未来を語る会のような自由参加による意見交換会のほか、子育てや福祉などのテーマに応じた話し合いの場も設け、区政への意見や提案をお聞きしています。今後も、開催方法を工夫して、区民の皆さんとの意見交換をさらに充実させるよう努めていきます。	
279	『語る会』の記録は、公開されるのか知りたい。	『語る会』の記録は、区ホームページ「ようこそ区長室へ」において、公開しています。	
280	『語る会』で、スライドや資料と関係ない発言が多い。事前に質問内容を聞き取り、議題に関係のないものは制限した方がよい。制限をしたものについては、別の機会を設定すればよい。	今後も、『語る会』の進行方法を工夫して、区民の皆さんとの意見交換をさらに充実させるよう努めていきます。	
281	毎週・毎月区が自由討論の場を設定し、区民に議論してもらえば、区長とともに練馬の未来を語る会で意見を聞くより、よい意見が出てくるはず。その場に区長はいなくても後で区の事務局から報告すればよい。	区長とともに練馬の未来を語る会のような自由参加による意見交換会のほか、子育てや福祉などのテーマに応じた話し合いの場も設け、区政への意見や提案をお聞きしています。今後も、開催方法を工夫して、区民の皆さんとの意見交換をさらに充実させるよう努めていきます。	

< 区政改革推進計画 >

282	『ビジョン』が平成27年3月、『アクションプラン』が6月に公表された。また、(仮称)区政改革計画は、平成28年度当初に素案作成、10月に計画策定し、計画実施が29年度。区長任期4年目にやっと間に合うということで、いかにも遅いという印象だ。	区民の視点からの区政改革について考えるため、公募区民・学識経験者等で構成する区政改革推進会議を設置して検討するとともに、『資料』をもとに区民の皆さんと意見交換し、広く区民の皆さんの意見を伺い、計画に反映できるように策定を進めています。 協働の推進体制の整備など、速やかに取り組むべき課題については、区政改革計画策定に先立って取り組みます。	
-----	---	--	--

その他

283	子どものいない夫婦から、身近な行政からは納税者であるにも関わらず成人に対してはサービスがないと嘆かれている。見える形でサービスがあるとよい。	区民サービスは、子育て支援、教育や福祉・医療のように現在の区民の求めにこたえるものと、都市インフラや区立施設の整備のように将来のための投資と、大きく2つに分かれます。この両面にわたって、区民サービスの向上と持続可能性の確保の両立をめざし、改革に取り組みます。	
-----	--	---	--

	意見の概要	区の考え方	対応区分
284	豊かな緑と、区立美術館をはじめとする文化施設の充実、練馬区の特徴だ。この魅力を区外の方に多く知ってもらうことは、まちを活性化させる1つの方策だ。	練馬区の魅力であるみどりを守り育て、文化を楽しめるまちづくりを区民の皆さんとの協働により進めます。	
285	「わたしの便利帳」に挟み込まれている地図には、体育館の名称は記載があるが、併設の温水プールの記載がない。併記することによって分かりやすくなる。また、上石神井体育館等、最寄バス停の名称を施設名に変えると、利用者に分かりやすくなるし、施設のPRにもなる。	練馬区全区をより使いやすいものとするため、平成28年度の発行に合わせて、併設施設を掲載するなど、内容や表記を見直します。 バス停の名称については、位置等をわかり易く伝えることが大切であり、最寄りの施設名称などについても極力示すことが必要と考えています。今回頂いたご意見を区内の路線バス事業者に伝えます。	
286	地方自治体の中には、創意工夫によって若い人集めに成功したところがある。魅力ある練馬区をアピールしていくことが大切だ。	区の様々な魅力を区内外に発信していくことは重要だと考えています。練馬区は、23区で最もみどりに恵まれ、交通利便性も高い住宅都市です。しかし、現状では、その魅力が十分に知られていません。 そこで、広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」を実施しています。区民の皆さんが撮影した練馬のみどりの写真を特設サイトや展覧会で紹介しているほか、区民参加でテレビCMを制作し、地上波テレビや鉄道駅等で放映しています。今後とも、区の魅力発信を戦略的、積極的に展開していきます。	
287	今後の区政について、民間の団体や学生などにも話をもちかけて、アイデアや実行力を分けてもらうのもよいと思う。	区では、子育てや福祉、文化、産業、まちの活性化など、地域を良くしたいという各種団体との話し合いの場を設け、区政への意見や提案を聞いています。今後とも、様々な団体等との意見交換を積極的に行い、区民との協働を進め、区政運営に活かしていきます。	
288	現在金利が低く、不動産が下がったこともあり、今まで練馬区に住宅を求めていた層が世田谷区や、杉並区が住宅を求めている。練馬区は、先進的な自治体を参考にしてPRページを作ってみてはいかがか。	区の様々な魅力を区内外に発信していくことは重要だと考えています。練馬区は、23区で最もみどりに恵まれ、交通利便性も高い住宅都市です。しかし、現状では、その魅力が十分に知られていません。 そこで、広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」を実施しています。区民の皆さんが撮影した練馬のみどりの写真を特設サイトや展覧会で紹介しているほか、区民参加でテレビCMを制作し、地上波テレビや鉄道駅等で放映しています。今後とも、区の魅力発信を戦略的、積極的に展開していきます。	
289	練馬のシティープロモーションについて、何千万円もかけて行う必要があるのか。地方の人口減少地域とは状況が異なるのではないか。	練馬区は、23区で最もみどりに恵まれ、交通利便性も高い住宅都市です。しかし、現状では、その魅力が十分に知られていません。広報キャンペーンによって、区の魅力を区内外の多くの方に知ってもらいたいと考えています。貴重な税金を活用し、効果的、効率的なキャンペーンの展開に努めます。	
290	練馬の魅力を外部にお金をかけて発信する必要があるのか。学校や子育てなどにお金をかけて、その評価で知ってもらうことこそが大事だ。	練馬区は、23区で最もみどりに恵まれ、交通利便性も高い住宅都市です。しかし、現状では、その魅力が十分に知られていません。広報キャンペーンによって、区の魅力を区内外の多くの方に知ってもらいたいと考えています。貴重な税金を活用し、効果的、効率的なキャンペーンの展開に努めます。	
291	「よりどりみどり」や「ねりまビッグパン」のように、特定のプロジェクトを若者が中心となって動かしていくことは、新しい発想で物事を作り上げていくための効果的な手法だ。	職員を含め、若い世代の柔軟な発想を活かしていくことは、事業を活性化するうえで重要であると考えています。今後とも、事業の検討や実施にあたって創意工夫に努めていきます。	
292	モニター懇談会は、一人何分と発言を区切る方法でやっているが自由討論の場が必要である。	会の開催にあたっては、より多くの方に発言をしていただくよう、持ち時間を定めるなどしています。今後も、会の進行方法を工夫して、意見交換をさらに充実させるよう努めていきます。	
293	幸いにも練馬区は、限界集落はおろか少子高齢化の変化も遅く、いろいろな意味でも全国的に恵まれた地域であることを自覚し、そうでない地域に救いの手を差し伸べることに貢献すべきだ。	特別区全体で、全国の各地域と連携する「特別区全国連携プロジェクト」に取り組んでいます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
294	<p>法的規制や縦割り組織、前例踏襲などの制約を、柔軟かつ幅のあるものへ改めるべきだ。</p> <p>また、事務事業を、行政でなければできないものか、協働を機軸とする公共サービスの課題を実現するものか、投資的なもので将来の税収不足の解決に有効なものか、の視点から絞り込み、それ以外は発展的に廃止することが必要だ。</p>	<p>区民の皆さんが必要とするサービスを安定的に受けられるようにするためには、将来にわたって持続可能性を確保していくことが必要です。</p> <p>そのためには、国や都の制度に倣うだけではなく、これまで前提としてきたサービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、持続可能な仕組みに変革していく必要があります。サービスのあり方について、将来の社会変化を見通した施策の優先度、コストと効果のバランス、受益と負担、効率性などの観点から見直していきます。</p>	
295	<p>区民が創造性を高め、創造的な人材が練馬区に集まるかどうかは、区が魅力的で、財政的にも持続的な街となるための極めて重要な要因となる。また、国際化社会で活躍できる人材を輩出し、海外の人材を受け入れることができるかどうか国際都市東京の中でどう位置づけられるかを左右する。そのためには、以下のような検討が必要だ。</p> <p>創造的な人材をどう育てるか、そのための環境は何か、ハード・ソフト両面で区に何ができるか。</p> <p>創造的な人にとって魅力的な都市となるために何が必要か。</p> <p>区は国際社会とどう向き合うか。</p> <p>外国人をどう受け入れるか、課題は何か、区民との交流をどう促すか。</p> <p>子供が国際的な視点も持つために何が必要か。</p>	<p>文化芸術や農、アニメ、食といった区内の魅力ある地域資源を発掘し、区内外に発信していきます。</p> <p>言葉や生活習慣が異なる人々との触れ合いや、様々な都市との交流により、経済や文化芸術、スポーツなど幅広い分野で活性化することで、より豊かな地域社会を作ることができるものと考えます。</p>	
296	<p>指定管理者の選定条件を知りたい。</p>	<p>原則として、応募団体から事業提案を受け、提案の内容を総合的に評価するプロポーザル方式で選定しています。評価項目は、「運営実績」「効率的運営・効率化への取組」「施設管理運営体制」など、施設に共通する項目のほか、施設の特性に応じて定めています。</p>	
297	<p>人権週間事業「講演と映画の集い」に参加しようとしたが、参加者が多く入場できなかった。改善されたのか。</p>	<p>人権週間行事「講演と映画の集い」では、会場が混み合い入場できなかったことをお詫びします。区ホームページにおいて平成27年12月11日付けでその旨をお伝えしています。今後は公平に参加できるよう申込方法を事前申込制とし、応募者多数の場合は公正な抽選を行う方式に改めます。</p>	
298	<p>プレミアム商品券の当初の目的は、商店街の活性化であったかと思うが、時代の変化とともに制度の見直しが必要ではないか。(取扱店やプレミアムの検討)</p>	<p>プレミアム商品券の発行は、平成21年度、リーマン・ショックにより急激に悪化した景気に対する緊急経済対策として開始され、区民に対する生活支援および区内商店街活性化を目的として4年間継続し、24年度の発行をもって事業を終了しています。</p> <p>平成27年度のプレミアム商品券を発行する事業は、国が地方創生の一環として自治体に交付金を交付し、全国的に実施されたものです。練馬区においては、地域の消費の拡大に加え、商店街の活性化を目的に実施しました。</p> <p>現状では、今後の実施予定はありません。</p>	
299	<p>学びと産業振興を結びつけることができないかと感じている。MOCCのようにインターネットに接続できればいつでもどこでも学べる機会が増えている。また、米国のTechShopのようにDIYと教育を融合したような事業も見受けられる。生涯学習という意味で、人が集まることのできる施設やしぐみがあるとよいと思う。</p> <p>産業振興という投資をして区の税収を増やす努力を増やすことが重要と考える。</p>	<p>「練馬En(エン)カレッジ」は、地域活動へのきっかけづくりや福祉、防災など分野ごとの人材育成事業を実施しています。すでに多くの方がここを足掛かりに、福祉や環境、生涯学習など様々な分野で活発に活動しています。</p> <p>また、区内の地域活動や生涯学習、文化芸術に関する事業、施設などの情報を集約し、区民が「活動したい」「学びたい」ときに必要な情報を入手できる生涯学習・文化芸術サイトを構築します。区民がこのサイトを活用して活動の情報を発信し、区民の活動が横断的につながることができるようにします。</p> <p>平成28年3月に策定した「産業振興ビジョン」では、今後、重点的に支援を行う事業を明示し、メリハリの効いた支援を行うこととしています。こうした支援を通じて産業振興に取り組み、地域経済の活性化に努めていきます。</p>	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
300	練馬は関越道の出入口に位置しており、関越道沿線の地方都市や企業と連携して、都心を結ぶ結節点としての施設(道の駅のイメージをもっと発展させたもの)が練馬にあるとよいと思う。 産業振興という投資をして区の税収を増やす努力をすることが重要だ。	区内の農産物や区内で生産される物産品の魅力を発信する取組は重要です。常設の場所としては、観光案内所で練馬区の名産品の販売等を行っています。 農業者や事業者が連携して実施している「ねりマルシェ」のより一層の充実や区の交流都市との連携により、物産等のPRに工夫をこらして取り組んでいきます。	
301	石神井公園駅(東口・バスターミナル側)への観光案内所の設置は、まちの活性化の面で大きな前進だが、人を配置する案内所では、ランニングコストの面で難しいのではないかと。そこでICTを活用し、案内ツールとして情報発信端末(地図・飲食、ローカルニュース等)を駅出口2か所に設置すれば人件費を省くことができる。 可能であれば駅入り口の名称も、「公園口」、「駅前ビル口」等に変更できればよいと思う。	石神井公園駅前に開設予定の観光案内所では、観光情報の収集・発信のほか、練馬区の名産品の販売等を行う計画で、人員の配置は必要です。 ICTの活用については、デジタルサイネージを活用するなど検討します。 駅入り口の名称は、区民からのご要望が高まれば、鉄道会社に働きかけることを考えています。	
302	産業振興として起業の支援も重要だが、企業の誘致も努力してほしい。	平成28年3月に策定した「産業振興ビジョン」では、今後、重点的に支援を行う事業を明示し、メリハリの効いた支援を行うこととしています。企業を誘致する働きかけは行いませんが、こうした支援を通じて産業振興に取り組み、地域経済の活性化に努めていきます。	
303	桜台に練馬起業家シェアハウスがあり、次世代を担う起業家を育成する活動をしている。区の産業振興や次世代育成に役立てばと思う。	創業に係る事業については、練馬ビジネスサポートセンターを拠点に区内産業経済団体や地域金融機関等と連携し実施しています。今後、民間事業者との連携の可能性についても、その内容や方法を含め検討します。	
304	やる気のある人に(企業・独立などの)チャンスを作ってほしい。	練馬ビジネスサポートセンターでは、起業・創業に関する相談を受け付けています。また、「創業！ねりま塾」を開催し、起業・創業への意欲のある人へ支援を行っています。「創業！ねりま塾」では、一般コースだけでなく、女性起業コースも開設しており、今後も、起業・創業の意欲のある人へ支援を継続していきます。	
305	個人の収入を増やし、税収を上げるために、語学やコンピュータなどの労働の質を高めるスキルアップ講座の開催、民間の人材育成プログラムへの助成を行うとよい。そのための講師は、高度な経験を持つ区内の高齢者を活用する。	人材育成支援については、国や都の他、区内では東京商工会議所練馬支部等において、様々な支援を行っています。ハローワークでは、企業内人材育成支援の一つの取組として、助成金を支給しています。また、練馬ビジネスサポートセンターでは、セミナーを開催するほか、区民の創業を支援する講座を開催するなど、人材の育成に取り組んでいます。 地域で活躍する高齢者を増やすため、「練馬En(エン)カレッジ」のカリキュラムを充実するなど、高齢者のこれまでの経験を活かすことができるような取組を進めます。 今後も、国・都や関係機関の支援の状況および区の役割を踏まえ、適切な支援に取り組んでいきます。	
306	歳入の増加策として、研修制度による職員や民間企業の人材育成、空き家の有効活用、公共事業の部分的有料化、3階建ての低層住宅の供給システムが考えられる。	区では、練馬ビジネスサポートセンターと連携して、商店街の空き店舗の有効活用と起業・創業の支援のため、商店街空き店舗入居促進事業を実施しています。また、空き家の有効活用に向けた取組も進めています。	
307	街歩き観光(ポタリング)について、巡る先々に人を惹きつける目的物が必要と思われる。練馬を「文化とみどりの街」にするために、各地に紅しだれ桜を植樹して、将来は全国、全世界から詩、俳句等を募り、石碑等を建立し、世界に練馬の名をあげてはどうか。	地域で育まれた文化や資源、区民や事業者の方々が生み出す新しい価値を磨き、効果的に発信する「練馬ならではの観光」を推進するため、区民の視点による練馬の魅力情報を集め、多様な方法で発信する取組を行います。 地域が賑わい、区外から来客を呼び込むためには、地域住民や事業者が自由なアイデアを活かして魅力を高めていくことが必要であり、区は区民の皆さんや事業者の活動を積極的に支援していきます。	
308	外国人観光客を練馬に呼び込むために、外国人向けのツアーを開催してみてもどうか。外国人は観光地だけでなく、日本の暮らしや街並み、庶民の暮らしぶりなどの素朴な日常にも興味があるはずだ。練馬でお金を使ってもらおう1つの方法だ。	訪日外国人観光客は年々増加しており、東京オリンピック・パラリンピックに向けて更なる増加が見込まれます。多くの方に練馬区に来てもらえるよう、区の特徴である農、アニメ、食といった外国の方にも注目される様々な地域資源の活用について、産業界や事業者等の意向を踏まえ検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
309	街コン、映画祭、ロハス系フェスティバルを開催したり、区内の畑、太陽光のパネルを作るなどワークショップを開催し、区外からのお客さん呼び、お金を落としてもらうにしたらよい。	区が主催している事業のほか、地域の伝統的な行事や民間事業者が行うイベント、商店会や町会・自治会など区民が主体のイベントなど、区内では様々な催しが行われています。 地域が賑わい、区外から来客を呼び込むためには、地域住民や事業者が自由なアイデアを活かして魅力を高めていくことが必要であり、区は区民の皆さんや事業者の活動を積極的に支援していきます。	
310	聞いた話だが、施設の団体登録で、同じメンバーの団体が代表者名を変えてに申請することによって別団体として施設を占有する事例がある。止めてほしい。	公共施設の団体登録については、同じメンバー(メンバーが半数以上同じ場合も)で同じ内容の申請の場合、代表者名を変えた申請をされたとしても新たな登録はできません。仮にそのような事例があったときは、登録を取り消します。	
311	行政改革推進プラン(23～26年度)により、「行政改革を推進し」、その取組により一定の成果を得ているとされるが、今後のコミュニティーづくり(地域づくり)で参考にし、引き継ぐべき遺産があれば今回の計画に活かすべき。検証があってもよいのではないか。	平成24年度に地域コミュニティ活性化プログラムを策定し、モデル事業を実施してきました。その中で、高齢者などの見守りが地域住民の共通の課題であり、取組が必要であることがわかってきました。それを踏まえ、『ビジョン』の計画の一つとして「つながり、見守る地域づくり」を掲げ、平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくりのモデル事業に着手しています。	
312	外国人にとっても住みやすい街になればよい。例えば、在日外国人のコミュニティーづくり支援、旅行で訪日する外国人向けの観光資源の発掘等、外国人の視点でやるべきことがたくさんある。また、区職員に外国人の採用あるいは拡充を期待する。	旧光が丘第五小学校跡施設に開設した文化交流ひろばでは、多言語による情報提供コーナーの設置や、外国出身者と地域との交流事業等を開催しています。 区の特徴である農、アニメ、食といった外国の方にも注目される様々な地域資源の活用について、産業団体や事業者等の意向を踏まえ検討していきます。 職員には国籍要件のある職種もありますが、外国語のコミュニケーション能力や異文化の中で培った経験が必要とされる業務については、非常勤職員を新たに設けて対応することも検討します。	
313	古い農家の家屋がなくなることが心配だ。近代の家屋は日本古来の知恵が凝縮されている。ナショナルトラストなどの手法で保存、維持することはできないか。	区内の古民家を、文化財に指定・登録し、保存・公開に努めています。池淵史跡公園には、旧内田家住宅を移築保存し、公開しています。なお、寄付の受け入れができる文化芸術振興基金を新たに設けます。	
314	生涯学習や職業訓練、中等教育の補完などの場として、小学校の空き教室を活用した「協働学舎」をつくらせたい。定年退職者や中途退学者、シングルマザーなどの学習の場となり、知識の底上げが図られるほか、職業選択の幅も広がり、社会の生産性もアップする。また、引きこもりやなど、孤立化に不安を持つ人たちが自律した生活をおくれる場にもなる。	「練馬En(エン)カレッジ」は、地域活動へのきっかけづくりや福祉、防災など分野ごとの人材育成事業を実施しています。すでに多くの方がここを足掛かりに、福祉や環境、生涯学習など様々な分野で活発に活動しています。 また、区内の地域活動や生涯学習、文化芸術に関する事業、施設などの情報を集約し、区民が「活動したい」「学びたい」ときに必要な情報を入手できる生涯学習・文化芸術サイトを構築します。区民がこのサイトを活用して活動の情報を発信し、区民の活動が横断的につながることができるようにします。	
315	博物館は、生活の中でなくなったもの、欠けがえのない特殊な技術の痕跡などを保存・保全するために、「文化都市の中核施設」として整備すべきだ。	石神井公園ふるさと文化館では、区ゆかりの歴史資料や「マンガやアニメの原画」、文化人に関連する資料等を収集・保存しています。石神井公園ふるさと文化館(伝統文化分野)、美術館(美術分野)、練馬文化センター・大泉学園ホール(音楽・舞台芸術分野)の連携を進め、横断的な事業展開を図り、それぞれの施設が各分野の中核的な役割を担うことで、区の文化の魅力向上に努めていきます。	
316	体育館について、施設の入り口看板にプール等の併設の施設名が記載されていないため区民に分かりづらい。	区立体育館7館のうち、5館に温水プールを併設していますが、施設内容は多岐にわたるため、記載方法については研究していきます。	
317	ボランティア課をつくるべきだ。メールでボランティアを募り、可能な人が応募する仕組みをつくれれば地域の人材を活かせる。社会福祉協議会に登録しているが、いまだに1件も募集がこない。やり方の問題だ	ボランティアは、活動を希望する方の意向に加え、応援を必要としている方の意向も重要です。練馬区社会福祉協議会のボランティアセンターでは、活動を希望する方と応援を必要としている方の双方から話を聞き、コーディネートを行っています。 なお、練馬駅北口のCoconeri内の区民協働交流センターの相談機能を充実し、地域で活動する団体などからの相談を受け止めるワンストップ窓口とします。その中で、ボランティアに関する情報を幅広く収集し、発信・交換できるよう、工夫をしていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
318	障害者差別解消支援地域協議会を設置すると聞いているが、当事者の参加の一環として、精神障害者関連団体の代表者を加えてほしい。	障害者差別解消支援地域協議会には、精神障害者団体も参画していただく予定です。	
319	視覚障害者への同行援護に、専門書からの引用箇所をパソコンに文字入力する作業を加えてほしい。	同行援護は国の指定する障害福祉サービスで、支援の内容も国によって決まりがります。同行援護においては移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものとされています。「その他の必要な援助」とは、移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援の範囲とされており、ご意見の内容については支援の範囲を超えているものと考えます。	
320	生活保護の生活扶助費のうち、数万円分をカードで支給すれば、自動的に記録が残り、適切な管理につながるのではないかと。	金銭給付が原則ですが、カードの利用については既に試行している他自治体の動向を注視していきます。	
321	光が丘病院の非常時の発電に自然エネルギーを取り入れてほしい。	現在、練馬光が丘病院では軽油や灯油を燃料とした非常用発電機を使用しています。今後練馬光が丘病院は改築する予定があります。具体的な設計等に入った段階で、非常時の電力確保について、自然エネルギーの活用も含め、環境面や安定性、経費負担などを踏まえ、病院運営者とともに検討します。	
322	省エネナビを用いて区の経費を節減し、その経費を障害者雇用に回すことを提案する。	区では、従前から省エネルギーに取り組んでいます。特に東日本大震災以降は、節電対策を強化することで、震災前の平成22年度と比べて夏期は約20%の電力使用量を削減するなど着実に削減しています。また、平成24年度からは、環境配慮契約法に基づき、制限付き一般競争入札で環境に優しい電力を購入することにより経費と温室効果ガス排出量を削減しています。このような取組を継続することにより省エネルギー、温室効果ガス排出量および光熱水費の削減に取り組んでいきます。省エネナビを導入する考えはありません。	
323	区政改革の柱にエネルギー政策がない。区民は、樹木・緑地が多いことを特色とする練馬区で、きれいな空気、きれいな水を保ちたいと考えている。	平成27年度に今後のエネルギー政策の方向性を示す練馬区エネルギービジョンを策定し、取り組んでいます。	
324	光が丘地区をスマートコミュニティに指定してほしい。	災害拠点病院と近隣の医療救護所が、それぞれ一体となった地域コジェネレーションシステムを創設し、エネルギーの総合的・効率的な利用を推進します。集合住宅での分散型エネルギーの導入について、エネルギー事業者と連携して研究します。	
325	区の公共施設の光熱水使用料をリアルタイムで住民に配信するようにはどうか。その際、障害者を雇用するための監視センターをクラウド上に設置し、環境見守りサービスを区の事業とする。	区の省エネルギーの取組の効果的な公表方法について、今後検討していきます。	
326	区民の省エネ活動に対して、電気、ガス等の削減分を区が買い取る制度を作ってはどうか。	区は、複数の省エネルギー機器・設備導入に対する補助、省エネルギー住宅の普及啓発や最新の省エネルギー設備や技術に関する情報を広く区民に提供することなど省エネルギーの普及啓発に取り組んでいきます。 区民が削減した電気やガスを買取る制度の創設は考えていません。	
327	原発は再稼働せず、自然エネルギーへの一刻も早い転換が必要だ。区で最も有効なのは、太陽光発電だ。供給不安定の欠点を克服するため統括組織を設けて、民家や商業施設の屋根を借りて設置するとよい。	太陽光発電などの再生可能エネルギーのさらなる活用について、区民・事業者呼びかけ、現場の実態に即してともに考え、推進に努めます。	
328	脱化石燃料社会へ転換するために、水素自動車や電気式の省エネヒーターの普及が必要だ。安全面から送電線を太いものに取り換える必要があり、世帯によっては助成制度も必要だ。	低炭素社会、水素社会の構築に向けては、国や東京都が様々な取り組みを行っています。また、区の取組では、区内の再生可能エネルギー・省エネルギーの普及のために設備設置補助制度を設けています。さらに、地域における地球温暖化防止に係る様々な啓発活動にも取り組んでいます。 省エネ等機器の普及やインフラ整備に関しては、市場や国等の動向を注視していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
329	区の入札において、金額の安さを競うのではなく、二酸化炭素の削減量を競う、地球温暖化防止入札を行ってほしい。	電力の調達契約において環境配慮契約法に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約をしていますが、温室効果ガスの削減量を競う入札の導入は考えていません。	
330	当社団法人の省エネ診断士を練馬区の事業としてほしい。	団体の独自の資格である省エネ診断士を取得することによる有用性が不明のため、区の事業とすることは考えていません。	
331	区の公共施設の改修は再生エネルギーを設計に入れて、国からの補助金でやってもらいたい。	避難拠点となる小中学校に蓄電設備と組み合わせた太陽光発電の設置を進めます。	
332	現在のみどりに関する組織は分かりにくいので、一元化するべきだ。みどりに関する行政には、構想から維持運営まで現場との連携等、専門性をもった対応するための専門職の配置、産・学・官で専門領域の協働、マンション建設時の専門家による対応が重要だ。	みどりに関する行政サービスや事業は多岐に渡ることから、複数の部課に分かれて業務を実施しています。今後も、各部課が連携し、情報共有や専門性の向上に努め、みどりの保全と創出を進めていきます。必要に応じて組織の見直しをします。	
333	造園管理士の資格を有し、経験豊富な専門家をリーダーとする組織を区に設けて、みどりの行政を充実してほしい。	みどりに関する業務は、造園職の職員を配置するとともに、研修や他自治体との情報交換等を行い、専門知識や技術の向上に努めています。	
334	区内で小さな自然が息づいている場所を指定し、公表する制度をつくとよい。自然へのつながりを重視する社会教育として、学校や図書館、保育園などでプログラムとして取り入れてほしい。	区では、地域の方から身近で良好な風景をご応募いただく「とっておきの風景(練馬区地域景観資源登録制度)」や「練馬の風景100選」を通じて、みどりや自然に関する場所を紹介しています。また、区報でも公園や憩いの森等の情報を発信しています。引き続き、練馬の魅力的な自然の情報を区民に発信していきます。 また、小学校では、身近な自然からものごとを学ぶために生活科や理科の学習で近隣の公園や自然がある場所などを活用しており、図書館では、地域資料の充実や地域資源と関連した事業(自然観察会等)を開催しています。	
335	光が丘清掃工場は、地域冷暖房として団地に熱供給を行っているが、発電機能も果たせないのか。	清掃工場を管理・運営している東京二十三区清掃一部事務組合によれば、清掃工場ではごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して地域冷暖房に活用しているほか発電もしているとのことです。つくられた電気は、清掃工場内で利用され、余剰電力は電力小売事業者への売電を通じて、一般家庭や事業者にご利用されています。	
336	大型生活用品リサイクル情報掲示板に掲載する場合、名字・住所(丁目まで)、連絡先(電話番号、メールアドレス等)の記載が求められる。氏名や住所などの個人情報、区役所が把握していればよいことで、掲示板に記載しなければならない理由が分からない。個人情報保護の観点から匿名による記載に改めてほしい。	大型生活用品リサイクル情報掲示板は、趣旨を理解し賛同いただいた方の利用を前提とし、利用する方の責任において活用をお願いしています。	
337	直下型の大地震があると谷原のガスタンクは危険だ。地下に移すべきだ。	東京ガス株式会社から、谷原のガスホルダーは、震度7クラスの大地震にも十分耐えられると聞いています。	
338	大泉学園駅の再開発によって、近隣の小さな商店が閉店してしまった。大きな資本による開発のコントロールに行政はもっと強く介入してもよい。	大泉学園駅北口の再開発事業は、地権者で構成される再開発組合が事業者となって施行しました。駅前広場等の公共施設と再開発ビルが一体整備され、交通機能の向上や利便性に富んだ安全で快適なまちづくりが行われました。 区は、地域の皆様のご意見・ご要望を伺いながら、事業者にも、再開発事業が駅周辺の活性化に資するよう、指導・助言を行ってきました。今後も事業者に対して、適時適切に指導・助言を行い、地域の方に喜ばれる駅前空間にふさわしいまちづくりを進めていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
339	石神井公園駅周辺について、国土交通省が進める「暮らしの道ゾーン」として、より便利で、快適に過ごすために、公共施設を中心としたコンパクトなまちづくりができるとうい。また、石神井庁舎・石神井公園・ふるさと文化館、石神井図書館などをつなぐ、循環シャトルバスが運行すれば、通勤・通学の利便性が高まるとともに、石神井公園への観光客の誘致にも役立つ。 来年度のまちづくり懇談会は、 錯綜する交通問題 232号沿道などの土地利用(再開発)問題 商店街など石神井地区の活性化 石神井公園の環境保全と観光支援としての有効活用 を提案する。	ご提案の、懇談会における4つのテーマについては、平成28年度の懇談会のテーマとして設定した「商店街の活性化」、「まちにふさわしい駅前顔づくり」、「住宅地のみどりの景観づくり」に含まれています。平成28年度の懇談会の中で取り組んでいきます。 また、区は、平成21年3月に策定した「公共交通空白地域改善計画」において、区内の鉄道やバスなど公共交通の利用がしやすい地域を「公共交通空白地域」として定義し、それらの地域の改善のため、既存路線バスを補完するものとしてみどりバスを運行しています。 みどりバスの運行ルートについては、公共交通空白地域改善計画の中で、公共施設等へのアクセスなどに配慮することとしており、引き続き、ルートの見直し等も含めて改善を検討してまいります。	
340	高度成長期からバブル期の建物は、30年程度したら取り壊すという、使い捨て主義で建てられたものがほとんどだが、低所得高齢者の住宅を中心に、40年以上経過している例が多い。これらは、地震だけでなく、火災になると惨事となるリスクも高いため、建替え等を支援するべき。 今後は、長期間使える建物を建て、適切に修繕するようにしたほうがよい。	建築後、相当期間経過した住宅に関しては、快適・安全に住まうことができるよう、住宅修築資金の融資あっせん事業や、耐震改修費用の助成などの支援を実施しています。 建替えに際しては、長期にわたり、良好な状態で使用できる住宅の普及を促進するため、長期優良住宅の認定を実施しています。	
341	石神井公園駅から男女共同参画センター、石神井保健相談所、練馬年金事務所への案内表示が分かりにくく、間違える人が多い。駅に近い場所に案内表示を設置してほしい。	石神井公園駅西側に男女共同参画センターエーサーについては3か所、石神井保健相談所については2か所、施設誘導板を設置しています。施設誘導板の増設などについては、その効果や優先度などを検討します。 練馬年金事務所の案内表示については、日本年金機構にお伝えします。	
342	乗り捨て自転車をなくすために、購入時に廃棄費用を価格に上乗せし、廃棄時にその一部を還元するデポジット制を導入するとうい。または、税制方式で、廃棄費用をあらかじめ税金で納めて、廃棄時に一部還付するやり方もある。	乗り捨てだけでなく放置自転車対策としても有効である自転車へのデポジット制については、以前、東京都で検討が進められていました。この制度は広域で実施しなければ効果的ではないことから、今後も東京都の動向を注視してまいります。	
343	「教育」を学校教育にだけ背負わせないで、社会教育も家庭教育も教育委員会に取り込んで、すべてを生涯教育として位置づける、教育の一元化が必要だ。	区では、平成24年度に組織改正を行い、区長部局と教育委員会のそれぞれが担っていた子ども関連の施策を教育委員会が一元的に担うこととしました。また、これまで教育委員会が担っていた「文化芸術・生涯学習・スポーツの振興」については、区長部局で取り組んでいる各種の文化振興施策と一体的に進めることで、より幅広く事業展開するため、地域振興を担当する区長部局の組織に移管しました。 社会教育、生涯学習に関する事業や施設のうち、子どもや青少年、保護者、家庭、学校の支援に関するものや、学校教育との連携が重要なものについては、これからも教育委員会が所掌し、一元的に対応してまいります。	
344	高齢者にもまして、無縁化する若者対策が課題だ。本当にやりたい職業を見つけるサポートとカリキュラムなどは外郭団体に任せられるのか。また、若者が共同で暮らせる部屋のあっせんや不動産業者への指導・支援を行うことが、若者の自立を促進させる原動力となる。	平成25年6月にねりま若者サポートステーションを開設し、他の若者支援機関とのネットワークの下に、若者の社会参加に向けた支援を推進しています。 若者サポートステーションの運営は、区をはじめ、都、国の選定結果を経て、信頼性の高い団体が担っています。	
345	小中高校生の教育システムについて、古いこと、広い地域から教えていくのも必要だが、新しいこと(自身の生きている時代)、狭い地域(今、生活している地域、その地域の歴史など)からも教えて伝えていくことが必要であると思う。「世の中」「社会」の問題点を教育していくこと、自分が生かされていく中で問題点を解決していくことを使命感を持って生きていくづくりが必要である。	練馬区では、「何を教えるか」ということはもちろん、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視した教育を大切にしています。また、小学校や中学校では、身の回りの地域について調べる活動や現代社会の課題について考える活動が増えてきています。子どもたちが実生活の中で自ら問題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、実践に生かしていけるよう、今後とも、各学校で指導を行ってまいります。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
346	プレイリーダー制度の導入を提案する。プレイリーダーは、区の直接雇用職員で、校庭緑化など校庭の維持管理、近隣の公園緑地での小中学生の遊びや環境学習等の指導・相談を行う。これにより、学校の校庭緑化の問題の解決や、新しい雇用の創出につながる。	地域の方々の力を活かした教育活動を進めるため、平成28年度から地域の協力者の登録制度を整備します。そうした取組の中で、「プレイリーダー」についても検討していきます。	
347	区立小・中学校の教員は都の職員であり、費用も都から支給されているため、区独自の教育のあり方が補償されているか疑問だ。区の教育行政の独自性を確立するために、都から区への職員とその人件費の移管が必要だ。	区立小・中学校の教員は、東京都が任命し、その人件費を都が負担しています。しかし、区立小・中学校の教員は区の職員として、区の教育施策に沿った教育活動を行っています。	
348	学校図書館の位置づけが、「教え込み教育時代」のままであることが疑問だ。学校図書館を教育の要として、司書教諭の専任を義務付ける。その支援者として学校司書・支援員等が常住し、子どもの読書・読解などの向上・育成などに当たる必要がある。	司書教諭を司書専従者として各校に置くことは困難ですが、学校図書館支援員の配置を拡大することを予定しています。学校は、学校図書館支援員と連携して学校図書館の運営を行い、活性化を図ります。今後とも、学校図書館が情報センター、学習センターとして一層活用が図られるよう、努めていきます。	
349	国際バカロレア(IB)について、区の学校の教員の100人には資格取得者になってほしい。	国際バカロレアのカリキュラムに関しては今後の研究課題としてとらえています。	
350	図書館利用者の目的は、本を読む・調べるはごくわずかで、受験生の勉強であったり、さらにメンタルヘルスの治療のためであったりする。図書館は、ニーズの変化に合わせて対応して行ってほしい。また、光熱費も修繕費も経費として使っているというコスト意識をもってほしい。	図書館は、区民が様々な課題を解決する場として、また、心や生活を豊かにする場として、身近な情報拠点の役割を果たしています。これからも利用者ニーズ等を把握しながら、コスト意識をもって図書館の運営を行っていきます。	
351	区の図書館は弱体化している。区の今後の発展のためには、認定司書を各図書館に一人は確保する目標を掲げるべきだ。	各図書館では司書資格を持つ職員が、図書館資料を活用し区民の課題の解決に向けた情報の提供を行っています。現在、認定司書の配置は考えていませんが、各館の職員の育成に努め、幅広いレファレンスに対応できる体制を強化していきます。	
352	中央図書館は、多様な知識と経験豊富な多くの司書とともに存在する必要がある。早急な中央図書館建設に尽力してほしい。	現在、新たに中央館を作る予定はありませんが、光が丘図書館を中心に各館が連携し、図書館サービスの充実に努めていきます。	
353	視覚障害者への朗読、音訳サービスの延長線上で、文字情報(テキスト情報)のサービスを行ってほしい。	希望の図書をパソコンを使用して文字情報(テキスト情報)とすることは、一定のスキルや時間等が必要なため現状では困難です。引き続き、朗読、音訳サービスなど、障害者サービスの充実に努めていきます。	
354	図書館サービスで、若者、特にビジネスパーソンのスキルアップサービスをプログラム化してほしい。	図書館では、若者向けの図書の充実に努め、ねりま若者サポートステーションと連携し、就業支援に関連する事業を実施しています。今後も地域のニーズを把握しながら、ビジネス支援を視野に入れたサービスの検討をしていきます。	
355	区立図書館は機能別に改める必要がある。光が丘図書館を中央図書館として発展させるとともに、アカデミックな機能を分担する専門図書館として位置づける。また、練馬・石神井などは地域地区中核図書館として、一般公開を行う20校の学校図書館は分館としての機能を担うとよい。	光が丘図書館は中央館的機能を持つ館として、各館の蔵書管理や事業等を調整しながら、各館の特徴を活かした図書館の運営に努めています。また、学校図書館開放事業とも連携しながら、図書館サービスを充実していきます。	
356	若者が労働意欲に背を向けるような社会風潮は良くない。区は「前向きに生きる喜び」を支援すべきである。	平成25年6月にねりま若者サポートステーションを開設し、他の若者支援機関とのネットワークの下に、若者の社会参加に向けた支援を推進しています。	

		意見の概要	区の考え方	対応区分
	357	<p>日本では、全自治体が議会を置いているが、地方自治法は直接民主制も認めているはずである。諸外国では住民の話し合いで予算や条例を協議するところもある。区の議会は給与に見合う仕事をしているのか。</p>	<p>区民の代表として区議会議員が選挙で選ばれています。区議会は、議員により構成される議決機関として、区長や議員から提案された議案などを審議して、議会の意思を決定しています。</p> <p>また、区民の皆さんから出されたいろいろな請願や陳情について審議し、それをどのように処理すべきかを決めています。いづれも年間200回を超える委員会を開催するなどきめ細かく審議しています。</p> <p>議決機関である区議会と執行機関である区長は、区政を進めていく車の両輪であり、お互いに独立した立場に立ち、役割を十分に尊重し合いながら、区民生活の向上に努めています。</p>	

2 区長とともに練馬の未来を語る会

	意見の概要	区の考え方	対応区分
「これから」を考えるために			
1 区政改革のめざすもの			
1	改革ねりまで掲げているものについて、優先順位があれば教えてほしい。	『ビジョン』の18の戦略計画は、重点課題に対応するリーディングプロジェクトです。 『資料』では、その中でも、人口構造の変化や区特有の課題を踏まえ、特に重要な政策課題として、子ども・子育て支援、超高齢社会への対応、都市基盤の整備と維持、区立の建物施設の維持・更新の5つを取り上げ、データに基づいて現状と将来の見通しを明らかにし、現時点での区の考えを示しています。	
直面する区政の重要課題			
1 子ども・子育て支援			
<教育・保育サービス>			
2	『資料』(P12)では、「3歳以降は『預かり保育のある幼稚園』の希望が高い」とあるが、「子ども・子育て支援事業計画」策定の際のニーズ調査では、0～3歳の親の希望が高いのは、「延長保育のある認可保育所」という結果だった。2番目の要望のみを記載するのは区民の意見を誘導するものだ。ニーズ調査の結果を広く区民に示すべきだ。	『資料』(P13)で、現在練馬区において3歳から5歳の保育所待機児童はほぼいなくなったという状況を記載しており、このニーズ調査結果は、そのことを踏まえて多様な区民ニーズに応えていく必要があるという趣旨で掲載しているものです。 ニーズ調査において、「預かり保育のある幼稚園」と「延長保育のある認可保育所」の希望は、3歳については同率、4歳・5歳については前者が高くなっています。区のホームページには、このことも含め、他の年齢の結果もすべて掲載しています。区政改革推進会議にも同様の資料を提出しています。	
3	練馬区にNPO法人が運営しているホームスタート事業があるとよい。ホームスタートとは、未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」のこと。	現在、先行自治体を視察するなど検討を行っています。今後、地域の子育て経験者に研修を行う体制づくり等、実施に向けて取り組んでいきます。	
4	厚生労働省の「ミニ保育所」の制度を練馬区にも取り入れ、助成金を出してほしい。	厚生労働省に補助の仕組みや施設基準などを確認し、導入について検討します。	
5	すべての区立保育園に看護師と栄養士を配置してほしい。	区立保育園の看護師・栄養士は、区の基準に基づき配置しており、全ての園に配置することは困難です。健康や命に関わる問題については、常に最善の注意を払い、何かあったときはすぐに対応できるような体制を構築しています。	
<保育園の委託・民営化>			
6	保護者はみな直営の保育園を望んでいる。これ以上の民間委託は行わないでほしい。	区立保育園の運営業務委託により、保育水準を維持するとともに、延長保育などサービス拡充を実施しました。委託した園の運営は保護者から高い評価を受けています。同時に、一定の財政効果を生み出しています。引き続き、保育園の委託・民営化を推進していきます。	
7	保育園が民間委託されたことによる、保育の質に関わる区民の声が『資料』には掲載されていない。	『資料』(P15)の「委託保育園の満足度(保護者へのアンケート)」の数値は、東京都福祉サービス第三者評価での「総合的な満足度」に対する調査結果です。各園の保護者によって保育サービスの質、量ともに総合的に評価されたものと考えています。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
8	保育園では、区直営園でも、民間委託園でも、保護者の意見を区が把握する仕組み(相談窓口)をつくるべきだ。	直営、委託に関わらず、保育園に寄せられた保護者の意見や要望は、区が把握し共有しています。 また、福祉サービス第三者評価なども活用して、意見を把握し、サービス向上に努めています。 利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、保育サービスにかかる利用者の相談や意見・要望に応じる仕組みをつくります。	
<ねりっこクラブ>			
9	学童クラブは、子どもたちの視点に立ち最善の利益を優先して、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後学童クラブを再認識し、機能を適切に整備しなくてはならない。	ねりっこ学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業であり、現在の学童クラブ同様、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。条例を遵守することにより放課後児童健全育成事業としての質が確保されるものと考えます。	
<保護者負担>			
10	『資料』(P18)の保育料の基準額について、どの階層の人も収入に対して同じような受益者負担率であるべきだ。	認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮をしながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直していきたいと考えています。	
11	『資料』(P17)では、保育園の費用について、0歳児は月に51万円、4・5歳児は月に12.4万円とある。このような記載では、0歳児で預けている方は、肩身が狭くなり、家庭で面倒を見ろという一方的な形に押されてしまう状況が生まれると思う。また、保育園に預けている方と、預けられていない方との分断になるような提起はやめてほしい。 財源を受益者負担や削減のみでのスタンスで解決することは、本当の解決にならないと思う。	『資料』は、財源なども含めて持続可能性を確保しながら、区民の視点に立ってサービス向上を図るために、重要な課題について、データに基づき現状と将来見通しをまとめたものです。 保育園、幼稚園、認証保育所などについて、個々のご家庭がそれぞれの状況に合ったサービスを選択できる環境づくりが必要です。現状では、それぞれのサービスにかかる保護者の経済的負担のバランスが取れていません。選択しやすい環境を整えるためには、低所得の世帯に配慮しながら、保育園保育料の見直しが必要と考えています。また、保育料の見直しで得られた財源で、在宅子育て家庭への支援も拡充していきます。	
12	『資料』(P19)の「モデル世帯における保育園保育料の他自治体との比較」では、大田区が練馬区より低いと示されているが、その他に荒川区と北区が練馬区よりも安いはずだ。23区すべてのデータを載せないのは恣意的なデータの作り方だ。	『資料』(P19)の「モデル世帯における保育園保育料の他自治体との比較」には、練馬区と人口規模が同程度の区の保育料を示しています。モデル世帯で計算すると、荒川区は2万3,600円、北区は2万7,500円となり、練馬区の1万9,100円より高くなります。	
13	『資料』(P17)には、子どもの保育に非常にお金がかかると書いてあるが、保育園に預けることをあまり奨励していないようだ。	『資料』(P17～P19)は、認可保育園や幼稚園など様々な子育て支援のサービスにかかる経費を、具体的なデータに基づいて示し、コスト負担のあり方について、区民の視点で考えていただくために記載したものです。	
14	保育園や学童保育の保護者代表が所管課長に懇談を申し入れても、十分に時間をとってもらえない。「区民とともに考える」というのであれば、職員は保護者の意見を聞くべきだ。	これからも、広く保護者の方のご意見をお聞きしていきます。	
<支援が必要な子どもや家庭>			
15	中学生にも、九九計算、分数計算などでつまづいている子どももいる。早い段階からの学習支援が必要なのではないか。	現在、生活困窮世帯の中学校3年生を中心に学習支援を行っています。平成28年度からは、各小中学校ごとに地域のボランティアの力を活かして、放課後などに学習支援を行う「地域未来塾」を創設します。	
16	貧しい世帯の子どもや勉強が苦手な子どもに対して、地域の中で協力して見てあげる体制が作れたらよいのではないか。	現在、生活困窮世帯の中学校3年生を中心に学習支援を行っています。平成28年度からは、各小中学校ごとに地域のボランティアの力を活かして、放課後などに学習支援を行う「地域未来塾」を創設します。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
17	スマートフォンは現在ライフラインとなっている。子どもを持つ貧困層家庭が食費を削らないように、スマートフォン代を無料にしてはどうか。	子どもの貧困問題に対応するためには、子ども自身に対する支援とともに、親の自立に向けた支援などの生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要であると考えます。関係部署が連携しながら、子どもの能力や可能性を高めていくための学習支援や、親の自立に向けた就業支援策の充実などに取り組んでいきます。	
18	生活保護者や高齢者、貧困層の子どもなどに対する支援が足りない。行政は、共に生きるという観点をしっかり持ってほしい。	地域の区民や団体と協働して、高齢者や生活困窮者、支援の必要な子どもへの支援を充実します。	
2 超高齢社会への対応			
<介護保険サービス>			
19	80歳くらいまで介護保険を利用しなかった人には、何かご褒美があったらよいと思う。	介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として導入された社会保険制度であるため、利用しなかった場合の褒賞はありません。介護予防活動に取り組んでいただくためのきっかけづくりを進めます。	
20	デイサービスを利用している人は、良いサービスを受け過ぎであり、サービスに頼りすぎの傾向がある。サービスのあり方の検討次第で被介護者は減らせると思う。	介護保険では、介護が必要な方に必要な介護サービスを提供しますが、本人ができることは、ご自分でできるようその能力を引き出す「自立支援」が基本となります。行き過ぎたサービスがあれば、どのような問題があるか確認し、指導検査などを通して、適切な事業者指導を行っていきます。	
21	特別養護老人ホームが不足しているので、閑町の空き地などを活用し建てていけばよいのではないかと。	練馬区の特別養護老人ホームの施設数は、都内で最も多くなっていますが、今後も高齢者人口は増えることから、引き続き整備を進めます。特別養護老人ホームの整備には、1床あたり40㎡程度必要とされており、用地の確保が大きな問題です。土地所有者に対する土地活用セミナーの実施や公有地の活用などを進めます。	
22	介護保険制度の介護報酬により、介護従事者の賃金は低い水準にあるため、従事者の成り手は減少傾向にある。介護従事者を増やすために、区内の事業所に勤務する区民の区民税を一部減免したり、家族の保育所入所枠を一定程度設けたりすることを検討してほしい。	介護事業の運営上の課題は、人材の確保と育成です。練馬区社会福祉事業団の介護人材育成研修センターを活用し、離職している介護士や看護師を就業につなげるセミナーや就職面接会を開催するほか、介護従事者のスキルアップに向けた研修を充実します。また、介護職員の初任者研修について、受講費用の助成を行うとともに、介護事業者に対し採用活動の助言を行うアドバイザー派遣事業を実施します。介護従事者の住民税の減税や、保育園への優先的な入園については制度上困難ですが、引き続き、介護人材確保対策として有効な事業の実施に向けて、積極的に検討していきます。	
<区が独自に実施している高齢者向けサービス>			
23	「いきいき健康券」は廃止した方がよい。	高齢者いきいき健康事業は、高齢期を迎えた方の外出の機会を増やし、社会参加を支援するため、実施している事業です。介護予防事業への参加を促進する観点から見直していきたいと考えています。	
<病床の確保>			
24	病床数を増やすだけでなく、在宅で医者が訪問し自宅で亡くなるような方法を行政と医療が相談し、新しい高齢社会の迎え方として検討してほしい。	在宅療養を推進するため、医療と介護のネットワークの構築に取り組みます。	
25	光が丘地区に大きい病院ができると聞いているが、予定はどうなっているのか。	練馬光が丘病院は、改築に向けた検討を行っています。今後、区民の皆さんのご意見を反映した病院改築にかかる基本構想を策定します。その後、できるだけ速やかに病院整備を行っていく予定です。	
26	東京都の医療圏問題もあると思うが、病院について、区の計画を明確にし、医療過疎の現状を改善してほしい。	病床の確保はビジョンの戦略計画に位置づけて取組を進めています。順天堂練馬病院や練馬光が丘病院で増床・医療機能の拡充を行います。また、同一医療圏からの病院誘致を含めた病床の確保に引き続き取り組めます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
<ひとり暮らし高齢者>			
27	高齢者を見守る方法として、片面が白、裏面が赤の小さなボードを玄関の外の見えるところにつけて、地域の有償ボランティアが訪問した時に白に変え、翌日朝起きたら赤に変える事で安否の確認をしてみてもどうか。	平成26年9月、電力会社、ガス会社、新聞販売店などと「高齢者等見守りネットワーク事業協定」を締結し、地域における見守りネットワークを強化しました。今後、ボードの使用を含め、地域における見守りのさらなる強化を検討します。	
28	企業の総合職を退職した人は、その経験を十分に活かす機会に恵まれない場合が多い。そのような人材の活用として、半日程度のカリキュラムを受講すれば容易にできるケアプランの作成を提案する。また、その経験により、痴呆気味の人の話し相手になることもできる。	地域で活躍する高齢者を増やすため、「練馬En(エン)カレッジ」のカリキュラムを充実するなど、高齢者のこれまでの経験を活かすことができるような取組を進めます。	
29	高齢者のみの世帯の場合、お互いの介護も大変な状況にある。高齢者は増えていくのだから、高齢者のみの世帯への支援が必要ではないか。	ひとり暮らし高齢者だけでなく、高齢者のみの世帯についても、地域の区民や団体と協働して見守りや支援の取組を進めます。	
3 都市基盤の整備と維持			
<みどり>			
30	みどりを守っていいこうと思うなら、道路をつくって緑を守るといったことはありえない。	道路整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていきます。また道路整備をしていくことで、公園や緑地等の点在するみどりをネットワーク化するなど、みどりを楽しめる空間を創出するように努めていきます。	
<鉄道交通>			
31	大江戸線の延伸を期待する。	平成27年7月、東京都都市整備局は「広域交通ネットワーク計画」を公表し、大江戸線の延伸を都内にある数多くの計画路線の中から整備について優先的に検討すべき5路線に選定しています。国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。この中で、大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトのひとつに選ばれています。 国と都から整備に向けた明確な位置づけを得たことになり、大江戸線の延伸に向け大きく前進しました。 引き続き、早期着手を目指し、事業予定者である都とより緊密に協議を進めます。	
32	西武新宿線の立体化は、沿線地域の長年の悲願である。早期に立体化されるよう区も全力で取り組んでほしい。	平成28年3月に東京都は、西武新宿線の井荻駅から東伏見駅間を新規に着工を準備する区間に位置づけ、今後、構造形式や施工方法の検討を進めるとともに、鉄道事業者等と連携し、事業化に向けて取り組むこととしています。 区としては、引き続き、駅周辺のまちづくりに着実に取り組むなど西武新宿線の立体化の早期実現を目指していきます。	
33	西武新宿線の開かずの踏切を解消してほしい。	踏切は、交通渋滞を招くとともに事故の危険をはらんでいることから、鉄道立体化により解消していく必要があると考えています。平成28年3月に東京都は、西武新宿線の井荻駅から東伏見駅間を新規に着工を準備する区間に位置づけ、今後、構造形式や施工方法の検討を進めるとともに、鉄道事業者等と連携し、事業化に向けて取り組むこととしています。 区は、引き続き、駅周辺のまちづくりに着実に取り組むことにより、西武新宿線の立体化の早期実現を目指していきます。	
34	西武新宿線西武新宿駅からJR新宿駅への延伸はできないか。 西武新宿線と東京メトロ東西線の相互乗り入れはできないか。	国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。西武新宿線の西武新宿駅からJR新宿駅までの延伸や東西線との相互乗り入れについては、示されていませんが、西武新宿線の利便性の向上に資するものであり、今後とも、国や東京都などの施策の動向を注視していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
35	エイトライナーの整備の見込みはいつか。	国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。エイトライナーは、環状7号線を導入空間とするメトロセブンとともに、環状7・8号線沿線地域間相互の環状方向のアクセス利便性の向上を期待する路線に位置づけられています。 具体的な整備の時期は定まっていますが、今後とも、都や関係区等と連携し、検討を進めていきます。	
36	上石神井駅周辺の道路整備は遅れており、地域の発展も安全・安心もかなわない。区長が常々言っている福祉も医療も必要であるが、道路整備も必要であるということに同感する。都市基盤の整備を進め、住みやすいまちにしたい。	上石神井駅周辺は、駅前広場や骨格となる道路が整備されていないため、歩行者やバス、自動車等が輻輳しており、大変危険な状況にあります。このような課題を解消し、より良いまちとしていくため、平成26年に外環の2が都市計画変更され、東京都と連携したまちづくりの取組を始めたところです。今後、地域の方々の意見をお聞きしながら、南北道路等の基盤整備の促進とまちづくりを進めていきます。	

< 都市計画道路 >

37	16mもの幅の232号の道路は必要なのか。	16mすべてが車道ということではなく、一定の歩道空間を確保しながら車道をつくります。幅員については、今後地域の住民の皆さんに説明し、ご意見を伺いたいと考えています。	
38	外環の2が必要であると言うのであれば、区民への情報提供をしっかりと行い、区民と一緒に考えながら進めていってほしい。	外環の2を含め沿道のまちづくりについては、地域の方々から理解が得られるよう説明会やオープンハウスなどで、情報提供を行うとともに意見をお聞きしながら進めていきます。更に、沿道のまちづくりについても、あわせて行っていきます。	
39	計画線上にある大泉第二中学校の問題があるのに、補助135号線等が優先道路として「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(案)」に入っているのはなぜか。計画に入っているということは着手するというのではないのか。検討を進めていく上で区民から出された意見の取り扱いについて可視化に努めてほしい。	第四次事業化計画の優先整備路線は、平成28年度から10年間に優先的に事業に着手する予定の路線を示したものであり、各路線の事業化については、地域の状況を勘案しながら検討を進めていきます。 大泉第二中学校と道路整備のあり方については、有識者委員会を設置して検討しています。従来地域の方にご提案していた人工地盤を活用した整備計画(素案)についても見直しをしています。整備にあたっては、地域の方々の意見を伺いながら進めていきます。	
40	環状八号線と区道が交わる富士見台三丁目の交差点に信号機をつけてほしい。	区道側の車両に対する規制の必要性も含め、信号機の設置を所管する警察に区からも要望していきます。	
41	環状八号線の側道沿線の住宅では、粉じんがひどい箇所がある。	浮遊粉じんについて、区の大気汚染測定室における測定結果では、環境基準を満たしています。しかし、部分的に問題がある場合は、都に状況を伝えます。	
42	道路整備にあたっては、地域の住民の意見を聞きながら進めてほしい。	区はこれまで、都市計画道路の整備に際しては、説明会の実施など、地域の方々の理解を得られるよう努めてきました。今後、適切に説明会を実施するなどして地域の意見を伺いながら、事業の推進に努めていきます。	
43	道路の建設にあたっては、住民の意向を大切に、住民が住みやすい街にしていかなければならない。	道路等の都市インフラは、本来、都市の発展に先立って整備すべきものですが、練馬区では、都市計画道路等の整備が不十分なまま、急激な市街化が進んできたため、現在も、都市計画道路の整備率は約5割と低くなっています。 安全で利便性が高く、快適な環境を次世代に残していくためにも、都市インフラの整備を着実に進めることが必要です。今後、適切に説明会を実施するなどして地域の意見を伺いながら、事業の推進に努めていきます。	
44	車道、自転車道、歩行者道の整備について、西部地域の都市計画道路の整備率が30%程度と聞いているが、今後の自転車レーンの整備動向を知りたい。	道路に自転車レーンを設置するためには、一定の幅員を有する道路の整備が必要です。都市計画道路の整備に合わせて、街路樹等による緑化や無電柱化とともに、自転車レーンの設置を促進していきます。補助230号線や放射7号線、石神井公園駅周辺の補助132号線、平和台駅周辺の放射36号線などの都市計画道路の整備では、自転車レーン等の整備を進めています。	

『ビジョン』 ... みどりの風吹くまちビジョン

『資料』 ... 練馬区の「これから」を考える

～ 区政の改革に向けた資料～

	意見の概要	区の考え方	対応区分
<インフラの維持管理>			
45	都市基盤の整備については、区民と協働で維持管理するにはどのようにすればよいのか、計画の段階から、住民参加で検討すればよい。	都市基盤の維持管理については、区民が安全で安心に利用できるよう、計画的かつ予防保全的な管理をしていきます。今後とも、整備の際には、維持管理に配慮し、住民の皆さんの意見を伺いながら進めていきます。	
46	道路や橋などの点検管理に、地域の住民が加わることも十分可能である。住民も行政も技術的な勉強、技術研修をし、協働で進めていければと思う。	平成28年度から、スマートフォンで現場の状況を区に知らせる「ねりまちレポーター」を開始します。	
47	小さい公園は利用率が低いように感じる。子どもたちの元気な声が聞こえるよう、町会などと連携し、地域の交流的存在であってほしい。	より多くの皆さんに公園を利用してもらえるように、町会・自治会などと連携し公園の魅力や特色を地域へ発信するとともに、地域の要望を公園管理に取り入れていきます。地域の公園が子どもたちの遊び場、様々な世代の交流の場となるよう努めていきます。	
48	公園緑地のリニューアルにあたって、高齢者の健康を意識して検討してほしい。	公園等の改修に際しては、地域のご意見をお聞きしながら、子どもから高齢者まで、さまざまな世代の方により一層利用していただけるよう工夫していきます。	
49	樹木の剪定は計画的にやってもらいたい。	樹木の剪定は、自然を生かしみどりを増やす見地から、きめ細かく計画的に行います。	
4 区立の建物施設の維持・更新			
50	開進第三小学校の校庭は、太陽を遮る形で校舎が建てられていることから、雪が降るとなかなか融けず、校庭の2/3が使用できなくなる。改善できないか。	開進第三小学校の校庭については、近々改修する予定です。	
51	富士見台地区区民館にエレベーターをつけたり、バリアフリーを進めてほしい。また、保育園の仮設の用地確保の問題を含め、建て替え計画はどのようにしているのか。	建築年数を踏まえて順次、大規模改修を行っており、改修の際にはエレベーターを設置しています。富士見台地区区民館については、平成28年度から改修設計に着手する予定です。保育園の仮設用地については、保護者の方の利便性等を考慮し、検討しています。	
52	桜台保育園は雨漏りがするので、修繕してほしい。	すでに応急処置を行いました。現在、抜本的な修繕について検討しています。	
53	公共施設の使用料は他区に比べて安いと思う。上げたほうが良い。	施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
54	介護予防や自立という観点から、区立施設の使用料の減額、免除制度はなくてはならない制度だ。	施設の使用料および減額・免除制度については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	
55	ねりまタウンサイクルは、平成元年から利用料金が変わっていない。修理代・定期点検もすべて区の負担だ。利用料金を改定した方がよい。 また、維持運営費は区民税で負担しているので、利用料金が区民と区外の人が同額なのも問題だ。	「ねりまタウンサイクル」については、導入当時と社会状況が大きく変化していることから、自転車駐車場の利用料金を含め、受益者負担のあり方などを検討していきます。	
改革を支える基盤づくり			
2 職員の育成			
56	区職員の採用を23区共同でやっているのであれば、練馬区に愛着を持っていない人が区の職員になる可能性が高いのではないか。	採用試験については、事務等の職種は23区共同で実施していますが、練馬区を希望する有為な人材を確保するために、区独自の説明会の実施や区公式ホームページへの採用情報の掲載などPR活動を行っています。 あわせて、現状の特別区制度の問題点や課題を取りまとめ、23区全体へ問題提起をしていきます。	
57	区役所の若手職員と大学生がワークショップのような形で意見交換を行える場を設けられたらよい。	これまでも大学生の方々とは、区の計画策定や事業の実施について、ワークショップなどで意見交換をしてきました。引き続き、様々な取組を工夫していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
58	許認可の申請などの際に、きちんと区民に説明し、意見を聞きとっているのか。	難しい専門用語を使わないなど、区民の立場に立って説明し、意見を丁寧に聞き取ることが大切です。区政改革の中で、職員の育成と意識改革に取り組みます。	
59	区の職員が安定して働けるために非正規職員を正規職員にしてほしい。これ以上の民間委託や指定管理はやめて区職員の直接雇用を原則としてほしい。	区民に対するサービスはどのようなものを提供したらよいか、サービスをしっかりと維持して充実させるためにはどのような手法がよいのか、という観点から委託や指定管理者制度を検討しています。区の職員がやらなければならないことは区の職員で行いますが、民間の力を借りるべきところは民間の力を借りることが区の方針です。また地域の力を借りるべきところはお借りしたいと考えています。	
3 情報通信技術(ICT)の活用			
60	ICTを活用し、石神井公園駅の出口に情報発信端末などを設け、飲食の情報や桜の開花具合等を掲示できれば便利だと思う。	石神井公園駅前に開設予定の観光案内所におけるデジタルサイネージ等のICTの活用について、費用対効果を検証しながら検討していきます。	
61	ICT技術を活用して、一方的な行政からの発信ではなく、地域行政と地域が一緒になって練馬区の発展に結び付けていけたらよいと思う。	平成28年度から、「ねりまちレポーター」を始めます。ねりまちレポーターでは、道路や公園など壊れているところなどを区民がスマートフォンで撮影して、区に送信し、区がどのように対応したかを公表する仕組みを考えています。	
区政改革の検討の進め方			
62	障害者福祉政策は地方主体となってきていること、国際的な視野が必要なことから、練馬区区政改革推進会議に障害者団体の代表者を入れてほしい。	区政改革推進会議は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を見直す区政改革の内容等を検討するために設置した会議体で、学識経験者や実務経験者、一般公募の区民により構成されています。個別の政策を検討するものではないため、区内各種団体の代表者は入っていないと思いますが、区政改革計画の策定過程では様々な区民、団体の意見を伺います。	
その他			
63	関越高架下に高齢者センターを設置するという発想はいかがかと思う。	道路の高架下の活用については、国が「抑制の方針」から、「まちづくりや賑わいの創出に資する有効活用を推進する方針」へと転換しました。これを受けて区は、基本的に無償で借り受けられる空間を有効活用し、地域の利便性の向上とまちの活性化に役立てていきたいと考えています。住民説明会など様々な形で区民の皆さんのご意見を伺いながら、活用に向けて段階を進めてきました。平成28年度中に整備を完了する予定です。	
64	関越高架下の占用許可申請書として区が提出した「消防との協議書」は「協議」の記録ではない。消防と協議をしていないのにしたと言うのは、事実と違うのではないか。 また、施設建設懇談会の委員に、一番被害を受けるであろう沿道が一番前列周辺の住民が一人も入っていない。民主主義社会として許されるのか。	消防との協議は、建築手続きの中で行います。施設整備の前提となる占用許可を取得する以前の段階で、建築手続きを進めることはできません。したがって、占用許可申請時には「協議書」として、事前相談の記録を提出しました。占用許可を取得していることから、申請書に不備があったとは考えていません。 また、施設建設懇談会の公募委員の選考にあたっては基準を設け、「応募動機」「地域活動実績」「住所要件(活用区間沿道の居住者に加点)」により採点し、その結果と性別、年代、地域バランス等を勘案して選出しました。施設建設懇談会には、活用区間から100m以内およびその範囲を含む街区居住者の委員が4人いらっしゃいました。	
65	関越高架下の施設建設懇談会の委員は公募したと言っているが、反対派から一人も入っていない。	委員の選考にあたっては基準を設け、「応募動機」「地域活動実績」「住所要件」により採点し、その結果と性別、年代、地域バランス等を勘案して選出しました。 応募動機として反対である旨が記載されたものはありませんでしたので、反対の方を選ばなかったということはありません。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
66	<p>関越高架下に高齢者センターを建設するのは危険である。</p>	<p>活用区間の高架道路は、日常的な点検や年1回の目視点検のほか、26年7月に施行された改正道路法施行規則に基づく新たな定期点検要領により、5年に1回の頻度の詳細点検(近接目視点検、および必要に応じて触診・打音点検等)を実施し、必要な補修を行っている、NEXCO東日本から聞いています。現在も補修工事が行われています。</p> <p>また、国の技術基準に則って耐震補強工事が行われており、東日本大震災後である平成24年に改訂された基準で想定されている地震動に対する耐震性能を有していると、NEXCO東日本に確認しています。</p>	
67	<p>関越高架下活用について 先日の区報に、関越高架下の工事説明会開催のお知らせが載っていた。それに先立って配られたのは、各町会長宛でのチラシだけであり、沿道住民は、まだチラシさえ受け取っていない。</p> <p>施設整備について利害関係人の不同意が余りにも多かったという区にとって不利な結果は公表していない。様々な許可は取りつけてあるから一気に工事に着手するということか。</p> <p>ネクスコの第三者被害防止工事は完了していない。区自らが立ち会って、安全確認すらなされていない状況で工事説明会など言語道断であり、説明会の中止を求める。</p> <p>沿道住民の協力なくしてスムーズに着工できると思っているのか。</p>	<p>工事説明会の開催について、様々な方法により周知するため、区報への掲載や近隣世帯への開催案内の戸別配付のほか、近隣の町会・自治会長へもお知らせをしました。</p> <p>工事説明会を開催し、工事内容等について近隣住民等へご説明のうえ、施設整備工事に着手します。</p> <p>現在、NEXCO東日本が実施している橋梁補修工事については、NEXCO東日本が高架道路の維持管理者・工事発注者の責務として安全性を確認するものであり、区は検査を実施する立場にはありません。区は、NEXCO東日本による橋梁補修工事が完了した後に、各施設を開設する予定であり、施設開設時には、利用者等への第三者被害防止対策は図られているものと考えます。なお、NEXCO東日本による橋梁補修工事の終了後、区として現況確認を行います。</p> <p>引き続き、地域環境に配慮しながら施設整備を進めていきます。</p>	
68	<p>避難拠点運営連絡会の会員が多くなり、学校の教室に入りきれない状況となっているが、100名規模で使用できる施設が区域内にない。集会施設を併せ持った防災拠点が欲しい。</p>	<p>避難拠点運営連絡会に関わる方々の集まりやすい場所は、拠点となる小中学校となることから、使い勝手について学校とさらに連携し、改善していきます。</p>	
69	<p>外国人にとっても住みやすい街になればよいと思う。例えば、在日外国人のコミュニティづくり支援、旅行で訪日する外国人向けの観光資源の発掘等、外国人の視点でやるべきことがたくさんある。また、区職員への外国人の採用あるいは拡充を期待する。</p>	<p>旧光が丘第五小学校跡施設に開設した文化交流ひろばでは、多言語による情報提供コーナーの設置や、外国出身者と地域との交流事業等を開催しています。</p> <p>区の特徴である農、アニメ、食といった外国の方にも注目される様々な地域資源の活用について、産業団体や事業者等の意向を踏まえ検討していきます。</p> <p>職員には国籍要件のある職種もありますが、外国語のコミュニケーション能力や異文化の中で培った経験が必要とされる業務については、非常勤職員を新たに設けて対応することも検討します。</p>	
70	<p>職員について、経費の節減という観点での育成になっているのではないかと。非常勤職員の雇用はどのようになっているのか。</p>	<p>職員の意識改革は区政改革の大きな柱と考え、区民サービスの向上を進めていける職員を育成していきます。</p> <p>非常勤職員は、主に特定の知識や経験、資格を必要とし、恒久的でない職または常時勤務することを要しない職であり、この観点から職の設置の必要性を判断し、活用を図っています。</p>	
71	<p>不動産登記の閲覧制度について、将来的に登記事項が犯罪に利用されないように、何か策を講じたほうが良いのではないかと。</p>	<p>不動産登記は、国全体の制度で、土地や建物の所在等の権利関係の状況が誰でもわかるようにし、取引の安全と円滑化を図るものです。</p>	
72	<p>上石神井出張所に地域支援取次コーナーがあるが、何の取次なのか。</p>	<p>本庁舎で扱う届出の手続きの一部を取り次いでいます。</p>	
73	<p>上石神井区民集会所は、上石神井地域集会所と混同しやすいので、名称を変更してほしい。</p>	<p>分かり易い名称になるよう変更を検討します。</p>	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
74	プレミアム商品券の当初の目的は、商店街の活性化であったかと思うが、時代の変化とともに制度の見直しが必要ではないか。(取扱店やプレミアムの検討)	プレミアム商品券の発行は、平成21年度、リーマン・ショックにより急激に悪化した景気に対する緊急経済対策として開始され、区民に対する生活支援および区内商店街活性化を目的として4年間継続し、24年度の発行をもって事業を終了しています。 平成27年度のプレミアム商品券を発行する事業は、国が地方創生の一環として自治体に交付金を交付し、全国的に実施されたものです。練馬区においては、地域の消費の拡大に加え、商店街の活性化を目的に実施しました。 現状では、今後の実施予定はありません。	
75	練馬は関越道の出入口に位置しており、関越道沿線の地方都市や企業と連携して、都心を結ぶ結節点としての施設が練馬にあるとよいと思う。産業振興という投資をして区の税収を増やす努力をすることが重要と考える。	区内の農産物や区内で生産される物産品の魅力を発信する取組は重要です。常設の場所としては、観光案内所で練馬区の名産品の販売等を行っています。 農業者や商業者が連携して実施している「ねりマルシェ」のより一層の充実や区の交流都市との連携により、物産等のPRに工夫をこらして取り組んでいきます。	
76	高齢社会になり生涯学習が重要になっており、近年はインターネットがあればいつでも学べる仕組みもある。そういうものだけでなく、人が集まる仕組みや、その仕組みが投資として何かできないか。	区内の地域活動や生涯学習、文化芸術に関する事業、施設などの情報を集約し、区民が「活動したい」「学びたい」ときに必要な情報を入手できる生涯学習・文化芸術サイトを構築します。区民がこのサイトを活用して活動の情報を発信し、区民の活動が横断的につながることができるようにします。	
77	牧野記念公園をもっと全国的にPRしてほしい。練馬区は全国に知られていない。	牧野富太郎博士が居を構え、研究に没頭した地を、後世に伝えることは大事なことだと考えています。今度も積極的にPRに努めていきます。	
78	練馬区には、日本の倫理学の礎を築いた和辻哲郎が住居していた。読書会などを開いて継承していくことも、文化を向上させるために大切なことだ。	区には、様々な質の高い文化活動を展開している著名人が居住しています。質の高いプロフェッショナルな文化芸術と、区民自らが参加する文化活動が、ともに楽しめるまちづくりに取り組みます。	
79	障害者差別解消法が施行され、それに伴い地域支援協議会が設置される予定であるが、この会で精神障害者に対して、身体・知的に与えられている助成措置、特に医療費助成の問題は取り上げるのか。また地域支援協議会の協議会メンバーについてどうするのか。	障害者差別解消法は、個別の場面における特定の障害者に対する取扱いを対象としています。 障害者差別解消支援地域協議会は、障害者団体や事業者、区等で構成する予定です。障害者差別の解消を推進するために、協議会をどのように運営していくか検討します。	
80	練馬区内に2か所清掃工場があるが、ごみの熱で発電できないのか。	清掃工場を管理・運営している東京二十三区清掃一部事務組合によれば、清掃工場ではごみ焼却により発生する熱エネルギーから発電をしているとのこと。つくられた電気は、清掃工場内で利用され、余剰電力は電力小売事業者への売電を通じて、一般家庭や事業者利用されています。	
81	光が丘をスマートシティとしてインフラ整備してはいかがでしょうか。	災害拠点病院と近隣の医療救護所が、それぞれ一体となった地域コジェネレーションシステムを創設し、エネルギーの総合的・効率的な利用を推進します。集合住宅での分散型エネルギーの導入について、エネルギー事業者と連携して研究します。	
82	豊玉高齢者センターについて。たばこの煙は、近くにいた人にも害を及ぼすので、対策してほしい。	豊玉高齢者センターには、喫煙室が設けられており、他の空間と遮断され、換気設備もあり、完全分煙対策を講じています。	
83	障がい者の新たな雇用の原資は、公共施設の維持管理費を見直すことで、5億程度は捻出できる。当方がボランティアで第三者機関として維持管理費調査をし、アドバイスすれば、特に区の庁舎や区民会館は大きな節約の可能性はある。	区では、従前から省エネルギーに取り組んでいます。特に東日本大震災以降は、節電対策を強化することで、震災前の平成22年度と比べて夏期は約20%の電力使用量を削減するなど着実に削減しています。また、平成24年度からは、環境配慮契約法に基づき、制限付き一般競争入札で環境に優しい電力を購入することにより経費と温室効果ガス排出量を削減しています。このような取組を継続することにより省エネルギー、温室効果ガス排出量および光熱水費の削減に取り組んでいきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
84	東京都と協力して23区全域で歩行喫煙を罰金化し、きれいな街にしてほしい。	区民の皆様との協働により、歩行喫煙とたばこのポイ捨て防止啓発キャンペーンを実施しています。	
85	石神井公園駅西口に、補助232号線の整備や超高層ビルの建設が予定されているが 필요한のか。	補助232号線は、石神井公園駅へのアクセス向上や、安全な歩行空間の確保の面から整備が必要な路線です。整備に際しては、地域の方々の意見を伺いながら進めています。 また、石神井公園駅周辺は、区西部の地域拠点であり、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、商業・業務環境を高めていくことが必要と考えます。	
86	幅員が4メートルに満たない道路でセットバックや隅切りした土地を自分の土地として使っている人がいる。道路として使えるようにしてほしい。	セットバック等した土地は、道路として空間を確保していくことが大切です。今後とも、指導を徹底していきます。	
87	自宅の周りに高い建物が建って、日照時間が減少した。日照時間なども考慮して高さ制限を決めてほしい。	平成20年に区のほとんどの地域に、建築物の高さの最高限度を定めています。まちづくり条例、中高層に関する紛争予防条例の手続きを丁寧に行いながら地域の理解のもとに建築が進められるよう、努めていきます。	
88	光が丘駅南口にエレベーター、下りエスカレーターを設置してほしい。	光が丘駅のバリアフリー施設の充実は、重要な課題の一つと認識しています。区としては、更なる利便性向上について、鉄道事業者への要請を引き続き行うなど、バリアフリー化された経路の確保に努めていきます。	
89	閑町にマンションを建設する事業者に対して、区も一緒になって、安心して歩ける歩道などの設置を求めてほしい。	事業者からは、敷地北側の区道に沿って、歩道空間を確保すると聞いています。区としても安全な歩道空間の確保の観点から、事業者へ要望を伝えます。	
90	向山4丁目は高齢化が進んでいる。若い世代を転入させ、街を活気づかせるため、スーパー系コンビニエンスストアが入った、3～5階程度のファミリー向けマンションを建設できないか。	向山4丁目は、用途地域を第一種低層住居専用地域、高さの限度を10mに指定している地域です。第一種低層住居専用地域は区全体の約60%を占めており、3階建て程度のマンションの建設は可能ですが、基本的には、閑静な住宅街として良好な住環境を守っていく地域です。 練馬区では、中高層の建物の建設が可能となる用途地域内において、特別な誘致施策がなくても、マンション開発が行われています。	
91	石神井公園駅の出口名を単に西口などではなく、公園口や駅前ビルなどに変更した方がイメージアップにつながる。	駅入り口の名称は、区民からのご要望が高まれば、鉄道会社に働きかけることを検討します。	
92	練馬区内の空き家を民間に貸し出すなどして有効活用できないのか。	空き家所有者と活用希望者からの相談に応じてマッチングを支援する事業を検討していきます。	
93	富士見台の都営住宅では、空き家が増えている。東京都と練馬区が連携して、若い世代が入るよう優先順位を付けるなどし、有効活用してほしい。	都営住宅は、東京都が募集し管理している公営住宅です。都では空き住戸について、世帯向け一般募集とは別に、若年ファミリー向けや多子世帯向けの定期使用住宅(10年)の募集を行っており、若い世代の入居促進に努めています。	
94	バス専用レーンもなく道路が狭いため、バスが遅れるケースがある。	練馬区は、都市計画道路の整備の遅れや鉄道の踏切の存在などから、交通渋滞が発生しているなど、バスの定時性に課題を抱えています。そのため、道路整備や鉄道の立体化などの推進とともに、バスルートの再編やダイヤの見直しなど、快適なバス利用のため、引き続き検討を進めていきます。	
95	「わたしの便利帳」に挟み込まれている地図には、体育館の名称は記載があるが、併設の温水プールの記載がない。併記することによって分かりやすくなる。また、上石神井体育館等、最寄バス停の名称を施設名に変えると、利用者に分かりやすくなるし、施設のPRにもなる。	練馬区全図をより使いやすいものとするため、平成28年度の発行に合わせて、併設施設を掲載するなど、内容や表記を見直します。 バス停の名称については、位置等をわかり易く伝えることが大切であり、最寄りの施設名称などについても極力示すことが必要と考えています。今回頂いたご意見を区内の路線バス事業者に伝えます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
96	みどりバスが隅々まで走り、高齢者が不便でないようにしてほしい。	区は、平成21年3月に策定した「公共交通空白地域改善計画」において、区内の鉄道やバスなど公共交通の利用がしづらい地域を「公共交通空白地域」として定義し、それらの地域の改善のため、既存路線バスを補完するものとしてみどりバスを運行しています。 みどりバスの運行ルートについては、公共交通空白地域改善計画の中で、公共公益施設等へのアクセスなどに配慮することとしており、引き続き、ルートの見直し等も含めて改善を検討していきます。	
97	ふるさと文化館や同分館、谷原の総合体育館等々駅から離れている施設について、利便性の向上、利用者の増を図るため、みどりバスのルートを見直し、多少所要時間を要しても文化施設を結ぶルートを新設してもらいたい。	区は、平成21年3月に策定した「公共交通空白地域改善計画」において、区内の鉄道やバスなど公共交通の利用がしづらい地域を「公共交通空白地域」として定義し、それらの地域の改善のため、既存路線バスを補完するものとしてみどりバスを運行しています。 みどりバスの運行ルートについては、公共交通空白地域改善計画の中で、公共公益施設等へのアクセスなどに配慮することとしており、引き続き、ルートの見直し等も含めて改善を検討していきます。	
98	私道に面して家があるが、いまだにプロパンガスで、所有権の関係で全員の同意がなければ道路の修理もできない。区は、私道に対して支援することはできないか。	区では、私道関係者が私道を整備する場合、一定の条件のもとで助成金を交付しています。しかし、私有財産の問題については、区が関与することができないのが現状です。	
99	清水山公園の整備計画は、まず現場をみてから判断してほしい。	清水山憩いの森は、カタクリが自生している23区唯一の斜面林であり、区は保全をしていきたいと考えています。この貴重な自然環境を将来に渡り保全することを最優先するために建築物は設置しないこととしました。	
100	清水山公園について公園整備を行うということであるが、カタクリを未来に残すということが最大の目的であるのに、区は不要な建物を建てようとしている。自然保護に逆行する。	清水山憩いの森は、カタクリが自生している23区唯一の斜面林であり、区は保全をしていきたいと考えています。この貴重な自然環境を将来に渡り保全することを最優先するために建築物は設置しないこととしました。	
101	地域住民みんなで議論して立派なカタクリを守る公園を作してほしい。	清水山憩いの森は、カタクリが自生している23区唯一の斜面林であり、区は保全をしていきたいと考えています。この貴重な自然環境を将来に渡り保全することを最優先するため、建築物は設置せずに公園を整備することとしました。	
102	開かれた区政、区民の声を反映した計画の推進ということを区長は目指しているが、清水山公園の件では職員は全く違う方向を向き、地域の声を聞こうとしていない。	清水山憩いの森は、カタクリが自生している23区唯一の斜面林であり、区は保全をしていきたいと考えています。この貴重な自然環境を将来に渡り保全することを最優先するために建築物は設置しないこととしました。	
103	公園を管理する担当の職員は、公園の現状などを実際に見て仕事をしてほしい。	清水山憩いの森は、カタクリが自生している23区唯一の斜面林であり、区は保全をしていきたいと考えています。この貴重な自然環境を将来に渡り保全することを最優先するために建築物は設置しないこととしました。	
104	清水山公園管理棟を自然を壊してまでこの場所につくる必要があるのか。	清水山憩いの森は、カタクリが自生している23区唯一の斜面林であり、区は保全をしていきたいと考えています。この貴重な自然環境を将来に渡り保全することを最優先するために建築物は設置しないこととしました。	
105	清水山公園の閉鎖保護区域の中になぜトイレや管理棟をつくる必要があるのか。	清水山憩いの森は、カタクリが自生している23区唯一の斜面林であり、区は保全をしていきたいと考えています。この貴重な自然環境を将来に渡り保全することを最優先するために建築物は設置しないこととしました。	
106	現在、校庭の芝生緑化が進められているが、そのメンテナンスをはじめ、子どもの環境学習やみどりとふれあいなどにも対応できる区民を、プレイリーダーとして区が直接雇用していただきたい。プレイリーダーの養成が雇用の創出にもつながる。	地域の方々の力を活かした教育活動を進めるため、平成28年度から地域の協力者の登録制度を整備します。そうした取組の中で、「プレイリーダー」についても検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
107	練馬区に関係のある人が書いた本などは図書館に置くべきだ。	図書館では練馬区に関する蔵書の収集に努めます。なお、ご希望の書籍はお申し出の時点ですでに購入手続きをされており、現在は図書館資料となっています。	
108	教育に掛かる経費を増やして、練馬区から世界のリーダーになるような人材を育ててほしい。	子どもの教育は、小学校から青年期に達するまで切れ目ない支援が必要です。そのためには、組織同士の横の連携を図りながら、区の特徴が出せるよう努めていきます。	
109	地域、家庭など全てが人材の育成に重要であると思う。ぜひ、人材の育成に取り込んでほしい。また素晴らしい教師を育ててほしい。	学校だけでなく、地域、家庭が連携し子どもたちをみんなで支え育てていくことが重要であると考えます。教育の質を向上させ、教員は子どもたちのよさを引き出して、育て、自分たちで未来を切り拓く力を与えるような指導をしていきます。	
110	明るい選挙政治教養講座で質問を受けてくれなかった。	明るい選挙活動については、選挙の投票率の向上や、公職選挙法の適切な運用について理解していただくために啓発活動を行っています。その中でご意見を伺う機会が多々ありますので、様々な方々から意見をお聞きするようしていきます。	
111	近年は教育の水準が上がっているが、非常に粗暴な事件が起こっている。	学校は学校の役割をしっかりと果たしつつ、学校だけでなく、地域、家庭が連携し子どもたちをみんなで支え育てていくことが重要であると考えます。	

3 各種団体への説明会等

	意見の概要	区の考え方	対応区分
直面する区政の重要課題			
1 子ども・子育て支援			
1	私立保育園らしい、特色のある保育ができるのであれば移管もよいと思う。	委託された保育園の保護者アンケートでは、区立保育園で行っている保育を継承しつつ、事業者の特色のある保育内容を行ってほしいとの意見が数多くあげられています。このため委託園では、保護者の同意等を得て特色のある取組を積極的に行っています。今後、保育水準を確保しながらサービスの向上と運営の効率化のために委託・民営化を進めていきます。	
2	直営も委託も残しておいて、区立や私立、私立はさらに株式会社、社会福祉法人など様々な形があったほうがよい。	引き続き保護者のニーズに応えながらサービス向上と運営の効率化を図るため、委託・民営化をさらに進めていきます。また、私立園の新設においては事業者の運営種別に関わらず、優良な事業者を選定していきます。	
3	保育への民間の導入は賛成だが、保育に関する指針等をもう少し具体的に示した方が、保育の質が保たれると思う。	区立園・私立園共通の基準の下で、各園の運営状況を的確に評価し「見える化」する仕組みをつくりたいと考えています。	
4	認可保育園の保育料について、所得に応じた保育料に見直すことには賛成である。	認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮をしながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直していききたいと考えています。	
5	こどもの貧困や貧富の差が拡大しているので、保育料の見直しにおいては所得の低い方に対して配慮してほしい。	認可保育園の保育料については、低所得の世帯に配慮をしながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担していただくよう見直していききたいと考えています。	
6	練馬区の0～2歳の待機児童の状況のため、保育に欠けるお子様が認証保育所に入所しているケースが多くあること、又、認可保育園と認証保育所との保育料に大きな差がある。是非、認可同等の保育料負担になる補助をお願いしたい。	保護者の経済的負担の均衡を図り、選択しやすい環境を整えるために、保育園保育料の見直しとともに、認証保育所の保護者助成を充実します。	
7	こども医療費助成は所得制限がなく子育て世代にはありがたいが、高校生までの拡大には賛成しかねる。	子どもの医療費助成制度については、様々な意見を踏まえて、今後のあり方を検討していきます。	
8	保育士の確保・教育のため、保育士個人の給与向上に対して支援するだけでなく、教育や採用活動などの運営に対しての支援を行ってほしい。	保育士の教育に関しては、私立園に対しても、区主催の講演会や研修をご案内し、研修の受講機会を提供しています。来年度は、東京都福祉保健財団の保育人材育成研修事業もご案内するなど、引き続き支援をしていきます。また、事業者の採用活動に対しては、区と東京都およびハローワークとの共催による就職相談会のほか、区主催の就職相談・面接会を新規に開催するなど、支援を強化しています。	
9	昨今の保育園の事故に対して、認可、認証ともに看護師の配置を必須としてほしい。そのためには、認証にも看護師配置加算があるべき。	看護師の配置は、認可保育所も認証保育所も必須となっていませんが、0歳児保育を行う認可保育所が看護師を配置した場合は区から補助しています。認証保育所については、東京都に対し、運営費補助金に看護師配置加算を設けることを要請していきます。	
10	支援を必要とする子どもや家庭に対して、練馬区としての取組を強化してほしい。民間では努力しても限界がある。	保育・教育・福祉・保健との連携を強化して支援に取り組んでいくとともに、家庭や地域の区民、行政が十分に協力・連携して地域全体で子どもと子育て家庭を支えていく仕組みづくりを進め、子どもの成長を支えていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
11	高齢出産も多くなり、里帰り出産が困難な方が増加している。出産前後サポートをしていくプランをたててはどうか。「産前より、子育てしやすい練馬」を確立していったらどうか。	平成28年度から妊娠届を出された方全員に、妊娠・子育て相談員(保健師)が面談し、ご自身の体調や支援環境を確認しています。その方の状況に応じて、必要な方には「妊娠・出産・子育て支援プラン」を作成し、継続した支援につながる仕組みを整えました。	
12	地域で個人的に団体を結成してパパやママが子育てに孤独感などを感じないように、そして子育てを楽しめるようにというコンセプトで子育て支援のイベントや講座を行っており、参加者には好評である。団体の活動や情報を集約するインターネットのサイトなり、場・機会なりを作ってもらえるだけでもかなり活動はしやすくなると思う。地域のこのような活動の積極的なサポートを区にお願いしたい。	様々な子育て支援を主体的に行っている団体と協働し、子育て支援の充実に取り組む必要があると考えています。団体の活動のさらなる活性化に向け、課題を共有するとともに、自主的活動の趣旨を生かせるような支援についても検討していきます。	
13	最近報道でも目にする機会が多くなってきたが、友人の息子が区内でこども食堂を立ち上げて活動している。国会等でも子どもの貧困の問題が取りざたされるようになり、このような活動の重要性が高まってきていると思う。 このような取組の周知や、食材集め等の活動について、区としても何らか協力ができないか検討してもらいたい。	「子ども食堂」の運営に関する相談や要望について、運営団体の意向を尊重しつつ、必要に応じて連携や支援を図っていきます。	
14	子ども・子育て支援のゴールの第一段階は、子ども一人ひとりが健やかに育って、最終的に社会に自立していくことではないかと思う。このゴールの前にこぼれていく子どもも少なくない。現在、練馬区でもいると取り組んでいただいているが、子どもがスムーズに社会へ自立していけるためにという視点を持ちつつ、不登校や家庭の貧困の問題に対応するための取組を検討してもらいたい。	不登校や家庭の貧困の問題に対応するためには、子ども自身に対する支援とともに、親の自立に向けた支援などの生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要であると考えます。関係部署が連携しながら、子どもの能力や可能性を高めていくための学習支援や、親の自立に向けた就業支援策の充実などに取り組んでいきます。	
3 都市基盤の整備と維持			
15	西武池袋線と西武新宿線の連結を区内の駅と駅でレールで結んでほしい。バスではなく、線路で結んでほしい。	国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏における都市鉄道について、今後の取組方針を示しました。西武池袋線と西武新宿線を結ぶ鉄道等についてはエイトライナー構想があり、環状7・8号線沿線地域間相互の環状方向のアクセス利便性の向上を期待する路線に位置づけられています。 具体的な整備の時期は定まっていますが、今後とも、都や関係区等と連携し、検討を進めていきます。	
16	都市計画道路の整備率8割を目指しているが、達成した場合、道路の線上にあるみどりの増減を試算してほしい。試算を検証し、みどりをどう守るか、道路を通す必要があるか検討すべきだ。	区内の都市計画道路の整備率は、23区平均を大きく下回っています。これら整備の遅れは、東京全体のネットワークから区が取り残されるばかりか、区の発展を阻害することにもつながります。また、阪神淡路大震災のような未曾有の大災害から、区民の生命や財産を守るためにも、道路等の都市インフラの整備は必要です。 都市計画道路の整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていきます。 都市計画道路の整備によるみどりへの影響・効果については、区民にも分かりやすい形でお示ししたいと考えます。	
17	道路を通すことで、みどりがどうなるか、区民にも分かるように説明できるようにしてほしい。	都市計画道路の整備によるみどりへの影響・効果については、区民にも分かりやすい形でお示ししたいと考えます。	
その他			
18	松の風公園で撮ったよりどりみどりのCMや大泉学園駅前のアニメのブロンズ像に多額な費用をかけるのではなく、病院のベット数を増やすなど、喫緊に取り組まなければならないことに予算を使ってほしい。	練馬区は、23区で最もみどりに恵まれ、交通利便性も高い住宅都市です。しかし、現状では、その魅力が十分に知られていません。広報キャンペーンや「アニメのまち」の発信によって、区の魅力を区内外の多くの方々に知ってもらいたいと考えています。貴重な税金を活用し、効果的、効率的な区の魅力発信に努めます。	